武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書三

例

大字上名栗)町田家文書の近世状型文書のうち、村方関係文書の一部の目録である。 本目録は、昭和四二年五月一〇日に町田雅男氏から学習院大学に寄贈された、武蔵国秩父郡上名栗村(現在の埼玉県入間郡名栗村

〈文書の分類〉

複数の分類項目にわたる場合には、主たる主題と思われる項目に分類した。 文書は主題分類を施し、各分類ごとに年代順に配列した。但し、廻状の「村内触」の項目に関しては名主順とした。文書の内容が

〈文書番号〉

て編年している。 した場合には、枝番号を付した。その際、分類項目は枝番号の一つを代表させた。なお、枝番号は、確定できる年代の初年に合わせ 一文書に一番号を原則とした。ただし、一括して保存されていたり、綴られていた文書で、一括の単位を重視した方がよいと判断

郡上名栗村町田家文書 (一)』・『学習院大学史料館所蔵史料目録 第九号 武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書 (二)』)番号の続きであ また、文書番号は近世文書の通し番号となるため、近世冊子型文書の目録 (『学習院大学史料館所蔵史料目録 第八号 武蔵国秩父

〈年代〉

る

月」・「閏12月」と表記している。原文書に干支があり、年代が推定できる場合には、年代欄に()で推定年代を表記した。 数字としたが、晦日・大晦日は原文のままにした。極月も原文のままとしたが、年代が特定でき、閏か否かがわかるときには「12 「分」、「第」などの情報は省略した。 作成年代を表記した。本紙の年記をとるが、推定できる場合は()で補い、包紙からの情報は [] でとった。年号はアラビア なお、コンピューター入力にあたり年代をコード化したため、年代欄に記入されていた干支をはじめ、「吉日」、「朝」、「済」、「改」、

〈文書名〉

文書の原表題を採ることを原則とした。ただし、原表題だけでは内容が不明瞭なもの、原表題がないものについては、目録作成者

が必要に応じて () で補った。() 表題内は、固有名詞以外は新字に直し、できる限り現代仮名遣いを用いた。

〈差出(作成)・受取〉

旧字・作字は原文通りとしたが、敬称などは省略した。村名・組名・人名が複数の時には、その一つを代表させた。差出・受取と

も補えるものは () で補い、本紙に盛り込まれていない包紙の情報は [] で補った。

〈形態〉

形態は、竪、竪切、竪折、継、 横切、横折、折、絵図、折本、包紙、袋、封筒、短冊、 付札、 札 付箋、などとした。ただし、今

回の目録はこの内の一部しか使用していない。

その他、美濃判は縦二七~二八センチ以上を基準とし、「美」と表記した。横帳、竪帳が損壊し一紙になったものは、

竪

帳)と表記した。

〈数量〉

本館では、近世は明治四年以前としているが、枝番号の関係で明治五年以降の文書が含まれる場合もある。 数量は、一個体を一点として数えた。例えば、 包紙と本紙が別々の個体の場合は二点と数えている。

村方関係文書	E
その1	ひ

										村運営				
組合寄場93	他村一件	通行——行倒·継送···································	通行——手形	村役人	村方出入	村政関係	<u>鉄</u> 砲····································	<u>貯穀・救恤</u>	願書ほか、領主・役所関係68		後仲間66	 村内触②——名主からの触廻状	 村内触①	触廻状写・受取関係

解説にかえて
事件・治安――飯能戦争
事件・治安――喧嘩・殺人・強盗
訴訟
家相続――婚姻・不行跡
家相続——跡式
欠落
送状・落着
宗門人別
村況・生活 1
武州一揆

廻状・触・達

触廻状写・受取関係

5539	5538 寛政4	3	2	1 寛政1	5 5 3 7	5536 (安永	5535 (安永	5534 安永?	5 5 3 3 (明和	5532 (享保	文書番号年
寛政4年9月	4年9月			寛政1年3月		(安永3年)12月	(安永2年)3月	安永2年1月20日	(明和8年)9月26日	(享保7年)12月	代
ず方客禁上の言独) 御觸書写(下野国思川通枝川々より利根川通の筏川下	御觸書写(筏川下げについて)	(筏川下げ難儀により見分願)(前欠)	(御用木筏流しにつき支障なきよう川触写)(前・後欠)	(諸勝負禁止につき小前請印)		安永三御觸書(船問屋株運上吟味についての書付控)	安永二巳年御觸書(諸家普請入用の材木川下げについて)	覚(村政につき申達の廻状写)	廻状(大納言服喪のため日光社参を延引する旨)	廻状(主立った法度書、五人組帳などを教諭すべき旨)	文書名
(大久保)内膳ほか7名	(大久保)内膳ほか7名			五兵衛ほか5名		備後		蓑笠之助役所	蓑笠之助役所	河(原)清兵衛	差出出
						頭料私領寺社領村々名主、与			寄び郡南村ほか7村名主、年	大内沢村ほか18村名主、与頭	受取
継	継 1	継 1	継 1	竪 1		継 1	継 1	継	包美・1継	包・継美	形態·数量

5 5 4 0	寛政4年	寛政四子年御川觸写(武州荒川通の筏川下げ筋を差塞	可能まれた。	一、武州荒川通り両則対々呂主
1	8	通路の障ぐになることを禁止する旨)	F 月 し ズ マ イ	与頭、百姓代
5 5 4 1	(寛政5年)1月28日	覚(博奕、諸勝負ごとについての廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 2	(寛政5年)1月29日	覚(夫食代廻状ほか受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 3	(寛政5年)2月1日	覚 (荒地改の廻状、案文共に受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 4	(寛政5年)4月4日	覚(荒地につき廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 5	(寛政5年)5月3日	覚(荒地起返りにつき本庄宿へ御召の廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 6	(寛政5年)6月7日	覚(甘蔗植付の廻状ならびに案文受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 7	(寛政5年)6月9日	覚(当丑年夏成年貢廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 8	(寛政5年)7月2日	覚(普請鳴物停止の廻状受取)	下名栗村名主清兵衛	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 4 9	(寛政5年)11月3日	覚(堀谷文右衛門へ支配替えの廻状ほか受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 0	(寛政5年)12月13日	覚(廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 1	(寛政6年)1月13日	覚(鳴物停止廻状ならびに問屋付帳受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 2	(寛政6年)1月19日	覚(荒地改め廻状、鉄砲証文差出帳、問屋帳受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 3	寛政6年3月21日	請取(廻状受取)	芦ケ久保村名主九右衛門	名栗村役人衆
5 5 5 4	(寛政6年)3月24日	覚(荒地見分につき御召の旨廻状受取ほか)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 5	(寛政6年)5月19日	覚 (当年夏成年貢触廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 6	(寛政6年)8月16日	覚(秋成年貢触廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)勝次郎
5 5 5 7	寛政11年12月10日	覚(廻状受取)	新組当名主伊兵衛	古組名主(町田)栄治郎
5 5 5 8	寛政12年1月16日	覚(廻状受取)	新組当名主伊兵衛	古組名主(町田)栄治郎
5 5 5 9	寛政12年2月1日	受取)	新組当名主伊兵衛	古組名主(町田)栄治郎

5 5 7 9	5 5 7 8	5 5 7 7	5 5 7 6	5 5 7 5	5 5 7 4	5 5 7 3	5 5 7 2	5 5 7 1	5 5 7 0	5 5 6 9	5 5 6 8	5 5 6 7	5 5 6 6	5 5 6 5	5 5 6 4	5 5 6 3	5 5 6 2	5 5 6 1	5 5 6 0
享和2年6月5日	享和2年5月27日	享和2年2月24日	享和1年11月	享和1年7月8日	享和1年6月27日	享和1年6月19日	享和1年3月7日	享和1年2月28日	寛政13年3月18日	寛政13年2月20日	寛政13年1月	寛政12年12月18日	寛政12年8月	寛政12年5月15日	寛政12年5月14日	(寛政12年)閏4月	寛政12年4月26日	寛政12年3月15日	寛政12年2月29日
受収) 覚(去酉年分割付皆済目録引替のため印持参の旨廻状	覚(花火差留の触廻状など受取)	付受取)付受取)	覚(年貢皆済の旨廻状受取)	覚(取箇免増改につき役人廻村触受取)	覚(石川安右衛門廻村につき廻状受取)	覚(家数人別増減差引についての廻状受取)	覚(当酉年春正漆上納触廻状受取)	覚(改元触廻状受取)	覚(村々取締りの触廻状受取)	覚(村入用改めの触廻状受取)	覚(諸運上小物成割年季明などを通告する触廻状受取)	覚(役所より廻状受取)	覚(当申年秋成年貢触廻状受取)	覚(初成年貢触廻状受取)	覚(榊原小兵衛役所よりの書付受取)	覚(五百姫逝去につき廻状受取)	覚(捨鉄砲につき触書本書、写、請印帳、箱受取)	覚(先触ならびに書付受取)	覚(正漆上納の旨廻状受取)
新組年番名主金右衛門	新組当名主金右衛門	坂元村組頭喜右衛門	下名栗村下組名主庄助	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	新組当名主源蔵	新組当名主源蔵	新組当名主源蔵	新組当名主源蔵	新組当名主源蔵	下名栗村名主清五郎	年番名主源蔵	当名主源蔵	坂石村当名主源七五郎助代印	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	新組名主源蔵	新組年番名主伊兵衛
古組名主(町田)栄治郎	古組名主代藤太郎	上名栗村名主衆	郎上名栗村古組名主(町田)栄次	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名栗村新組名主彦兵衛	上名栗村名主(町田)栄次郎	古組名主(町田)栄治郎	古組名主(町田)栄治郎	古組名主(町田)栄治郎	古組名主(町田)栄治郎	古組名主(町田)栄治郎	上名栗村名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	上名栗村名主役人衆	上名栗村名主(町田)栄治郎	上名栗村名主(町田)栄治郎	治郎 岩栗村新館古組名主(町田)栄	古組名主(町田)栄治郎
継	竪切	竪	竪切	継	竪	竪切	竪切	竪切	竪切	竪切	竪	竪	竪切	竪切	竪	竪切	継	竪切	竪切
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

5597 文政6年3月2日 覚	5 5 9 6 文化11年3月 害法	5595 (文化9年5月28日) 文字	5594 文化6年4月 取)	5593 文化5年1月19日 差記	5592 文化3年10月6日 覚	5591 文化3年5月23日 覚	5590 (文化3年)3月25日 (江	2 丑年12月24日 写	1 (文化3年)2月14日 貢(編	5 5 8 9	5 5 8 8 享和 3 年 11 月 一 日	5587 享和3年8月27日 小工	5586 (享和3年)8月9日 (勘	5585 享和3年7月17日 覚	5584 享和3年2月3日 覚	5583 享和3年閏1月8日 覚	5 5 8 2 享和 2 年 10 月 5 日 納 第	5581 享和2年7月21日 覚	
(小) 是房村名主花欠 耶 生 曲 乏 仅)	害禁止の旨)	(寄居村目番彦左衛門よりの相対物取り計らい村々廻	(去辰年朝鮮人信使来聘国役金上納すべき旨書付受	差紙拝見について)	(酒造方触廻状受取)	(役所廻状受取)	旨などの触廻状写)	写ほか) (焼失した摂州四天王寺再建のため寄進すべき旨触書	貢と共に納める旨触廻状) (榊原小兵衛役所よりの村々寄進の勧物取集め当夏年		札之事(酒の隠造、過造なき旨触について)	小手形持参の旨廻状受取) 小手形持参の旨廻状受取)	勘治郎らへの差紙)	(当亥秋成年貢上納の旨触廻状拝見の旨)	(朱印紛失の廻状ほか触廻状受取)(後欠)	(当亥年宗門人別改触ほか触廻状受取)	の旨触廻状受取)	(秋成年貢廻状受取)	
芦ケ久保村名主兵左衛門	(大久保)内膳ほか7名	上名栗村古組富士太郎	上名栗村新組名主四郎次代兼平左衛	次郎ほか1名 上名栗村百姓丑太郎出府ニ付代忰岩	中沢名主半平	組頭伊兵衛代虎三郎	榊原小兵衛手代森本億右衛門	松兵庫頭ほか4名	(町田)栄次郎		上名栗村新組年番名主平左衛門ほか	源兵衛 北名栗村新組名主平左衛門代兼与頭	榊原小兵衛役所	新組年番名主平左衛門	新組年番名主金右衛門	新組年番名主金右衛門	新組年番名主金右衛門	新組年番名主金右衛門	
名栗村役人衆		同(上名栗)村新組勝次郎	次郎 (上名栗村)古組名主(町田)栄	名主(町田)栄次郎	上名栗村名主(町田)永次郎	名主(町田)栄治郎	村々役人		組番 10組与頭、百姓代、小出組ほか10組与頭、百姓代、		(上名栗村)古組役人	古組名主(町田)栄治郎	勘治郎ほか4名、村役人武州秩父郡上名栗村新組百姓	古組名主	古組名主(町田)栄治郎	古組名主	古組名主	古組名主(町田)栄治郎	
継	継	継	竪	継	切	竪切	継	横切	継		竪切	竪	竪	切	継	継	竪切	竪切	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	

5	4	3	2	1	5 6 1 2	5 6 1	5 6 1 0	5 6 0 9	5 6 0 8	5 6 0 7	5 6 0 6	5 6 0 5	5 6 0 4	5 6 0 3	5 6 0 2	5 6 0 1	5 6 0 0	5 5 9 9	5 5 9 8
辰年7月6日	辰年 4 月 26 日	辰年 ₁ 月22日	卯年9月17日	天保14年9月25日		(天保9年)閏4月9日	(天保7年)5月6日	(天保7年) 3月24日	(天保7年)3月18日	(天保3年)10月6日	(天保3年)3月17日	(天保3年)3月17日	(天保2年)11月4日	(天保2年)8月	(文政13年)9月17日	文政9年10月	文政9年2月	文政7年	文政6年3月20日
覚(取越遣銭について)	覚(猟師鉄砲の儀につき廻文受取)	覚(手紙、小半紙預り)	(関東在々取締向につき廻文)	弐拾三ケ村賃銭割合請取渡帳(大宮郷始)		箱入り受取、ならびに村継送りについて) 覚(伊奈半左衛門役所よりの触書、添触、村々請書、	廻状(領主所替えについて差紙)	受取)ほか御領主御用向(館林藩石見国浜田へ所替についての触	廻文(領主所替えについて)	廻状(代官松井七郎廻村につき注意事項などについて)	廻状(代官富永貫平領分見廻差出しの旨)	廻状(代官富永貫平領分見廻差出しの旨)	差紙	廻文(栄治郎取締役就任について)	(証文ならびに触書写ほか)(前欠)	(無宿者浪藉につき、以後死罪重科の旨触書写)	についての廻状写) (上名栗村および南村ほか7村の四季打鉄砲継立て	(河川普請に関する廻状は速やかに廻すべき旨通達写)	覚 (大貫四郎次先触受取)
南川村役人	南川村均平	清七	坂石町分名主弥太郎			南川村新組名主七右衛門	次郎 我野八村取締役上名栗村名主町田栄	り出ル三上村名主]斉藤甚右衛門ほか[馬喰町三丁目大坂屋長左衛門旅宿よ	上名栗村町田栄次郎	上名栗村町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	館林代官江戸役所	上名栗村名主町田栄治郎	川船改方中村啓助ほか2名ほか	何州何郡何村	館林家中松田民之進ほか2名	伊奈半左衛門役所	芦ケ久保村名主兵左衛門
上名栗村役人	上名栗村役人衆	新館主人	高山村ほか5村村々役人衆			上名栗村役人衆	(南村ほか6村)名主	[上名栗村取締]町田栄次郎ほ	南村ほか5村名主衆	南村ほか6村名主	北川村ほか2村名主	南村ほか3村名主衆	組頭、百姓[代]	百姓代 百姓代	与頭ほか 与頭ほか		内藤新宿ほか6宿村問屋年寄	村々名主、与頭、百姓代	名栗村役人
切 1	切 1	切 1	包 · 横切	竪帳		横切	包 · 継 1	包 · 継 3	包 継 2	包 · 継 1	包 美 1 継	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	継	継	継 1	継	切1

5	5	5	5 6	5	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6						
6	2 5	5 6 2 4	5 6 2 3	5 6 2 2	2	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	9	8	7	6	3	(2
(慶応1年) 1月11日	(慶応1年)11月11日	(慶応1年)5月11日	(元治1年)11月20日	(元治1年)10月14日	(文久3年)6月26日	文久2年7月19日	(文久1年)10月25日	(安政5年)8月	安政2年3月17日	(安政1年)1月15日	(弘化1年)11月4日	天保15年6月	天保5年6月18日		9 月 21 日	5 月 17 日	4 月 26 日	6 月 29 日	E E
(当吐手の手貢皆斉金を内めるよう回犬頁室の言)	差出申請書之事(慶応1丑年11月差紙請書控)	触廻状)	(常州浪人大合戦の旨順達継送りについて)	差出しの旨廻状控) 差出しの旨廻状控)	廻状(新徴組に関する廻状)	御請書之事(伊奈半左衛門役所よりの差紙受取控)	(町田瀧之助に和宮下向時の手代を申し付ける旨触書)	(流行病につき触書写)	(支配替につき仰渡請書写)	御觸書之写(異国船渡来に際しての触書)(木版)	覚 (岩鼻郡役所廻状受取)	覚(本丸普請のための書面の馬を差し出すべき旨)	宿村準備の旨触控)	(包紙)	覚(立越出銭について)	(出会評議してくれるよう願)	覚 (書面受取)	覚 (飛脚賃出銭願)	賞(升版賃渡し)
公村忠四郎殳所	武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	中(山)誠一郎	槇下太次郎	中山誠一郎岩鼻役所	関東取締出役	上名栗村名主町田瀧之助	伊奈半左衛門手附福井亦之助	伊奈半左衛門役所		南北小口年番市中取締掛	上名栗村名主(町田)安之助	林手代石川□蔵	勘定吟味下役内田惣助	御堂村名主弥右衛門	南村藤兵衛	坂石町分弥太郎	下名栗村当名主安次郎	南村藤兵衛	月番亀屋太平世話人馬之烝
(下名表寸まい9寸)寸々安し	足立屋又右衛門	白石村ほか6村役人	新組仙太郎ほか1名	場役人大小惣代 新町宿ほか3ケ所5村1郷寄	人、惣代武州八幡山町ほか8村寄場役	馬喰町津久井屋新三郎	上名栗村役人		江川太郎左衛門元役所		南川村名主衆	宿村々役人	宿村役人	上名栗村新館弥助	上名栗村役人	村々役人	上名栗村名主	村々役人	南村名主衆
光	竪切	竪帳	継	竪折	竪帳	継	横切	継美	継	竪	切	竪	竪	包	継	切	切	切	継
	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1

5 6 4 3	5 6 4 2	5 6 4 1	5 6 4 0	3	2	1	5639	5 6 3 8	5 6 3 7	5636	5 6 3 5	5 6 3 4	5633	5 6 3 2	5 6 3 1	5 6 3 0	5 6 2 9	5 6 2 8	5 6 2 7
	(明治1年)7月1日	(明治1年)閏4月18日	(明治1年)4月17日	8月5日	卯年 8 月 24 日	(慶応年)8月20日		慶応4年3月	慶応4年3月	慶応4年3月	慶応4年3月	(慶応3年)8月23日	慶応3年8月19日	(慶応2年)7月3日	(慶応2年)6月28日	(慶応2年)6月16日	(慶応2年)2月21日	(慶応2年)1月	(慶応1年)11月28日
	達)ほか(天朝より軍監兼岩鼻知県事に仰せ付けられる旨申し	(総督府転陣につき大宮宿役人より触当次第人馬差出しの旨触書写)	の旨触書写)	(差紙廻状写)(反古)	の旨廻状写) (別紙の触書に対して組合村々役人が連印請書差出し	(関東在々にて刀硎拵屋禁止の再触写)		(キリシタン、邪宗門禁制について) ほか	定(徒党による強訴、逃散法度の旨)	定(倫理修身に関する覚書)	定(切支丹宗門などこれまで通り制禁の達控)	覚(人足継立てにつき先触写)(反古)	差出申請書之事(差紙受取)	御廻状写(慶応2年の打ちこわしについて)	どへ宛てた打ちこわし収拾について) (反古)御廻状写(関東取締出役より南村ほか2村寄場役人な	のようなことはない旨廻状)	(兵賦金割合につき廻状)	いて) 馬場俊蔵様御申渡し(関東郡代よりの取締心得方につ	の廻状写ほか)
	大音龍太郎ほか	総督府道中方取締方	総督府道中方取締方	下名栗村役人	南村名主東兵衛	関東取締出役、国掛り関東取締出役		太政官	太政官	太政官	太政官	関東在方役田中佐真郎	武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	関東取締出役	南村寄場名主東兵衛	飯能村役人	南川村ほか1村役人		松忠四郎ほか
		頭、百姓 武州足立郡ほか5郡名主、組	頭、百姓 3 郡名主、組	上名栗村ほか5村村々役人衆	組合村々役人							村迄村々役人 「大宮郷夫より上名栗	岩鼻飛脚屋馬之丞使	人、大小惣代本野上村より南村まで寄場役	上名栗村名主惣代太次郎	久須美村初上名栗村迄村々役	上名栗村ほか4村名主		
	継	継	継	竪	竪折	竪折		竪	継美	竪美	竪美	継	継	竪	継	継	継	竪	継
	1	1	1	1	1	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1	(明治1年)8月	御達書写(強賊徘徊取締りについての達書写)	(申渡飯野六郎右衛門ほか1名)	掛ヶ川藩村々役人
2	辰年8月	(取締り手筈取り決めについての控)	取締掛ケ川宿陣役所	野本ほか8宿場
5 6 4 4				
1	(明治1年)9月	(酒造冥加永についての触写ほか)(反古)	岩鼻縣民政役所ほか	
2	(明治1年)10月15日	物と由緒書を差し出すべき旨触写)(反古) 御廻達写(徳川家よりの朱印を所持している社寺の判	南村寄場組頭宗谷漸二郎	人南村中沢組ほか3ケ所村々役
5 6 4 5	明治1年10月	一致につ	行政官	
5 6 4 6	(明治2年)1月	(政体一新についての趣意書)(木版)		
5 6 4 7	(明治2年)1月	(政体一新についての趣意書写)		
5 6 4 8	(明治2年)5月8日	につき両3名印形持参にて参上すべき旨) 急御用向廻章(岩鼻県役所出役より当村旅宿にて1村	上名栗村役人惣代名主平次郎	南川村新組ほか1村役人衆
5 6 4 9	(明治2年)5月8日	覚(岩鼻県出役の付状受取、ならびに追廻状受取)	芦ケ久保村名主藤右衛門	上名栗村役人衆
5 6 5 0	(明治2年)5月12日	覚 (岩鼻県出役松本甚太郎先触受取)	秩父郡芦ケ窪村与頭福次郎	上名栗村役人
5 6 5 1	(明治2年)6月	(人民告論浸透と手習師匠姓名、筆子人数取り調べに)のき触請書)	[上名栗村役人]	[南川村役人衆ほか]
5 6 5 2	(明治2年)8月5日	覚 (廻状受取)	芦ケ久保村名主藤作	上名栗村肝煎名主太治郎
5 6 5 3	(明治2年)8月16日	覚(人足廻状受取)	芦ケ久保村名主藤作	上名栗村肝煎名主太治郎
5 6 5 4	(明治2年)11月	覚(伊太利亜公使ほか通行につき人馬用意の旨急廻状)	大宮郷名主政右衛門	横瀬村ほか2村役人
5 6 5 5	(明治3年)1月14日	覚 (岩鼻県廻状写受取)	下名栗村名主半蔵	上名栗村名主
5 6 5 6	(明治3年)2月11日	覚(岩鼻県よりの廻村先触ほか添書)	大野村肝煎名主耕作	椚平村ほか2村名主衆
5 6 5 7	(明治3年)2月19日	覚(人別帳雛形案、廻章受取)	下名栗村名主吉蔵	上名栗村古組名主衆
5 6 5 8	(明治3年)4月6日	覚 (岩鼻県廻達写受取)	下名栗村名主半蔵	上名栗村名主
5 6 5 9	(明治3年)5月6日	覚(夏成年貢触廻状受取および飛脚賃渡し)	上名栗村新組役人	古組名主(町田)俊三郎

6 6 6 6	(明治3年)5月6日 (明治3年)7月2日 (明治3年)7月2日 (明治3年)7月2日 (明治3年)7月2日		に名を付け 駅逓役所は お組肝煎 を対け、 をがり、 を対し、 をがしがしがし、 をがしが、 をがしが、 をがしがしがしが、 をがしが、 をがしがしがしがしがしがしがしがしがしがしがしがしが	お組肝煎料組肝煎料を持ちまでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学
5 6 6 4	(明治3年)7月5日	覚 (封状受取)	上名栗村肝煎名主太次郎	俊三郎 同(上名栗)村古組名主(町田
5 6 6 5	(明治3年)9月5日	覚(岩鼻県廻状受取)	芦ケ久保村名主藤作	上名栗村役人衆
5 6 6	(明治3年)9月9日	覚 (岩鼻県廻状受取)	芦ケ久保村名主藤作	上名栗村役人衆
5 6 6 7	(明治3年)10月14日	覚(岩鼻県役所よりの廻状写受取)	上名栗村肝煎名主太次郎	三郎 (上名栗村)名主新立
5 6 6 8	(明治3年)10月18日	覚(那賀郡小平村名主よりの廻文受取)	上名栗村肝煎名主原田太次郎	同(上名栗)村名主町
5 6 6 9	(明治3年)10月27日	につき手配の廻章〉 につき手配の廻章〉	寅次郎肝煎名主御県御用ニ付太次郎代印忰	新立ほか5村
5 6 7 0	(明治3年)10月29日	取および飛脚賃渡し)	南川村名主岡部均平	上名栗村名主町田俊三郎
5 6 7 1	(明治3年)11月晦日	覚(岩鼻県廻状写受取)	芦ケ久保村役人	上名栗村役人衆
5 6 7 2	(明治3年)12月14日	写)(下畑村百姓兼平贋札製造につき、吟味済せ方願廻文	名 扇町屋大惣代年寄長谷部太七ほか2	富岡村ほか7村役人衆
5 6 7 3	(明治3年)12月25日	覚 (廻章継立受取)	芦ケ久保村役人	上名栗村名主衆
5 6 7 4	(明治4年)1月7日	覚 (廻状受取)	芦ケ久保村役人	上名栗村役人衆
5 6 7 5	(明治4年)1月13日	覚(岩鼻県よりの廻章写受取)	芦ケ久保村役人	上名栗村役人衆
5 6 7 6	(明治4年)1月26日	覚(廻状写受取)	原田太次郎代寅次郎	新立町田俊三郎
5 6 7 7	(明治4年)2月21日	覚(岩鼻県よりの廻状受取)	芦ケ久保村名主赤岩藤作	上名栗村名主衆
5 6 7 8	(明治4年)3月7日	覚(岩鼻県出役廻村につき御達書受取)	芦ケ久保村名主藤作	上名栗村役人衆
5 6 7 9	(明治4年)4月4日	覚(岩鼻県よりの廻章写受取)	芦ケ久保村役人	上名栗村役人衆

9 4 (明治4年)3月6日 覚(廻状受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 9 0 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 9 1 (明治5年)2月3日 覚(廻状受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 9 2 (明治5年)2月3日 覚(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 9 1 (明治5年)3月5日 覚(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 9 2 (明治5年)3月5日 覚(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 7 2 (明治5年)3月5日 党(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 8 8 (明治5年)3月5日 党(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 9 1 (明治5年)3月5日 党(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 6 2 (明治5年)3月5日 党(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 7 2 (明治5年)3月5日 市場での表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	93 (明治4年)1月2日 覚(廻状受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 90 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 91 (明治5年)2月3日 覚(元岩鼻県廻状写受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 92 (明治5年)2月3日 覚(廻迷写受取) 下名栗村名主町田半蔵下名栗村名主町田半蔵下名栗村名主町田半蔵下名栗村名主赤岩藤作	9 2 (明治4年)1月2日 覚(廻状受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 8 8 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 下名栗村組頭平沼源一郎 8 9 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 下名栗村組頭平沼源一郎 6 7 (明治5年)2月3日 覚(廻迷写受取) 下名栗村名主町田半蔵 7 (明治5年)2月3日 党(廻球受取) 下名栗村名主町田半蔵 8 8 (明治4年)11月1日 党(廻球受取) 下名栗村名主町田半蔵 9 0 (明治4年)11月2日 おばへ(官激の写および新貨條例受取) 下名栗村名主町田半蔵 1 回れる (明治5年)2月3日 党(廻状受取) 下名栗村名主町田半蔵 1 回れる (明治5年)2月3日 党(廻状受取) 下名栗村名主赤岩藤作	9 1 (明治4年) 1月2日 覚 (廻状受取) 8 8 (明治4年) 11月2日 おぼへ (官激の写および新貨條例受取) 声ケ久保村名主赤岩藤作 8 9 (明治4年) 11月2日 おぼへ (官激の写および新貨條例受取) 声ケ久保村名主赤岩藤作 上名栗村組頭平沼源一郎 下名栗村名主町田半蔵	87 (明治4年)11月2日 覚(元岩鼻県廻状写受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 88 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎	8 9 (明治4年)11月2日 おぼへ(官激の写および新貨條例受取) 声ケ久保村名主赤岩藤作 8 8 (明治4年)10月28日 記(差紙受取) 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎	8 8 (明治 4 年) 10 月 28 日 記 (差紙受取) 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎 上名栗村組頭平沼源一郎	(明治4年)9月6日 覚(廻状受取) 芦ケ久保村名主赤岩藤作 芦大久保村名主赤岩藤作	A CHILD THE COLUMN TO CHANGE OF THE COLUMN TO CHANGE O	5686 (明治4年)8月8日 御請書之事(岩鼻県役所よりの差紙の受取ほか) 上名栗村京田太欠郎 (上名	5685 (明治4年)8月21日 覚 (差紙受取および飛脚賃渡し) 上名栗村町田俊三郎	4 (金銭書上)	3 未年8月27日 (尋の為差紙写および差紙受取順達の旨奥書) 岩鼻縣庁 改2:	2 午年12月26日	1 (明治4年)8月20日 (上名栗村牧田徳太郎申し渡しにつき差紙写および差 岩鼻縣庁 右(上	5 6 8 4	56883 (明治4年)7月15日 覚(廻状受取) (上名栗村)組頭太次郎	5682 (明治4年)6月14日 覚(廻状写受取) 上名栗村元肝煎組頭原田太次郎 (上名栗村元肝煎組頭原田太次郎	5681 (明治4年)5月23日 覚(岩鼻県よりの廻状写受取) 芦ケ久保村役人 上名	5680 (明治4年)5月3日 御差紙写 岩鼻県庁 武州:
(上名栗村名主衆 上名栗村名主衆 上名栗村名主衆 上名栗村名主衆 上名栗村名主衆 上名栗村名主衆 上名栗村名主衆	町田 田 俊	町田俊	町田俊三	町田俊	郎 衆 主町田俊三	田と	町田俊三	町田俊三				か2名、役人か2名、役人	小殿	右(上名栗)村役人		(上名栗村)名主(町田)俊三郎	(次郎 (上名栗村)新立名主町田俊三	上名栗村役人衆	武州秩父郡上名栗村役人
切 竪 竪 切 切 継 切 竪 切 継 総	竪 切 切 継 切 竪 切 継 #	竪 切 切 継 切 竪 切 継 維	切切继切竪切総維	切継切竪切総維	継切竪切総維	切竪切継維	竪切継維	切継維	継 維	総	Ł	継	継	横切		竪切	竪切	切	継
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1	1		1	1	1		1	1	1	1

3	2	1	5 7 0 7	3	2	1	5 7 0 6	5 7 0 5	5 7 0 4	5 7 0 3	5 7 0 2	5 7 0 1	5 7 0 0	5 6 9	5 6 9 8	2	1	5 6 9 7	5 6 9 6
寅年11月11日	寅年7月7日	寅年2月5日		(寅年1月)	(寅年1月)	丑年 12 月 28 日		丑年閏8月	丑年7月5日	丑年6月1日	丑年3月9日	子年11 月20 日	子年11月15 日	子年9月26日	子年9月23日	子年2月20日	子年2月17日		子年1月7日
覚(酒造改め廻村の急廻状受取)	覚 (廻状一通受取)	管(水戸簾中逝去につき26日より28日まで鳴物停止の にかまない。		(寅年1月3日新組より廻状受取および古組分飛脚賃	(寅年1月廻状請書および古組分飛脚賃覚)(前欠)	納について 納について 納について 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対		(尋儀についての差紙控)	御書付拝見請取一札之事	(先般願い上げの上納金を上納する旨ほか触写)	急用事(上名栗村金吾ほか2名延着について)	覚(関東取締役通行について)(反古)	(反古) (京州賊徒追討のため猟師鉄砲持参し出頭の旨廻状)	(廻状順達飛脚賃および上名栗村古組分書上)	(筑波山浪士追討により怪しい者を見つければ召し捕	(廻状拝見につき、写によって通達の旨ほか)(反古)	たことについて)(反古) 御廻状写 (水戸那珂湊脱走賊徒が下仁田村に立て籠っ		写)(村々小前の者を村役人は油断なく見廻る旨ほか廻文
坂元村名主六郎左衛門	新組当名主要右衛門	八三郎						左近	上名栗村与頭太七忰鉄五郎ほか1名	岩鼻役所	下名栗村茂右衛門村役人	大宮郷名主四郎右衛門	岩鼻役所		岩鼻役所	南村宗兵衛	関東取締出役		岩鼻役所
上名栗村名主衆	古組名主(町田)勝治郎	町田勝治郎				岩鼻役所		武州秩父郡上名栗村百姓重蔵	名主(町田)栄二郎		組村役人衆 上名栗村(町田)栄次郎ほか新	横瀬村ほか2村役人	人 武州秩父郡白石村ほか6村役	役人)		役人 上名栗村古組・新組ほか1村	役人大小惣代		村々役人
切	切	継		竪折	竪折	竪折		竪切	継	切	包。	横切	横切	竪折	竪折	竪	竪		竪帳
1	1	1		1	1	1		1	1	1	竪 2	1	1	1	1	1	1		1

竪 1	BSTA		(米穀豊作につき勝手次第酒造渡世すべき旨触書写)	寅年9月28日	5 7 2 1
包・継 2	高山村ほか2村役人	南村寄場名主東兵衛	御廻状写(普請、鳴物停止解除について)	寅年9月20日	5 7 2 0
竪切 1	名主(町田)勝次郎	名主要右衛門	覚 (廻状受取)	寅年9月15日	5 7 1 9
継 1	南川村役人ほか	南村名主東兵衛	御用状写(酒造の儀について申し渡し廻状)	(寅年) 9月14日	5 7 1 8
切 1		渋谷鷲郎ほか2名	(寄場内組合宿村々酒造人稼高取調べについての廻状)	寅年8月	5 7 1 7
切 1		岩鼻役所	皆廻状写 (花山院の右府薨去につき3日間鳴物停止の	寅年8月31日	5 7 1 6
継 1	高山村ほか4村役人	南村寄場与頭宗兵衛	取調べについての廻状ならびに雛型)(関東取締出役中川孫市よりの組合高、一村家数ほか	寅年7月28日	5 7 1 5
竪切 1	上名栗村名主(町田)勝治郎	下名栗村名主清五郎	覚 (刻付廻状受取)	寅年 5 月 7 日	5 7 1 4
竪切 1	古組名主(町田)勝治郎	当名主要右衛門	覚(廻状受取)	寅年 5 月 10 日	5 7 1 3
継 1	芦ケ窪村役人衆	組頭代八上名栗村名主町田瀧之助他出二付代	覚(悪党共手配方御用状拝見など)	寅年4月20日	5 7 1 2
包· 竪切	上名栗村役人衆	芦ケ久保村役人共より	口上(悪党に備えるため寄場惣代よりの達)	寅年4月5日	5 7 1 1
包 · 継 1	大荒川通り並枝川々両縁村々役	伊奈半左衛門手附森均平	御觸(武州秩父郡新大瀧村材木川下げにつき川触)	寅年3月	5 7 1 0
継	組頭ほかに対している。これは、一個を対している。これでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	伊奈半左衛門ほか	川觸写(武州秩父郡新古大瀧村川下げに伴い川触)	寅年 3 月 20 日	5 7 0 9
継 1	秩父郡上名栗村ほか3村	岩鼻役所	(正納漆を年番藤谷渕村へ納めるよう廻状順達の旨)	寅年2月8日	5 7 0 8
包 1			(包紙)		8
切 1	上名栗村(町田)勝次郎	贄川伴平	(酒造の儀についての廻状受取)	7 月 16 日	7
継 1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚(廻状案文受取)	卯年10月4日	6
切 1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚 (当秋成年貢の廻状受取)	卯年8月1日	5
継 1	古組名主(町田)勝次郎	新組当名主要右衛門	覚(廻状受取)	寅年11月17日	4

	5735 卯年10	5734 卯年8月	5733 卯年閏7	5732 卯年7月	5731 卯年5月	5730 卯年4	5729 (卯年)	5728 卯年3月25	5727 卯年2月	5726 卯年2月	5725 卯年2月25	5 7 2 4 寅年12	5723 寅年11日	4 寅年11	3 寅年11	2 寅年11	1 寅年11	5 7 2 2
	月7日	月 18 日	7 月 4 日	月 8日	月 11 日	月 8 日	(卯年) 4月4日	月 25 日	月 28 日	月 27 日	月 25 日	月	月 20 日	月 19 日	月 18 日	月 17 日	月 17 日	
	覚(醍醐殿御末派万寶院御司よりの先触受取)	(岩鼻役所よりの差紙)(反古)	御用(書付所持の上参上の旨)	(関東取締出役宮内右左平急御用向の廻状添状)(反古)	覚(関東在方役御用のため人足を差し出すべき旨)	写ほか) (亜麻、菊芋などの栽培法、輪入種芋についての廻状	触書廻状写)(反古)(秩父郡金沢村百姓又兵衛預けの鉄砲紛失のため捜索	禁止などの触廻状写) 熱物開置、穀物糶買および先物値段取決め	(卯年正納漆上納の旨廻状) (後欠)	(山附村々難渋のため預穀など拝借願につき村々廻文)	(鳴物停止解除の旨廻状)	をやめさせるべき旨廻状)	覚(御林御用の廻状受取)	覚(人足賃および木銭、白米代金受取)	覚(関東取締出役ほか役人直竹村宿泊につき通達)	(関東取締出役御用状写)	(関東取締出役御用状写)	
	新組当役与左衛門	岩鼻役所	(北八丁堀孫三郎手代松之助)	武州秩父郡下名栗村名主倉之助	鷹村御用先関東在方役戸叶猟蔵	芦ケ久保村名主亦兵衛ほか	小林藤之助	関東取締出役	岩鼻役所	上名栗村半兵衛	岩鼻役所		下名栗村名主清五郎	上名栗村名主町田瀧之助	大宮郷名主孫右衛門	在府同出役中川孫市	在府同出役吉田隣助ほか	
	古組名主(町田)栄次郎	頭出外及郡上名栗村名主、組		庄宿役人 上名栗村ほか5村、および本	上小鹿野村ほか13村役人	白石村ほか5村村々役人ほか	同郡村々名主、組頭までそれより秩父郡道継場並武州豊嶋郡板橋宿より川越町	寄場役人	南川村ほか3村	上名栗村ほか5村諸役人衆			上名栗村名主(町田)勝次郎		横瀬村ほか3村役人	一郎中山道近関東取締出役内山左	山左一郎ほか中山道御用先関東取締出役内	
坐	竪切	継	切	継	継	竪帳	継	継	継	継	切	継	竪切	継	継	竪切	継	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

人	足久保村ほか3村村々役人	岩鼻縣附属石橋大助ほか1名	(各村高反別帳または皆済目録を大宮町へ届け出るべ	辰年11 月21 日	5 7 5 3
	南村中沢組名主	町田栄次郎	書付(諸向村用取り計い方始末について)	辰年10月12日	5 7 5 2
名主	従千住御用先々問屋名主	伝馬役馬込勘解由	(増田多録郎検見御用につき伝馬触)	辰年 9 月 14 日	5 7 5 1
	南川村ほか6村名主	上名栗村町田栄次郎	たりしている者の取締りについて) 地状(村役人の中で博奕を専らとし無宿者を宿泊させ	辰年 9 月 13 日	5 7 5 0
	上名栗村両組役人衆	南川村名主禎輔	口演(触書写、下名栗村両組へ順達承知について)	辰年9月8日	5 7 4 9
人	武州秩父郡上名栗村役人	馬喰町馬場津久井屋新三郎	(松平和泉守よりの差紙を添えるので請書を飛脚に渡	辰年 8 月 27 日	5 7 4 8
人川など	秩父郡内7村)名主役人(下名栗、上名栗、南川	岩鼻役所	覚(夏成年貢を期日までに上納すべき旨廻状)	辰年7月	5 7 4 7
DJ	古組名主(町田)安之助	新組当名主四郎次	状写拝見) (本丸御普請につき諸職人江戸表へ呼び寄せの旨廻	辰年7月28 日	5 7 4 6
			御廻状写 (盗賊手配について)(反古)	辰年7月25日	5 7 4 5
衆	下名栗村ほか6村役人衆	郡中代岩鼻村鉄平□	(蚕種紙ならびに生糸の儀について廻状写)	辰年 6 月 10 日	5 7 4 4
	上名栗村役人	白石村名主孫兵衛	(廻状順達につき申送り状)	辰年6月6日	5 7 4 3
	小田原役所		状) (官軍討手差向のため大磯宿へ助郷を仰せ付につき廻	辰年4月	5 7 4 2
			(村に官軍兵食用の米、金を差し出すよう達写)		3
9村役	人武蔵国秩父郡南村ほか9村役	東海道先鋒総督府附会計方	(朝廷御下ケ金が下される旨廻状写)	4 月 14 日	2
衆	上名栗村ほか7村役人衆	南村名主東兵衛出府二付与頭宗兵衛	(会計方役所よりの達書回覧についての廻章写)	辰年 4 月 16 日	1
					5 7 4 1
	椚平村ほか4村役人	大野村役人	(兵賦につき廻状)(反古)	辰年3月26 日	5 7 4 0
來	唐竹村ほか3村名主衆	下直竹村寄場名主半左衛門	廻文(江戸歩兵隊の者通行について)	辰年2月7日	5 7 3 9
役人	(上名栗村ほか12)村(役人)	岩鼻役所	覚(西丸上ヶ金を上納すべき追廻状)ほか(後欠)	卯年12 月14 日	5 7 3 8
組頭	荒川通西縁村々名主、	田口五郎左衛門	(武州足立郡村々、廻米川下につき荒川濁水通船差支	卯年10 月21 日	5 7 3 7

5 7 7 0 午 年		5 7 6 9 午年	5768 午年	5 7 6 7 午年	5766 午年	5765 午年	5 7 6 4 午年	5 7 6 3 午 年	5762 巳年	5 7 6 1 巳年	5 7 6 0	5 7 5 9 巳年10	5 7 5 8	2 巳年	1 巳年	5 7 5 7	7756 巳年	5 7 5 5 巳年	5 7 5 4 巳年
	年4月29日	年4月26日	年4月4日	年4月1日	月 23 日	41月11日	月 10 日	十1月7日	11月14日	11月12日	(巳年)11月12日	10月26日	(巳年) 9月27日	月 15 日	6月15日		巳年5月21日	巳年5月8日	2 月 21 日
	覚(廻状写受取)	覚 (御用状受取)	覚(尋者人相書ほか廻状一通受取)	廻状ほか受取) 超状ほか受取が手形持参の旨	覚 (廻状写受取)	覚(廻状写受取)	人付添いで連れて来るべき旨通達)	(盗賊手配の廻状写)ほか	覚(年貢触廻状受取)	(贋金取調べ日延願い出しにつき、調べ状を出すべき	(差紙廻状写)	(川崎平右衛門役所の差紙)	(差紙廻状写)	覚(廻状写受取)	口演(廻状写、請書遣わしに対しての礼状)		口演(別紙廻状請印願について)	大急御用向追廻章(岩鼻県出役仰せ渡しの伝達延期に	(鉄平よりの廻状拝見につき出頭待合)
下名栗寸名主半载	下名栗村名主半蔵	芦ケ久保村名主藤作	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主半蔵	新組名主太次郎	新組肝煎名主	中山誠一郎ほか1名ほか	新組名主金右衛門	南村組頭藤十郎	川上金吾之助役所	埼玉や清兵衛	川上金吾之助役所	新組太次郎	槇下寅次郎		新組太次郎	上名栗村役人惣代名主太次郎	中沢半平
上名栗村古組名主衆	上名栗村古組名主衆	上名栗村役人	上名栗村名主(町田)勝次郎	上名栗村名主(町田)勝次郎	上名栗村古組名主衆	(上名栗村)古組名主	(上名栗村)古組名主		古組名主(町田)勝治郎	上名栗村ほか1村役人	田)瀧之助ほか3名 武州秩父郡上名栗村組頭(町	上名栗村古組役人	ほか3名 武州秩父郡上名栗村組頭軍蔵	新立名主(町田)瀧之助	新立町田瀧之助		新立町田瀧之助	南川村新組ほか1村役人衆	なくり名主太次郎
継	切 1	切 1	竪切 1	竪切 1	切 1	切 1	包 · 継 2	継 1	竪切 1	継 1	継 1	包・継2	横切 1	切 1	継 1		竪切 1	包 · 継 2	竪 1

竪切 1	上名栗村名主(町田)栄治郎	下名栗村名主清五郎	覚(大貫治右衛門よりの触書、請印帳受取)	午年10月14日	5 7 9 1
竪切状1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚(当午年皆済年貢廻状ほか受取)	午年10月12日	5 7 9 0
切 1	上名栗村名主衆	南川村名主均平	覚 (御用封状受取)	午年9月23日	5 7 8 9
切 1	上名栗村役人衆	芦ケ久保村役人	覚(岩鼻県役所よりの廻章受取)	午年9月15日	5 7 8 8
継 1	上名栗村名主衆	南川村均平	覚 (急用封状受取)	午年9月13日	5 7 8 7
包 · 竪 1 帳	下名栗村ほか5村[名主衆]	南村組合内上名栗村肝煎名主太次郎	御縣御廻章写(当県手券取引換算について)	午 年 8 月 12 日	5 7 8 6
竪 切 1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚(荒地改の廻状受取)	午年8月10日	5 7 8 5
竪 切 1	上名栗村名主(町田)栄次郎	下名栗村名主清五郎	覚(豊三郎逝去につき廻状、秋成年貢廻状受取)	午年7月27日	5 7 8 4
包 · 継 2	上名栗村役人[衆]	大宮郷名主紋右衛門	御用向(外国人宿泊について触)	午年7月11日	5 7 8 3
包 · 竪 2 帳	下名栗村ほか5村名主衆	南村組合上名栗村肝煎名主太次郎	選の旨廻状)(生糸、巻紙、第一に売買すべき触順	午年7月7日	5 7 8 2
継 1	上名栗村役人衆	下名栗村名主半蔵	覚(駅逓局よりの触書受取)	午年7月2日	5 7 8 1
切 1	上名栗村役人衆	芦ケ久保村役人	覚(廻章受取)	午年6月29日	5 7 8 0
竪切美1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚(鉄砲、長脇差尋につき案文廻状受取)	午年6月25日	5 7 7 9
竪切美1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村清三郎	覚(銀座の儀につき案文廻状受取)	午年6月19日	5 7 7 8
包 · 継 2	椚平村ほか4村名主衆	大野村肝煎名主耕作ほか1名	心得觸(巡検出役についての廻状)	午年6月13日	5 7 7 7
継 1	上名栗村古組名主	下名栗村名主半蔵	覚(廻達受取)	午年5月19日	5 7 7 6
継	上名栗村名主	下名栗村名主半蔵	覚 (廻達写受取)	午年5月15日	5 7 7 5
竪 切 1	上名栗村名主(町田)勝次郎	下名栗村名主清五郎	覚(代官廻村先触廻状受取)	午年5月11日	5 7 7 4
切 1	上名栗村名主衆	下名栗村名主半蔵	覚 (廻書写受取)	午年5月9日	5 7 7 3
切 1	上名栗村肝煎名主太次郎	芦ケ久保村名主藤作	覚 (人相書廻状受取)	午年5月4日	5 7 7 2

5 8 1 1	5 8 1 0	5 8 0 9	5 8 0 8	5 8 0 7	5 8 0 6	5 8 0 5	5 8 0 4	5 8 0 3	5 8 0 2	5 8 0 1	5 8 0 0	5 7 9 9	5 7 9 8	5 7 9 7	5 7 9 6 年	5 7 9 5	5 7 9 4 午	5 7 9 3 午	5 7 9 2
未年2月晦日	未年2月晦日	未年2月23日	未年2月17日	未年2月17日	未年2月12日	未年1月26日	未年1月14日	午年12月	午年12月29日	午年12月29日	午年12月8日	午年12月7日	午年12月4日	午年11月29日	午年11月29日	午年11月24日	午年11月21日	午年11月7日	午年10月27日
覚(廻状写返納分受取)	覚(廻状写受取)	覚(廻章受取)	取) 関(南川村肝煎より大野村肝煎藤太への急御用封状受	覚 (廻章写返納分受取)	覚(廻状受取)	覚 (廻状受取) (後欠)	覚 (廻章写返納分受取)	(南村組頭から栄次郎への報告書断簡)(前欠)	覚 (廻状受取)	覚(廻章写返納分受取)	廻文(皆済年貢取立てについて)	(書付の村名の下に請印して飛脚に返すべき旨通達)	覚(廻章写受取)	口上(関口園十郎案内について)	覚(上名栗村肝煎より大野村肝煎への封状受取)	用封状受取) 関(南川村肝煎原田太次郎より大野村肝煎藤太宛急御	覚(四季打鉄砲証文差出しの旨廻状受取)	覚 (囲穀改廻状受取)	覚(廻章写受取)
上名栗村肝煎名主太次郎	芦ケ久保村役人	芦ケ久保村役人	南川村名主岡部均平	上名栗村肝煎名主原田太次郎	芦ケ久保村名主赤岩藤作	芦ケ久保村役人	上名栗村肝煎名主原田太次郎	南村組頭新五右衛門ほか1名	芦ケ久保村役人	上名栗村肝煎名主原田太次郎	原市場村清兵衛	伊奈半左衛門役所	芦ケ久保村役人	下名栗村名主太次郎	南村名主幸平	南川村名主岡部均平	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主半蔵
(上名栗村)名主(町田)俊三郎	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	(上名栗村)新立役人	上名栗村役人衆	上名栗村役人衆	(上名栗村)名主町田俊三郎	取締役町田栄次郎	上名栗村名主太次郎	(上名栗村)名主町田俊三郎	湊酒造源之丞ほか4名	田)瀧之助ほか3名 田)瀧之助ほか3名	上名栗村役人衆	上名栗村役人衆	上名栗村役人	上名栗村名主衆	上名栗村名主(町田)勝次郎	上名栗村名主(町田)勝次郎	上名栗村名主
切	竪切	継	継	切	竪切	竪切	切	継	切	切	包。继	継	切	切	切	継	竪切	竪切	継
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	継2	1	1	1	1	1	1	1	1

上名栗村名主町田俊三郎	芦ケ久保村名主赤岩藤作	覚(廻状受取)	未年7月12日	5 8 3 1
	下名栗村名主町田半蔵	覚 (廻状写受取)	未年7月6日	5 8 3 0
	下名栗村名主清五郎	覚(石灰焼立、鳴物停止廻状受取)	未年7月4日	5 8 2 9
	下名栗村名主清五郎	覚(午年年貢割付目録廻状受取)	未年 6 月 18 日	5 8 2 8
	下名栗村名主町田半蔵	覚 (廻状写受取)	未年6月9日	5 8 2 7
	芦ケ久保村名主藤作	覚(廻状受取)	未年6月2日	5 8 2 6
	下名栗村名主清五郎	覚(夏成年貢触廻状ほか受取)	未年 5 月 15 日	5 8 2 5
	芦ケ久保村名主藤作	覚(廻状写受取)	未年5月11日	5 8 2 4
	芦ケ久保村名主赤岩藤作	覚 (廻章写受取)	未年4月晦日	5 8 2 3
	芦ケ久保村役人	覚 (廻状写受取)	未年 4 月 22 日	5 8 2 2
	下名栗村清五郎	覚(代官廻村につき先触廻状受取)	未年 4 月 18 日	5 8 2 1
	上名栗村名主町田俊三郎	覚(差紙受取および飛脚賃渡し)	未年 4 月 13 日	5 8 2 0
	南川村岡部均平	達)	未年4月11日	5 8 1 9
	芦ケ久保村役人	覚 (廻状受取)	未年4月3日	5 8 1 8
	芦ケ久保村名主藤作	覚 (廻状写受取)	未年 3 月 24 日	5 8 1 7
	南川村名主岡部均平	覚(当肝煎より大野村肝煎に対する急用封状受取)	未年 3 月 18 日	5 8 1 6
	芦ケ久保村役人	覚(廻状写受取)	未年 3 月 13 日	5 8 1 5
	下名栗村町田半蔵	覚(南川村よりの廻章受取)	未年 3 月 12 日	5 8 1 4
	(上名栗村)肝煎太次郎	覚 (大野村役人よりの内通書受取)	未年3月7日	5 8 1 3
	肝煎名主太次郎	覚(疱瘡生児取調べなどの廻達写受取)	未年3月5日	5 8 1 2

5 8 5 1	5 8 5 0	5 8 4 9	5 8 4 8	5 8 4 7	5 8 4 6	5 8 4 5	5 8 4 4	5 8 4 3	5 8 4 2	5 8 4 1	5 8 4 0	5 8 3 9	5 8 3 8	5 8 3 7	5 8 3 6	5 8 3 5	5 8 3 4	5 8 3 3	5 8 3 2
未年11月11日	未年11月1日	未年10月23日	未年10月21日	未年10月17日	未年10月16日	未年10月4日	未年 8 月 28 日	未年 8 月 21 日	未年 8 月 18 日	未年 8 月 12 日	未年 8 月 12 日	未年8月10日	未年 8 月 10 日	未年8月9日	未年8月5日	未年7月25日	未年7月24日	未年7月17日	未年7月13日
覚(廻状受取)	覚(廻状受取)	覚 (廻状写受取)	覚(廻状写受取)	覚(廻状写受取)	覚 (御救助金の廻状写受取) (後欠)	覚(廻状写受取)	覚(差紙受取および飛脚賃渡し)	覚(川崎平右衛門役所よりの廻状受取)	覚(廻状写受取)	覚(廻状写受取)	覚(廻状受取)	廻章(吉田市十郎巡回に先立ち取調べについて)	覚 (廻状受取)	覚(案文ならびに廻状受取)	覚(廻状写受取)	覚(廻状受取)	覚(廻章受取)	覚(廻状受取)	覚(廻状受取)
新組年寄名主伊兵衛	芦ケ久保村役人	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村役人	上名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主町田俊三郎	芦ケ久保村名主惣右衛門	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	南川村肝煎名主岡部均平	芦ケ久保村名主赤岩藤作	下名栗村名主町田清五郎	下名栗村名主町田半蔵	芦ケ久保村名主赤岩藤作	下名栗村名主半蔵	下名栗村名主町田半蔵	芦ケ久保村名主赤岩藤作
古組名主(町田)栄治郎	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	岩鼻町飛脚屋馬三吉ほか1名	名栗村役人衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	下名栗村役人	芦ケ久保村ほか1村役人	上名栗村名主衆	上名栗村古組名主	上名栗村名主衆	上名栗村名主町田俊三郎	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主町田俊三郎
竪切	切	切	切	切	切	継	継	竪切	切	切	切	継	切	竪切	継	切	切	切	切
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

5 8 5 2	未年11月14日	覚(廻状写受取)	上名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 5 3	未年11 月18 日	取) ・ 関する廻状受験に対象のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	下名栗村名主半蔵	上名栗村役人	継	1
5 8 5 4	未年11月20 日	覚(廻状写受取)	芦ケ久保村名主赤岩藤作	上名栗村名主	継	1
5 8 5 5	未年11月22日	覚(廻状写受取)	上名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 5 6	未年12 月14 日	覚 (廻状受取)	芦ケ久保村名主赤岩藤作	上名栗村名主衆	切	1
5 8 5 7	未年12 月15 日	覚(廻状写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	継	1
5 8 5 8	未年 12 月 19 日	覚(廻状写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	継	1
5 8 5 9	未年12 月19 日	覚 (廻達写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 6 0	申年1月10日	覚(廻状添受取)	下名栗村役人	上名栗村役人衆	切	1
5 8 6 1	申年1月10日	覚(廻状写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主	継	1
5 8 6 2	申 年 1 月 12 日	覚 (廻状受取)	南川村名主	上名栗村名主衆	継	1
5 8 6 3	申年1月14日	覚(廻達写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 6 4	申年1月15日	覚(鳴物停止の廻状受取)	下名栗村名主清五郎	上名栗村名主(町田)栄次郎	切	1
5 8 6 5	申年 1 月 19 日	覚(廻達写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 6 6	申年 1 月 19 日	記(入間県より廻状受取)	下名栗村役人	上名栗村名主衆	切	1
5 8 6 7	申 年 1 月 21 日	覚(廻達写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主	切	1
5 8 6 8	申年1月	(博奕諸勝負禁止および村内取締りの旨触書写)			継	1
5 8 6 9	申年2月8日	覚 (廻状受取)	芦ケ久保村名主赤岩藤作	上名栗村名主衆	竪切	1
5 8 7 0	申年2月9日	覚(廻状写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主衆	切	1
5 8 7 1	申年2月14日	覚(岩鼻県入間県より廻達写受取)	下名栗村名主町田半蔵	上名栗村名主	切	1

3	2	1	5 8 8	5 8 8 7	5 8 8 6	5 8 8 5	5 8 8 4	5 8 8 3	5 8 8 2	5 8 8	5 8 8 0	5 8 7 9	5 8 7 8	5 8 7 7	5 8 7 6	5 8 7 5	5 8 7 4	5 8 7 3	5 8 7 2
		(申年)	2	申年12月	申年10月7日	申年 9月 16	申年8月18日	申年8月4日	申年7月20日	申年5月21日	申年4月28日	申年 4 月 20 日	申年4月11日	申年 4 月 10 日	申年3月10日	申年 ₂ 月27日	申年2月27日	申年2月24日	申年 2 月 23 日
覚(諸品代金について)	(御用書上物申年2月15日分)	医王寺へ出頭の旨通達) 医王寺へ出頭の旨通達)		申渡(倹約令)	記(廻状写受取)	記(廻状写受取)	記(書簡受取)	記(廻状受取)	覚(人相書を尋ねる旨廻状写受取)	覚(代官廻村の先鳴受取)	覚 (割付目録、地鎮木入用の廻状受取) (前欠ヵ)	記(廻状写受取)	受取) 記(中仙道上尾駅駒井岑五郎より村上権少尉への封状	記(先触受取)	覚(廻状受取)	廻達(区々改正ならびに救助金について)	記(廻達受取)	記(触書受取)	覚 (廻状受取)
	秩父郡上名栗村年寄(町田)軍蔵				下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	中沢名主熊壱郎	下名栗村名主清五郎忰代印	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	芦ケ久保村役人	南川村肝煎名主岡部均平	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵	下名栗村名主町田半蔵
	ほか1名 伊奈半左衛門手代山下牧太郎				上名栗村役人衆	上名栗村名主衆	上名栗村役人衆	上名栗村名主	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名栗村役人衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村役人衆	南村ほか2村名主	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主
切	切	切		竪折	切	切	切	継	切	竪切	継	切	継	継	切	包 · 継 3	切	切	切

古組役人	新組当名主太次郎	覚 (鉄砲改め廻状など受取)	戌年5月25日	5 9 0 8
	上名栗村組頭太次郎	覚 (寺社奉行役替えにつき廻状受取)	戌年閏4月4日	5 9 0 7
	当名主太次郎	覚(御代替につき御朱印触の廻状受取)	戌年 4 月18 日	5 9 0 6
	下名栗村名主清五郎	覚(代官廻村の旨廻状受取)	戌年 4 月 15 日	5 9 0 5
	下名栗村名主町田半蔵	記(群馬県庁よりの廻達写など受取)	戌年 4 月 13 日	5 9 0 4
	上名栗村名主金右衛門	覚 (漆代廻状受取)	戌年4月5日	5 9 0 3
	南川村七右衛門	覚(巡見使廻村につき廻文受取)	戌年3月23 日	5 9 0 2
	下名栗村名主清五郎	覚(地蘇木郡廻状、絵図共に受取)	戌年3 月22 日	5 9 0 1
	下名栗村名主清五郎	覚 (割付廻状受取)	戌年 ₂ 月14日	5 9 0 0
	下名栗村名主清五郎	覚(宗門人別五人組帳ほか廻状受取)	戌年1月29日	5 8 9
	関東向取締役堀江与四郎	際の木品紛失などについて寄場廻村取調べの旨廻状)(上下名栗村辺より江戸廻し材木の入間川筋川下げの	酉年11月12日	5 8 9 8
	下名栗村名主清五郎	覚 (国役触廻状受取)	酉年10月23日	5 8 9 7
	坂元村名主利右衛門	覚(村々取締り出役廻村触廻状拝見承知について)	酉年 9 月 18 日	5 8 9 6
	下名栗村名主清五郎	覚 (廻状受取)	酉年7月10日	5 8 9 5
	下名栗村名主嘉助	覚(博奕禁止の触廻状受取)	酉年7月9日	5 8 9 4
	新組当名主代道甫	覚(夏成年貢触廻状受取)	酉年6月6日	5 8 9 3
	下名栗村名主清五郎	覚(夏成年貢触などの廻状受取)	西年 5 月 27 日	5 8 9 2
	南村坂石町分ほか2村	覚(廻状飛脚賃ほか諸入用、4村割付について)	西年 5 月 13 日	5 8 9 1
	当名主代藤輔	覚(廻文受取)	西年 4 月 18 日	5 8 9 0
	当名主印代兵右衛門	覚 (廻状、触受取)	西年 1 月 20 日	5 8 8 9

5 9 2 8	5 9 2 7	5 9 2 6	5 9 2 5	5 9 2 4	5 9 2 3	5 9 2 2	5 9 2 1	5 9 2 0	5 9 1 9	5 9 1 8	5 9 1 7	5 9 1 6	5 9 1 5	5 9 1 4	5 9 1 3	5 9 1 2	5 9 1 1	5 9 1 0	5 9 0 9
1月9日	1 月 9 日	1 月 5 日	亥年12月24日	亥年11月28日	亥年11月23日	亥年10月晦日	亥年10月5日	亥年8月28日	亥年7月19日	亥年6月22日	亥年4月5日	亥年2月24日	亥年2月18日	戌年12 月22 日	戌年12月20日	戌年10月14日	戌年9月12日	戌年8月29日	戌年7月23日
(御用状を役所へ早々差し上げるなどの旨書簡)	覚(廻状写受取)	(廻状順達の飛脚賃割合について書簡)	(浪人共の攘夷を口実にした横暴に対する村々の対応	覚(酒造の儀について触廻状受取)	覚(当亥冬成皆済金の廻状受取)	覚(戌年分国役納めるべき旨廻状受取)	覚 (差紙受取)	覚 (書付受取)	覚(亥秋成年貢上納の旨廻状受取)	(貯穀改など申し渡しにつき出頭すべき旨廻状)	(非常時の人足手当一件につき出府要請)	覚(戌年分の添上納の旨廻状受取)	覚 (貯穀改廻状受取)	覚(酒造、役米の儀について廻状受取)	覚(役人廻村について廻状受取)	覚(廻状受取)	覚(酒造滅石取調帳触など廻文写受取)	覚(酒造改廻状受取)	覚 (先触、廻状受取)
上州や吾八	下名栗村名主半蔵	下名栗村役人	南村名主東兵衛	南村名主藤兵衛	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	下名栗村名主清五郎	南村名主藤兵衛	下名栗村名主清五郎	伊奈半左衛門手代茶池謹之進	湯島五町目小川屋喜太郎	新組戌年番名主金右衛門	新組年番名主金右衛門	安□村名主新七	下名栗村名主清五郎	新組当名主太次郎代栄左衛門	南川村与頭均平	繁治郎	芦ケ久保名主物兵衛
村役人町田勝次郎ほか3名、上名栗	上名栗村古組役人衆	上名栗村役人	高山村ほか3村役人	上名栗村役人	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名栗村古組名主	上名栗村名主(町田)栄治郎	上名栗村古組役人	上名栗村名主(町田)栄治郎		上名栗村ほか1村役人	古組名主	名主(町田)栄二郎	名栗村名主	上名栗村名主(町田)栄次郎	古組名主(町田)安助	上名栗村名主衆	上名栗村名主(町田)栄次郎	上名くり村名主
継	継	切	竪帳	竪切	竪切	竪切美1	竪切	切	継	切	継	切	継	継	竪切	切	継	竪切	切
1	1	1	1	1	1	美 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

南村藤兵衛
南川村名主禎輔
上名栗村町田栄次郎組頭弥三郎代印
松井七三郎ほか2名
中野上村名主治右衛門
芦ケ久保村赤岩藤作
町田栄次郎ほか
[馬喰町三丁目]大坂屋長左衛門
金崎村宮前佐右衛門
下名栗村上組金左衛門
上名栗村町田栄次郎
山本大膳代平塚伴蔵
自所沢村]斉藤幸作
上名栗村町田栄次郎
南村名主東兵衛
館林代官江戸役所
堺屋又右衛門[境谷川
新組名主代道甫

5 9 4 7	3 月 26 日	结	南村名主藤兵衛	
5 9 4 8	3 月 26 日	請取之事(榊原小兵衛手代廻状書付受取)	芦ケ久保	芦ケ久保村名主常右衛門
5 9 4 9	3 月 28 日	覚(人相書廻状受取)	南名主代道甫	追甫
5 9 5 0	3 月 28 日	廻状(差紙渡しについての達)	万屋徳次郎	思
5 9 5 1	閏 3 月 13 日	覚(松田三郎兵衛よりの差紙受取)	中沢組名	中沢組名主半治郎
5 9 5 2	閏 3月15日	(支配廻村につき駕籠無心の礼状)	芦ケ久保村役人	村役人
5 9 5 3	4 月 3 日	覚(膳願寺役人大場徳右衛門らの先触受取)	南川村役人	役人
5 9 5 4	4 月 7 日	覚(廻状受取)	当名主	当名主要右衛門
5 9 5 5	4 月 8 日	(坂石村代頭利八郎らへ出頭すべき旨通知)		
5 9 5 6	4 月 9 日	覚(代官廻村先触の廻状受取)	下名栗社	下名栗村名主清五郎代印
5 9 5 7	4 月 11 日	覚 (廻状手紙受取)	名主承出	名主承助当主附代組頭輔順
5 9 5 8	月 13 日	記(廻章および添書受取)	南村役人	,
5 9 5 9	4 月 13 日	(官員出立について当町案内次第書簡)	大宮郷阿	大宮郷阿佐美右左衛門
5 9 6 0	閏4月9日	覚(川触順達状ほか受取)	南村中沢	南村中沢組名主半次郎
5 9 6 1	5 月 3 日	(官軍通行につき人馬助郷仰せ付けられた旨廻状)	東海道大	東海道大磯宿年寄熊次郎ほか1名
5 9 6 2	5 月 4 日	(人相書通達の廻状)ほか	南村組頭	南村組頭宗兵衛ほか
5 9 6 3	5月7日	記(御用状受取)	原市場村役人	役人
5 9 6 4	5月8日	覚(岩鼻県出役日延の廻章受取)	南川村名主禎輔	主禎輔
5 9 6 5	5 月 11 日	覚 (廻状受取)	下名栗村	下名栗村名主清五郎
5 9 6 6	5 月 11 日	覚(松平新之丞廻村の先触受取)	下名栗村	下名栗村名主清五郎

6 0 0 5	6 0 0 4	6 0 0 3	6 0 0 2	6 0 0 1	6 0 0	5 9 9 9	5998	5 9 9 7	5 9 9 6	5 9 9 5	5 9 9	5 9 9 3	5 9 9	5 9 9	5 9 9	5 9 8 9	5 9 8 8	5 9 8 7
								極月 10 日	12 月 9 日	12 月 7 日	12 月 5 日	12 月 1 日	11 月 19 日	11 月 11 日	10 月 11 日	10 月 10 日	10 月 5 日	9 月 28 日
	覚(代官手代御用の人足差出しについての先触)	(博奕などで耕作をしない者などがいれば申し出る旨	封廻状(谷中延命院の密通についてほか)	(廻状送り状)	(物貰、修行人村内立入禁止の触写)	写(甲州筋悪党取締についての廻文写)	無) 写(岩鼻役所よりの硝石を定賃銭にて継立ての旨ほか	する旨) 口演 (田口五郎左衛門役所よりの書付を飛脚で継立て	廻文(皆済年貢取立てについて)	御年貢廻文	記(布告請印帳、廻章受取)	覚(年貢触廻状および取締からの廻達書付写書面受取)	添廻状写(伊奈半左衛門、川崎平右衛門役所最寄替の	覚(置穀改め、国役についての廻状受取)	の者出頭すべき旨触廻状)の者出頭すべき旨触廻状)の質屋、古鉄、古着渡世	(廻状送りについて)	覚(東叡山凌雲院侍通行につき人足差出しの旨触)ほ	(松村忠四郎役所からの廻状受書を差し出す旨書付控)
	名名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一			御堂村名主七兵衛	上名栗村	芦ケ窪村	新組)	芦ケ久保村役人	原市場村名主八郎三衛	原市場村名主	櫃沢組浅見余太郎	新組当名主太次郎	屋佐太郎ほか12名 屋佐太郎ほか12名	名主代嘉平治	坂石町分弥太郎	下名栗村半兵衛	秩父天龍寺役人吉沢熊輔ほか	神田明神前足立屋文左衛門ほか4名
	人れより上名栗村まで宿村々役甲州道中内藤新宿ほか2村そ			名栗村役人		上名栗村役人		上名栗村役人衆	下名栗村源之丞ほか4名	下名栗村源之丞ほか4名	町田俊三郎	古組名主(町田)安助	下名栗村ほか村々役人	名主(町田)永次郎	中沢名栗古組新組	上名栗村名主衆	主問やほか名栗村より内藤村宿迄宿村名	下名栗村ほか村々役人
	継	竪折	横帳	切	竪	継	継	竪	包 · 横切	包・継	切	切	包 · 継	竪切	継	継	継	継

	田 廻文(榊原小兵衛役所より文化に改元の旨廻状	(文化1年)2月26日
) 栄次郎	日四文(榊原小兵衛役所より宗門人別帳差出しほ	(享和4年)1月晦日
田) 栄治郎	日 廻文(榊原小兵衛役所より年貢皆済触)	(享和3年)11月5日
田) 栄治郎	日(榊原小兵衛役所より博奕取締りにつき町奉行	(享和3年)7月14日
田) 栄次郎	領分秩父郡大宮郷又吉行方不明についての廻状	享和3年7月14日

村内触①――役所からの触廻状

6 0 1 6	6 0 1 5	6 0 1 4	6 0 1 3	6 0 1 2	6 0 1 1	6 0 1 0	6 0 0 9	6 0 0 8	6 0 0 7	6 0 0 6	2	1
口上(先触の村下に加印すべき旨)	(博奕諸勝負の禁止などについての触書写)	(国役普請の触書写)	(百姓の帯刀禁止などについての触書写)	(官軍兵粮賄につき米金を差し出すべきところ無用に	せる廻状受取)	(安永2年3月、寛政4年、正徳1年5月の触書写)	凡例(触書写)(反古)	(関東取締出役よりの廻状受取について)	封廻状 (通荷について組、支配、人名書上) (後欠)	(上名栗村代八ほか4名に御用のため集まるべき旨申	(御用札)	(先触札)
上名栗村名主勘次郎				南村名主東兵衛						出役嶌田		
上名栗村名主				高山村ほか3村役人						(上名栗村)役人		
切 1	(竪帳) 1	(竪帳) 1	(竪帳) 1	継 1	継 1	(竪帳) 8	(横帳) 3	横 切 1	継 1	継	札 6	札 6

	6040 (文化13年) 9月7日	6039 (文化13年) 5月20日	6038 (文化13年) 1月9日	6037 (文化12年)6月24日	6036 (文化11年)10月8日	6035 (文化11年)8月9日	6034 (文化10年)8月20日	6033 (文化10年)6月3日	6032 (文化10年) 2月6日	6031 (文化9年)12月	6030 (文化8年)9月9日	6029 (文化8年)9月9日	6028 (文化8年)5月16日	6027 (文化8年)4月	6026 (文化6年)11月12日	6025 (文化3年)	6024 (文化2年)6月21日	
旨軸)鳴物御停止觸(徳川民部卿逝去につき普請鳴物停止	びに法会国役金について触) 国役御觸(川崎平右衛門役所より子年分川々国役なら	御年貢夏成觸(川崎平右衛門役所より)	分、運上年季切替え分および荒地起返し分について触)人別取調御觸(川崎平右衛門役所より定免切替え、新規願	右衛門関所山越について触) 右衛門関所山越について触)	御国役觸(川崎平右衛門役所より触)	鳴物御停止觸(竹千代逝去につき触)	御觸書(武州中里新田紋左衛門親殺害につき廻状)	覚(古橋隼人役所より夏成年貢金上納の旨触)	人別改帳などの差出しほか触廻状)	御觸書(近来鉛山払底のため値段高下について)	えにつき割付、皆済目録など差出しの旨廻状)(杉浦庄兵衛役所より田口五郎左衛門代官所へ支配	支配替えになった旨廻状) 四状(杉浦庄兵衛役所より田口五郎左衛門の代官所に	覚(杉浦庄兵衛より当未年貢夏成金取立てについて)	廻文(杉浦庄兵衛より同人預所に支配替えとなった	納割合触) 対象手附小棒大助より米価下置につき上	(白米引受禁止の廻状)	火消人足の件について触)火消人足の件について触)	
の名言、丁日、冬又耶	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	別 名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	門 名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎	た旨) 名主(町田)栄次郎	0上 名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	方 (町田) 榮次郎	
小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか10組役人	小出組ほか9組役人	代、組番の知組頭、百姓	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	代、組番小出組ほか9組与頭、百姓	小出組ほか9組役人	百姓代	百姓代	小出組ほか9組役人	小出組ほか10組役人	小出組ほか8組役人	
包· 継 1	包 · 継 1	包・継1	包· 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	継 1	包 · 継 1	

6 0 6	6 0 6	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 5	6 0 4	6 0 4	6 0 4	6 0 4	6 0 4	6 0 4	6 0 4	6 0
1	0	9	8	5 7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	4 2
(文政4年)2月3日	(文政3年)11月28日	(文政3年)9月	(文政3年)9月28日	(文政3年)8月6日	(文政3年)6月9日	(文政3年)6月2日	(文政3年)3月25日	(文政3年)2月1日	(文政3年)1月25日	(文政1年)8月19日	(文政1年)5月15日	(文政1年)5月15日	(文政1年)4月24日	(文化14年) 9月5日	(文化14年)6月9日	(文化14年) 5月11日	(文化14年)1月24日	(文化14年)1月15日	(文化13年)11月3日
ついて触)のいて触)	るべき旨触)	鳴物御停止御觸書付(奥章院逝去の旨)	国役御觸(川崎平右衛門役所より触)	新銀引替御觸	右衛門支配所廻村について触) 右衛門支配所廻村について触)	下夕金賣買御取締觸	鳴物御停止御觸(嘉千代逝去について触)	御用伺(川崎平右衛門役所より相談の儀あるため呼出)	宗門人別改御觸書(川崎平右衛門役所より触)	御觸書(川崎平右衛門役所より遊芸禁止について触)	夏成御年貢觸(川崎平右衛門役所より触)	文政(川崎平右衛門役所より年号改元触)	新金吹立御觸	鳴物御停止御廻状写(伊豆守卒去について触)	御停止觸(淑姫逝去につき鳴物停止の旨触)	鳴物停止御觸廻状(公方実母死去について触)	出について触)出について触)	領朱印紛失について触) 御觸書(武蔵国多摩郡北小曽木郷根ケ布村諏訪明神社	触)
(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田) 栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎
組年番井	組ほか10組役人(上名栗村)新組当年番井戸入	大 新組当番井戸入組ほか10組役	新組当番井戸入組ほか10組	ほか10組村役人 上名栗村新組当年番井戸入組	頭、組番 前組当番井戸入組ほか10組組	小出組ほか9組組頭衆、組番	小出組ほかり組組頭、組番	国次郎ほか2名	小出組ほか9組組頭衆、組番	小出組ほか9組与頭衆、組番	代、組番の組与頭衆、百姓	代、組番の組与頭衆、百姓	小出組ほか9組役人	百姓代 10組組頭、組番、	組番 10組与頭、百姓代、	代、組番のり組組頭衆、百姓	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人
包。継	包・継2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 • 綴 1	包•継2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 • 継 1	包 · 継 1	包· 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包· 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1

6 0 8 1	6 0 8 0	6 0 7 9	6 0 7 8	6 0 7 7	6 0 7 6	6 0 7 5	6 0 7 4	6 0 7 3	6 0 7 2	6 0 7 1	6 0 7 0	6 0 6 9	6 0 6 8	6 0 6 7	6 0 6	6 0 6 5	6 0 6 4	6 0 6 3	6 0 6 2
(文政6年)7月21日	(文政6年)4月	(文政6年)2月7日	(文政6年)1月	(文政5年)	(文政5年)	(文政5年)	(文政5年)	(文政5年)11月18日	(文政5年)7月22日	(文政5年)5月28日	(文政5年)5月23日	(文政5年)1月16日	(文政5年)1月16日	(文政4年)11月2日	(文政4年)8月26日	(文政4年)6月14日	(文政4年)5月29日	(文政4年)4月19日	(文政4年)2月22日
差添えた者に廻覧させる旨廻状)	鳴物停止御觸(准后薨去につき廻状)	御尋もの御觸(作州百姓忰重次郎人相書の廻状)	五人組帳など差し出すべき旨など廻状) 宗門人別御改觸(川崎平右衛門役所より宗門人別帳、	いて触)立毛御觸(川崎平右衛門役所より定免検見の坪刈につ	大先達不動院の勧化御免と尋者人相書)	硎師御触(佐柄木弥太郎、関八州硎屋触頭の旨触)	秋成御年貢御觸(川崎平右衛門役所より触)	御年貢皆済并国役御觸(川崎平右衛門役所より触)	御停止觸(大炊頭卒去につき鳴物停止の旨)	件について触) 件について触)	改め、当午年貢夏成上納金などについて) 御觸御廻状(川崎平右衛門役所より朱印地寺社領家数	触)	御觸書(川崎平右衛門役所より触)	御年貢觸(川崎平右衛門役所より触)	鳴物御停止御觸書(元姫逝去について)	新金銀引替并御觸	覚(川崎平右衛門役所より夏成年貢触)	御停止觸(陽七郎逝去について触)	御觸書(東海道、関東筋川々普請の儀について触)
(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎
小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、与番	百姓代 「百姓代 「四姓代 「四世代 「	百姓代のり組組頭、組番、	出組ほか9組役人	小出組ほか9組	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか8組役人	組番 組まか10組与頭、	組番 新組年番平組ほか10組組頭、	百姓代	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組組頭、組番	新組年番平組ほか10組役人
包 維 1	包 · 継 1	包· 継 1	包 · 継 1	包· 継 1	包 · 綴 1	包·綴 ₁	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包•継1	包 · 継 1	包•継1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包・継1	継包・綴2・

6 1 0 1	6 1 0 0	6 0 9 9	6 0 9 8	6 0 9 7	6 0 9 6	6 0 9 5	6 0 9 4	6 0 9 3	6 0 9 2	6 0 9 1	6 0 9 0	6 0 8 9	6 0 8 8	6 0 8 7	6 0 8 6	6 0 8 5	6 0 8 4	6 0 8 3	6 0 8 2
(文政8年)8月	(文政8年)8月2日	(文政8年)4月25日	(文政8年)4月8日	(文政8年)3月18日	(文政8年)2月	(文政7年)11月17日	(文政7年)9月3日	(文政6年)	(文政6年)	(文政6年)	(文政6年)	(文政6年)11月22日	(文政6年)11月22日	(文政6年)11月15日	(文政6年)10月24日	(文政6年)9月10日	(文政6年)8月25日	(文政6年)8月14日	(文政 6 年) 7 月 21 日
御役人様名前御觸(館林代官江戸役所より触)	免触)	らの達)ほか御觸書(山田権蔵より下げ札および老中植村駿河守か	廻文) 一田権蔵ほかより一朱判通用について触廻文)	いて触)	去につき触)	伊奈半左衛	金銀引替之儀ニ付御觸(伊奈半左衛門役所より触廻状)	夏成御年貢御觸(川崎平右衛門役所より触)	者を留め置き、訴え出るべき 当触)	廻 状) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	父郡へ八王子千人頭同心廻村の旨廻状)	へ支配替えの旨)へ支配替えの旨)	につき披見次第出頭の旨廻状)につき披見次第出頭の旨廻状)	() でき旨触 () 川崎平右衛門役所より年貢皆済金納入する。	勧化について触) 御先勧化御觸(上州徳川永徳寺より同寺、海福寺修覆	の旨、および破免検見入願についての廻状)の旨、および破免検見入願についての廻状)	状) 状)	秋成御年貢御觸(川崎平右衛門役所より触)	しのため荒川筋村々へ取扱いの件廻状)
(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄治郎
小出組ほか9組組頭、組番	新組ほか10組与頭、組番	組番 新組年番秋津組ほか11組組頭、	古出組ほか9組与頭、組番	衆古出組ほか9組組頭衆、組番	小出組ほか9組組頭、組番	与番 新組年番櫃沢組ほか10組与頭、	与番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、与番	「百姓代」 「百姓代」	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか8組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番
包 · 继 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1

6 1 2 1	6 1 2 0	6 1 1 9	6 1 1 8	6 1 1 7	6 1 1 6	6 1 1 5	6 1 1 4	6 1 1 3	6 1 1 2	6 1 1	6 1 1 0	6 1 0 9	6 1 0 8	6 1 0 7	6 1 0 6	6 1 0 5	6 1 0 4	6 1 0 3	6 1 0 2
(文政12年) 3月22日	(文政11年)12月17日	(文政11年)11月4日	(文政10年) 9月20日	(文政10年)9月7日	(文政10年)7月27日	(文政10年)7月5日	(文政10年)7月5日	(文政10年)6月	(文政10年)6月28日	(文政10年)6月15日	(文政10年)4月13日	(文政10年)4月7日	文政10年3月晦日	(文政10年)2月29日	(文政10年)2月29日	(文政8年)	(文政8年)11月	(文政8年)10月23日	(文政8年)9月12日
館林様御出役御廻村前觸(館林代官江戸役所より)	新代官就任について触) 御代官様御新役御觸(館林代官江戸役所より奥村新吾	御觸書(唐船持渡の薬種、荒物類、取引売買について)	御鷹餌鳥札引替御觸	死去について触) 死去について触)	鳴物停止御觸(館林代官江戸役所より顕徳院百回忌に	宿共徘徊につき捕え置きの旨触) 宿共徘徊につき捕え置きの旨触)	賃銭割増の旨触ほか廻状)	年貢觸	差出金につき村役人呼出廻状)	ついて触) のいて触)	増の旨触廻状)増の旨触廻状)	鳴物御停止御觸(従姫卒去について触)	御廻村前觸(館林代官江戸役所よりの触)	ついて) 鳴物停止御觸(館林代官江戸役所より一橋儀同薨去に	鳴物停止御觸(一橋儀同薨去について触)	秋御年貢御觸(館林代官江戸役所より触)	の分差引残冬成金皆済の旨触)の分差引残冬成金皆済の旨触)	参する旨廻状) 参する旨廻状)	御川觸(伊奈半左衛門役所よりの川触)
(町田)栄次郎	(町田) 榮次郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎
小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	代、組番小出組ほか9組組頭衆、百姓	頭、組番	9組与頭、組	頭、与番が見ればかり組与	組ほか9組組々与頭、組番新組年番井戸入組、古組小出	番井戸入組ほか10組	頭、組番 頭、組番 11組 11組 5	頭、組番 新組年番井戸入組ほか10組組	番、組頭 新組年番井戸入組ほか10組組	頭、組番 新組年番井戸入組ほか10組与	頭、組番 新組年番井戸入組ほか10組組	頭、組番 新組年番井戸入組ほか10組組	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与番、組頭	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番	各与頭、組番、百姓代	小出組ほか9組組頭、組番
包・継1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1

6 4	6 1 4 0 (天保1年	6139 (文政35年	6138 (文政35年	6 1 3 7 (文政13年	6136 (文政3年	6135 (文政35	6 1 3 4 (文政13年	6 1 3 3 (文政12年	6 1 3 2 (文政12	6 1 3 1 (文政12年)	6130 (文政12年)8	6 1 2 9 (文政12	6 1 2 8 (文政12	6 1 2 7 (文政12	6126 (文政12年)8月	6125 (文政12年)7	6 1 2 4 (文政12年)	6 1 2 3 (文政12年)	(文)
E) 1141	年) 1月21日	年) 11 月 17 日	年) 9月20日	年) 7月26日	年) 7月26日	年)7月1日	年) 5月13日		年)11月18日	10 月 21 日	月 28 日	年) 8月28日	年) 8月10日	年) 8 月 10 日	日日	月 26 日	6 月 18 日	5 月 22 日	(文政11年) 4月11日
覚(館林弋宮工三殳所より新殳虫)	切支丹御觸状(切支丹宗門禁制、取締りについて触)	について触)	定奉行兼帯公事方掛に就任の旨触)御新役御觸(館林代官江戸役所より三川弥右衛門が勘	覚(館林代官江戸役所より役人名前触)	て触)で触(館林代官江戸役所より和姫逝去につい鳴物御停止觸(館林代官江戸役所より和姫逝去につい	について触)	常陸、下総国々の船について)	酒造之儀御觸	覚(館林代官江戸役所より年貢皆済日限触)	について触)	高掛御用金御觸(館林代官江戸役所より上納触)	弐歩判引替御觸(弐歩判金通用不足について)	触) 秋成御年貢並高掛御用金御觸(館林代官江戸役所より	就任、尾関隼人病死について触)御家老様御觸(館林代官江戸役所より那波内通家老職	御借り入金上納御觸(館林代官江戸役所より触)	売朱新銀通用御觸	ついて触)	尋者尋止御觸	
(丁田) 关文郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田) 栄次郎	(町田) 榮次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田) 榮次郎	(町田) 榮次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)榮次郎	(町田)栄次郎	(町田)榮次郎
	新立組圓正寺ほか10組ほか3	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか8組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番
生	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 • 継 1	包•継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継2

	6160 (天假3年) 1:)	6 1 5 9 (天保 3 年) 11	6158 (天保3年)8月17	6157 (天保3年)8	6156 (天保3年)7	6155 (天保3年)7	6154 (天保3年)6月8	6153 (天保3年)6	6152 (天保3年)3月15	6151 (天保3年)3月15	6150 (天保3年)1月	6149 (天保2年)12月	6 1 4 8 (天保2年)11	6147 (天保2年)5月	6146 (天保2年)5	6145 (天保2年)4	6144 (天保2年)3月	6143 (天保1年)12月27	6142 (天保1年)6月
		物御停止御	新金通用御觸	當辰秋成御年貢御觸(館林代官江戸役所より触)	御国高御改二付寺社領之分御改御觸	御用人様御退役觸(館林代官江戸役所より触)	諸国御国高御改并御觸	について) 御免勧化御觸(愛宕山本地堂別当金剛院助成勧化御免	夏成御年貢觸(川崎平右衛門役所より触)	御免勧化御觸(駿州薙明神助成勧化御免の触)	宮川様御役御免御觸(館林代官江戸役所より触)	悪水堀浚御觸(館林代官江戸役所より触)	御国高調御觸(館林代官江戸役所より触)	覚(館林代官江戸役所より年貢触廻状写)	人相書御觸(関所破りについて)	葬式石碑之儀御觸	野火之儀御觸	唐物賣買御觸	触)年号改元御觸(館林代官江戸役所より天保に改元の旨年	めるべき皆触)
原所破りについて) 関所破りについて) (館林代官江戸役所より乗子別域、 (館林代官江戸役所より無) (館林代官江戸役所より触) (館林代官江戸役所より触) (館林代官江戸役所より触) (のがよりを) (のがまりを)		町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎
(館林代官江戸役所より寅年分夏成年貢納 (町田県 (館林代官江戸役所より年貢触廻状写) (町田県 (館林代官江戸役所より触) (町田県 (の)		小出組ほか8組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	組番 新組年番秋津組ほか10組組頭、	組番 新組年番秋津組ほか10組組頭、	頭衆 新組当番井戸入組ほか10組組	小出組ほか9組組頭、組番	組番 新組年番秋津組ほか10組組頭、	組番 新組年番秋津組ほか10組組頭、	組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	9組与頭、組番 別出組ほか	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番
町田栄次郎		包 · 継	包 継 1	包 * 継 1	包	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包•継1	包•継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1

6 1 8 1	6 1 8 0	6 1 7 9	6 1 7 8	6 1 7 7	6 1 7 6	6 1 7 5	6 1 7 4	6 1 7 3	6 1 7 2	6 1 7 1	6 1 7 0	6 1 6 9	6 1 6 8	6 1 6 7	6 1 6 6	6 1 6 5	6 1 6 4	6 1 6 3	6 1 6
- (天保5年)2月3日	(天保5年)2月2日	(天保5年)1月20日	(天保4年)11月27日	(天保4年)11月27日	(天保4年)11月27日	(天保4年)10月	(天保4年)10月	(天保4年)9月	(天保4年)9月晦日	(天保4年)9月晦日	(天保4年)9月晦日	9 (天保4年)8月9日	(天保4年)5月	(天保4年)5月29日	(天保4年)5月29日	5 (天保4年)4月晦日	(天保4年)3月16日	(天保4年)2月6日	2 (天保4年)2月6日
御役人様御名前觸(館林代官江戸役所より役人転任に	任した旨通知) 任した旨通知)	江戸表米穀払ニ付御觸(江戸表有米払底につき触)	道中筋人馬賃銭割增御觸	非人共より百姓等江縄を掛候儀ニ付御觸	御年貢上納觸(館林代官江戸役所より触)	壱朱金引替觸(館林代官江戸役所より触)	豊前助成勧化御免の旨)豊前助成勧化御觸(武州中埜八幡別当大宮寺、同神主中野	役金について触) 国役金可納御觸(川崎平右衛門役所より当巳年川々国	の儀について触)の儀について触)	に備え夫食になる類貯え置くべき旨触)に備え夫食になる類貯え置くべき旨触)	川原橋までの間、漁猟留川になった旨触)	覚(館林代官江戸役所より琉球人参府国役金取立触)	銀座之外銀賣買御停止御觸	覚(館林代官江戸役所より用人名前触)	覚(館林代官江戸役所より夏成年貢上納触)	郎病死の旨触)の歯様代官江戸役所用人岡尾作十	について触) について触) について触) は林代官江戸役所より大隆院50回忌	寺遍照心院諸堂修復などにつき御免勧化触)	衛門、用人宮川古仲太仰せ付けの旨触)
名主町田栄欠郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	(町田)栄治郎	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	(町田) 栄次郎	名主町田栄治郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主栄次郎代(町田)軍蔵	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎
小出組まか9組 写頂、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか8組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組み	小出組ほか9組組頭、組	小出組ほか9組組頭、組み	小出組ほか9組組頭、組み	小出組ほか9組組頭	小出組ほか9組組頭、組み	小出組ほか10組組頭、組み	小出組ほか9組組頭、組番
包・継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継 1	包 · 継 1	包 ・継1	金 包 ・継 1	争 包・継 1	包· 継 1	番包・継1	番包・継1	番包・継1	番包・継1	番 包·綴1	番 包・継1	番 包·継1	包 · 継 1	番包・継1	番 包·継1	番 包・継1

6 2 0 1	6 2 0 0	6 1 9	6 1 9 8	6 1 9 7	6 1 9 6	6 1 9 5	6 1 9 4	6 1 9 3	6 1 9 2	6 1 9 1	6 1 9 0	6 1 8 9	6 1 8 8	6 1 8 7	6 1 8 6	6 1 8 5	6 1 8 4	6 1 8 3	6 1 8 2
(天保7年)8月	(天保7年)8月	(天保7年)8月	(天保7年)5月	(天保7年)5月	(天保7年)5月7日	(天保7年)5月7日	(天保7年)5月7日	(天保6年)11月14日	(天保6年)11月10日	(天保6年)11月2日	(天保5年)	(天保5年)	(天保5年)10月29日	(天保5年)10月22日	(天保5年)6月4日	(天保5年)4月晦日	(天保5年)3月	(天保5年)3月	(天保5年)2月23日
酒造減石御觸(館林代官江戸役所より触)	秋成御年貢觸(館林代官江戸役所より触)	覚(館林代官江戸役所より役人改名について廻状)	東海道掛川宿人馬割増御觸	中山道河渡宿人馬賃銭割増御觸	御殿様御位二付御觸(館林代官江戸役所より触)	諸秤改御觸	関東向御取締儀ニ付御觸(館林代官江戸役所より触)	 拍壁宿人馬割増賃御觸(宿困窮のため人馬賃銭割増の	本丸老中補任について触)本丸老中補任について触)	古金銀引替所年延御觸	党(館林代官江戸役所より当夏成年貢を江戸役所へ納 対るべき旨廻状)	水油御觸(水油高値につき余分を大坂廻しにすべき旨	水油御觸 (水油手作余分の油を大坂油問屋へ廻すべき)	覚(館林代官江戸役所より用人名前触廻状)	米高で酒造をすべき旨廻状) 米高で酒造三分一造御觸(近来違作につき以前の3分の1の	賃銭は江戸宿へ掛合の上渡すべき旨)	米麦雑穀江戸廻しに売り払うべき旨)	災につき材木そのほか諸色下値にて売り払うべき旨触)江戸表火災ニ付御觸(館林代官江戸役所より江戸表火	砂糖製作之儀ニ付御觸(本田畑に甘藷作付停止の旨)
町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄治郎	町田栄治郎	町田栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	町田栄次郎	町田栄次郎	名主栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵
百姓代小出組ほか9組組頭、組	百姓代 可姓代 の	百姓代	百姓代	百姓代	百姓代 小出組ほか9組与頭、組	百姓代	百姓代	小出組ほか9組組頭、組	百姓代	百姓代 小出組ほか9組組頭、組	小出組ほか8組与頭、組	小出組ほか9組与頭、組	小出組ほか9組与頭、組み	小出組ほか9組組頭、組	小出組ほか9組与頭、組	小出組ほか9組組頭、組み	小出組ほか9組与頭、組み	小出組ほか8組組頭、組	小出組ほか8組与頭、組
番、包・継1	番、包・継1	番、包・継1	番、包・継1	番、包·継1	番、包・継1	番、包·継1	番、包・継1	番包・継1	番、包・継1	番、包·継1	番 包·継1	番包・綴1	番 包 · 綴 1	番包・継1	番包・継1	番包・継1	番包・継1	番 包·継1	番 包·継1

6 2 2 1	6 2 2 0	6 2 1 9	6 2 1 8	6 2 1 7	6 2 1 6	6 2 1 5	6 2 1 4	6 2 1 3	6 2 1 2	6 2 1 1	6 2 1 0	6 2 0 9	6 2 0 8	6 2 0 7	6 2 0 6	6 2 0 5	6 2 0 4	6 2 0 3	6 2 0 2
12 月 26 日	11月	閏 8 月 27 日	8月2日	7 月 20 日	5 月 29 日	(亥年) 6 月 22 日	(亥年)3月晦日	亥年2月15日	戌年2月27日	酉年閏11月20日	未年8月2日	辰年10 月 4 日	辰年 9 月 12 日	辰年8月1日	辰年6月1日	辰年2月3日	寅年4月10日	子年8月21日	(天保7年)9月13日
鳴物御停止御觸書(田安息女鏡姫死去につき)	官就任について触)館林代官江戸役所より冨沢源蔵代	き旨)	薬種御取締御觸	(館林代官江戸役所より代官奥村新吾播州詰引越す	夏成御年貢御觸(館林代官江戸役所より触)	鳴物停止觸(館林代官江戸役所よりの徳川式部卿逝去	(諸国酒造についての触廻状)	(街道筋人馬賃銭割増触廻状)	(金銀引替の触順達の旨廻状)	の普請鳴物停止の旨触廻状)の普請鳴物停止触(岩鼻役所よりの仙洞崩御につき5日間	索御用のため廻村につき案内をすべき旨先触)	金銀引替之御觸書	榛名山勧化願觸	役掛り村高百石につき1年分永200文上納の旨)廻状(榊原小兵衛役所よりの朝鮮通信使来聘のため国	の通り持参上納する旨)の通り持参上納する旨)	出しについてほか)出しについてほか)	(武州秩父郡新古大瀧村近辺材木川下げについて)	番人取極觸(番人卯之吉らよりの麦、稗、味噌ほかに 番人取極觸(番人卯之吉らよりの麦、稗、味噌ほかに	し出すべも皆触)
(町田)栄治郎	町田栄次郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	町田栄治郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	上名栗村古組名主(町田)栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	上名栗村名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	町田栄次郎
小出組ほか9組役人	小出組ほか9組与頭、組番	組々役人	小出組ほか9組役人	組番 新組年番秋津組ほか10組与頭、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	新組年番井戸入組ほか10組	小出組ほか10組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか10組組々役人	百姓の別組与頭、組番、		小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組役人	代、組番 10組組頭、百姓	百姓代 小出組ほか9組与頭、組番、	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか5組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	継	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1

6 2 2 2		新銀吹直御觸	(町田)栄次郎	上名栗村新組当年番井戸入組
6 2 2 3		諸枰改御觸	(町田)栄治郎	組々役人
6 2 2 4	(天保10年)11月25日	の差紙廻状)(後欠ヵ) の差紙廻状)(後欠ヵ)	名主(町田)安之助	井戸入組ほか10組
6 2 2 5	(天保12年)12月	覚(山本大膳役所より塩大豆代金取立触)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 2 6	(天保14年)6月1日	覚(岩鼻役所より夏成年貢、入用割賦高触写)	名主(町田)安之助	古出組ほか9組組頭、
6 2 2 7	(天保1年)6月6日	ついて、ほか触)のいて、猟師鉄砲ほか取調べに中人馬継立方諸人用について、猟師鉄砲ほか取調べに中人馬継立方諸人用について、猟師鉄砲ほか取調べに神人馬継立方は、通りでは、	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 2 8	(天保14年)6月13日	いて触)御停止諸觸(岩鼻役所より清水家嫡子蔵千代逝去につ	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 2 9	(天保14年)6月25日	貸借金銀之儀ニ付御觸(岩鼻役所より触)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 0	(天保14年)閏9月21日	御改革御差止觸(林善太左衛門役所より触)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 1	(天保14年)10月15日	強化仰せ付けの旨触廻状)ほか(関東取締出役中山誠一郎よりの関東在々改革取締向	名主(町田)安之助ほか	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 2	(天保15年)1月23日	御觸(岩鼻役所より村触)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 3	(天保15年) 1月23日	借金銀其外出入之儀二付御觸	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組番、
6 2 3 4	(天保15年)11月10日	諸法度向御觸(岩鼻役所より触)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 5	(天保15年)11月19日	鳴物御停止日限觸(広大院薨去について)	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 6	(弘化1年)7月28日	すべき旨廻状) (勘定奉行より本丸普請につき木挽、杣職の者差し出	(町田)安之助	田郎次
6 2 3 7	(弘化1年)12月5日	古金銀引替年延御觸	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、組
6 2 3 8	(弘化1年)12月20日	年号改觸(岩鼻役所より弘化に改元の旨触)	(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 3 9	(弘化1年)12月	大野村無宿林蔵ほか6名手配人相書) 人相書御觸(関東取締出役瀬戸順一郎より武州秩父郡	名主(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、
6 2 4 0	(弘化2年)7月77日	鳴物卸停止卸觸(尾張大納言逝去について)	(町田)安之助	小出組ほか9組組頭、

6 2 5 9	6 2 5 8	6 2 5 7	6 2 5 6	6 2 5 5	6 2 5 4	6 2 5 3	6 2 5 2	6 2 5 1	6 2 5 0	6 2 4 9	6 2 4 8	6 2 4 7	6 2 4 6	6 2 4 5	6 2 4 4	6 2 4 3	6 2 4 2	6 2 4 1
元治1年5月	元治1年3月	元治1年2月	文久3年12月20日	文久3年8月	文久2年3月	文久1年7月3日	文久1年3月4日	(万延1年)9月2日	(安政6年)1月12日	(安政5年)10月1日	(安政3年)11月25日	(安政3年)7月16日	(安政2年)	(安政2年)2月5日	(安政1年)12月12日	(安政1年)1月21日	午年2月3日	(弘化2年)8月15日
畑での桑茶作り禁止などについて触) 御觸写(岩鼻役所より京都泉涌寺鎮守社修復助成、田	御觸書写(元治に改元の旨、西丸普請御用について触)	差出しについて触)	て触) て触)	について触)	田成切添切開のある村々についてほか触) 御觸写(伊奈半左衛門役所より荒地起返しならびに畑	音観音堂ほか修覆勧化などについて触) 御觸書写廻文(伊奈半左衛門役所より浅草山谷馬頭観	年号改元觸(伊奈半左衛門役所より文久に改元の旨触)	つき普請、鳴物停止の旨触廻状)。鳴物御停止御觸(伊奈半左衛門より水戸中納言逝去に	間かせるべき旨触)	来る88日より許す旨) 来る88日より許す旨)	鳴物御停止御觸(線姫若君逝去について)	鳴物御停止御觸(新待賢門院薨去について)	鉄炮紛失之儀二付御觸	に支配替えの旨)	触) 年号改元觸(林部善太左衛門役所より安政に改元の旨	て)で、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	書)	鳴物御停止觸(紀伊大納言逝去について)
名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助
小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組番、組頭	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組番、組頭	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番
包· 竪 1 帳	包· 竪 1 帳	包· 竪 1	包· 竪 1帳	包 · 継 1	包· 竪 1 帳	包· 竪 1 帳	包 · 竪帳	包· 竪 1帳	包 ・ 竪 1 帳	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	継 1	包・継1

6 2 7 9	6 2 7 8	6 2 7 7	6 2 7 6	6 2 7 5	6 2 7 4	6 2 7 3	6 2 7 2	6 2 7 1	6 2 7 0	6 2 6 9	6 2 6 8	6 2 6 7	6 2 6 6	6 2 6 5	6 2 6 4	6 2 6 3	6 2 6 2	6 2 6 1	6 2 6 0
丑年2月9日	(明治2年)4月	(明治2年)4月	(明治2年)4月14日	(明治2年)4月14日	(明治1年)10月	(明治1年)10月	(慶応4年)7月7日	(慶応4年)4月26日	(慶応3年)1月21日	(慶応2年)9月5日	(慶応1年)閏5月2日	(慶応1年)5月	(元治1年)9月	(元治1年)9月	元治1年9月2日	元治1年8月17日	元治1年8月4日	元治1年8月4日	元治1年6月
旨)御停止觸廻文(徳川寿千代逝去につき普請鳴物停止の	文久銭通用之儀御觸達(行政官より触)	に寄附の儀ほか禁止の旨触)	御觸書達(岩鼻県役所より神社書上触)	ものへ鑑札渡しの旨触)	選) 建写(岩鼻県民政役所より金銀紙幣通用について 達)	分離の旨)	御觸書(大音龍太郎より岩鼻知県事就任の旨など)	粮方について廻状)官軍方御廻状写(東後左先鉾総督府附人専斗方より兵	鳴物御停止御觸(岩鼻役所より主上崩御について)	普請鳴物御停止觸(公方薨御について)	に改元の旨)	御廻状写(岩鼻役所より銅銭相場について廻状)	御觸書写(岩鼻役所より長州征伐進発について触)	ついて触)のいて触りのいて触りのいて触りのいて触りのいて触りのいて触りのいても、	誅伐について廻状) コリスの はない はない はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はないの はない はない はない はない はない はない はない はない	見合せなどの旨触) 見合せなどの旨触)	御觸書写(外国人貿易のため物価高騰について)	見合せの旨ほか触) 見合せの旨ほか触)	旨)
名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助
小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	圓正寺ほか3寺寺院衆	圓正寺ほか3寺寺院衆	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	圓正寺ほか3寺院衆	百姓代 「中世代 「	百姓代	百姓代	1 出組ほか9組組頭、百姓代、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 竪 1帳	包· 竪 1帳	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 竪 1 帳	包· 竪帳	包 · 竪 1 帳	包· 竪 1帳	包 · 竪 帳	包· 竪 1帳	包· 竪 1	包· 竪 1帳	包· 竪 板

6 2 9	6 2 9 8	6 2 9 7	6 2 9 6	6 2 9 5	6 2 9 4	6 2 9 3	6 2 9 2	6 2 9	6 2 9 0	6 2 8 9	6 2 8 8	6 2 8 7	6 2 8 6	6 2 8 5	6 2 8 4	6 2 8 3	6 2 8 2	6 2 8 1	6 2 8 0
(慶応1年)8月20日	戌年5月7日	(明治5年)1月14日	(明治4年)10月5日	(明治4年)8月4日	(明治4年)4月4日	(明治4年)3月2日	(明治4年)2月	(明治4年)2月	(明治4年)1月11日	(明治3年)12月9日	(明治3年)8月24日	(明治3年)7月9日	(明治3年)2月14日	(明治3年)1月25日		1 月 28 日	辰年7月	卯年 12 月 22 日	卯年8月7日
鳴物御停止廻文(和宮実母饂行院逝去について)	の旨廻状控)	の儀につき廻状)の儀につき廻状)	御廻達写(岩鼻県庁より神職の者は許状持参の旨)	御廻達写(太政官より神社の領地についてほか達)	御廻達写(岩鼻県庁より贋券引替えについて達)	急御廻達写(岩鼻県庁より種痘施行について達)	領、郷村高ほか取調べについて達)御廻達写(岩鼻県庁より黒印地、朱印地、除地、社寺	について)について)の布告ならびに寺院宗規の乱れ	始礼受の儀につき廻達)	差紙)	県金札の真偽改めについて触)	しについて村役人と一緒に来るべき旨触廻状)御書付写(岩鼻県庁より老養扶持、捨子養育扶持の渡	禄制改革について社寺家来取調べの件廻状)御廻達写(太政官より社寺領上知仰せ付けの旨および	急御廻達写(岩鼻県庁より年始礼受の儀について達)		ため南鐐、上銀をもって壱朱銀吹立仰せ付けの旨触) き朱銀吹立御觸(林部善太左衛門役所より世上通用の	弐分金通用御觸	御停止觸(大楽王院宮死去について)	御廻状写(安政吹立金ほかについて)
名主他出二付代兼組頭代八	名主代(町田)軍蔵	名主町田俊三郎ほか	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田俊三郎	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助
小出組ほか8組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	醫王寺ほか 2 寺院ほか	神職枝久保俱春	枝久保俱春	姓代 佐屋ケ谷組ほか16組組頭、百	姓代 佐屋ケ谷組ほか16組組頭、百	枝久保倶春ほか4社寺衆	圓正寺ほか3寺院	枝久保倶春ほか4社寺衆	鳥居組組頭	姓代 佐屋ケ谷組ほか16組組頭、百	柏木組ほか1組組頭	枝久保倶春ほか4社寺衆	枝久保倶春ほか4社寺衆	万姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	百姓代
包 · 竪帳	継 1	包 · 竪 1 帳	包· 竪帳	包 · 竪 1 帳	包 · 竪 1 帳	包 · 竪 1 帳	包 · 竪 1 帳	包 · 竪 1 帳	包 · 竪 1 帳	包•継2	包 · 竪 1 帳	包 · 継 1	包 · 竪 1 帳	包· 竪帳	包 · 竪 1帳	包 · 継 1	包•継1	包· 竪 1 帳	包· 竪 1 帳

田栄次郎代(町田)軍蔵 小
町田)栄次郎ほか1名
栄次郎
町田) 栄次郎
栄次郎
(町田) 榮次郎
栄次郎
) 栄次郎
田)栄治郎
) 栄治郎
) 栄次郎
名主栄次郎代冨士太郎
) 栄次郎
町田) 栄次郎

7内触②――名主からの触廻状

6 3 0 2	6 3 0 1	6 3 0 0
辰年7月9日	(明治1年)	(明治1年)11月9日
覚(御用状受取)	げ渡し取締りについて触) 収税局御觸写(東京府収税局より蚕種紙生糸株鑑札下	お鼻縣社寺御役所御廻達写(行政官より神仏分離につ
(下名栗村)	名主	名主
(新組)	百姓代小出組ほか9組組頭、組番、	圓正寺ほか3寺院衆
切 1	包 · 竪 1 帳	包 • 竪 1 帳

6 3 3 7	6 3 3 6	6 3 3 5	6 3 3 4	6 3 3 3	6 3 3 2	6 3 3 1	6 3 3 0	6 3 2 9	6 3 2 8	6 3 2 7	6 3 2 6	6 3 2 5	6 3 2 4	6 3 2 3	6 3 2 2	6 3 2 1	6 3 2 0	6 3 1 9	6 3 1 8
丑年 2月 22 日	丑年 2 月 12 日	子年11月1日	子 年 10 月 25 日	子年9月2日	子年8月晦日	子年8月11日	子年7月29日	子年6月4日	子年3月3日	(天保14年) 8月17日	(天保7年)8月27日	(天保7年)8月22日	(天保7年) 5月12日	(天保7年)5月3日	(天保4年)9月晦日	(天保4年)9月25日	(天保4年)8月1日	(天保4年)7月2日	(天保4年) 3月20日
人別改觸	廻文(組番の名前届出について)	廻文(年貢皆済勘定および水帳鑑札について)	鉄砲觸(四季打鉄砲33疋拝借のところ取上げの旨)	廻文(貯稗穀について)	御林木代金出金觸	秋成御年賁觸	廻文(秋成年貢上納について)	廻状(夏成年貢上納について)	人別印形觸	書付(飯能村又右衛門次合残金済方願出について呼出)	欠落人糺觸(領主交替につき以後欠落人訴え出の旨)	寺へ集まるべも旨廻状)	廻状(領主所替えにつき差紙)	き旨)	村入用之内取立觸	御廻村觸(代官冨沢源蔵廻村について)	済掛合いの旨呼出)	上納借り入れ金利息、辰年分渡し) 山利足割渡觸(小出組弥五衛門ほか16名に対し丑年中	宗門人別帳之外調印觸
(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	町田栄治郎	上名栗村町田栄次郎ほか1名	町田栄治郎	町田栄治郎	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵
小出組ほか9組与頭、与番	組番 1組与頭、百姓代、	小出組ほか9組役人	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	小出組ほか9組役人	平組ほか20組組頭、組番	小出組ほか9組与頭衆、組番	組番のり組組頭、百姓代、	小出組ほか10組組頭、組番	小出組ほか14組役人	小出組ほか3組組頭、組番	百姓代の日祖組頭、組番、	姓代	百姓代	百姓代 「中出組ほかり組組頭、組番、	御堂平組ほか9組組頭、組番	百姓代	小出組ほか3組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほかり組組頭、組番
包 · 継 1	包 • 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 横 1 切	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包•継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包•横切	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1

6357 寅年1月22日	6 3 5 6 丑年12月10日	6355 丑年12月2日	6 3 5 4 丑年11 月23 日	6353 丑年10月28日	6 3 5 2 丑年10 月21	6 3 5 1 丑年10 月 4 日	6350 丑年9月9日	6 3 4 9 丑年 8 月 10 日	6348 丑年8月10日	6347 丑年8月1日	6346 丑年6月5日	6345	6 3 4 4 丑年 5 月 16 日	6343 丑年4月25日	6342 丑年4月20日	6 3 4 1 丑年 3 月 29 日	6 3 4 0 丑年 3 月 14
廻文 (鉄砲證文調印觸	御年貢取立觸	御年貢觸(取立てについて)	覚(高掛銭取立触)	高掛り取立觸	御借り入金取立觸	高掛御用金取立觸	御年貢并高掛り御用金觸	御借り入金上納觸	秋成御年貢觸	夏成御年貢觸(取立触廻状)	口上(八ケ原組百姓差紙)	覚(借り金取立触)	廻文(人別帳改めについて)	いて) 廻文 (代官止宿の旨ならびに道橋普請など申し付につ	御出役觸(明一日出役当村へ参着の旨)	人別印形觸
(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田) 榮治郎	名主(町田)栄次郎	(町田)築次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主栄次郎代組頭富士太郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎
小出組ほか9組与頭、組番	百姓代	小出組ほか9組与頭、与番	百姓代 14組組頭、組番、	小出組ほか9組与頭、与番	小出組ほか8組与頭、与番	小出組ほか7組与頭、与番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	百姓代	1 出番	ゆの沢五人組仙次郎ほか1名	小出組ほか9組与頭、組番	代、組番代、組番の一、組組頭、百姓	百姓代	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 綴 1	包 · 継 1	包・継1	包· 継 1	包 · 継 1	包· 継 1	包 · 継 1	包・継1	包・継2	包・継1	包 継 1	包・継1	包 · 継 1	包 継 1

6377 卯年	6 3 7 6 卯年	6375 卯年	6 3 7 4 卯年	6373	6 3 7 2	6 3 7 1 卯年	6370	6369 寅年	6368 寅年	6 3 6 7 寅年	6366 寅年	6365 寅年	6364 寅年	6363 寅年	6362 寅年	6 3 6 1 寅年	6360	6359 寅年	
9月4日	卯 年 8 月 21 日	卯年7月8日	卯年6月2日	卯年3月23日	(卯年) 3月3日	卯年2月14日	卯年2月6日	寅年12月13日	寅年12月7日	寅年12月6日	寅年11月28日	寅年8月7日	寅年8月5日	寅年6月6日	寅年3月12日	寅年3月4日	寅年3月3日	寅年2月晦日	
村入用取立廻文	秋成御年貢觸	覚(丑年分借り入れ金利息割渡し触)	夏成御年貢觸	廻文(村入用出銭滞りについての差紙)	人別印形觸	人別印形觸	出會觸(下名栗村有間萱野境焼きについて)	夫人餘荷金取立觸	御年貢皆済觸	御年貢皆済觸	御年貢勘定出会觸	書付(欠落人についての差紙)	秋成御年貢觸	覚(借り入れ金利息渡し触)	書付(松五郎差紙)	書付(呼出)	人別印形觸	書付(下名栗村出役到着について)	こことは「インコノー=・ニューロー・おき角」
町田栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎ほか1名	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	用E含含色
小出組ほか9組与頭、組番	頭、組番新組年番井戸入組ほか7組組	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 1組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭衆、与番	小出組ほか9組与頭、組番	姓代 生組ほか20組与頭、組番、百	小出組ほか9組与頭、組番	組番が9組与頭、百姓代、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	湯之沢組組番条次郎ほか1名	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	名郷組松五郎五人組弥八ほか	松五郎五人組平四郎ほか2名	小出組ほか9組村役人	小出組ほか9組役人	1 上糸し 大・糸糸豆 糸者
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包•継2	包 · 継 1	包 · 継 1	台系

6 3 9 7 午年	6 3 9 6 巳年	6395 巳年	6 3 9 4 巳年	6393 巳年	6 3 9 2 巳年	6 3 9 1 巳年	6390 巳年	6389 辰年	6388 辰年	6 3 8 7 (辰年)	6386 辰年	6385 辰年	6384 辰年7	6383 辰年5	6382 辰年3	6381 辰年	6380	6 3 7 9 卯年	6378 卯年
午年2月19日	巳年12月15日	巳年12月8日	巳年12月6日	4 月 12 日	巳年3月3日	巳年 2 月 22 日	巳年2月4日	辰年12月5日	辰年12月1日	午) 閏 11 月 20 日	辰年8月12日	辰年8月1日	7月9日	5 月 28 日	3 月 16 日	辰年2月22日	卯年12月12日	卯年12月7日	卯年12月6日
人別改觸	(巳年御年貢皆済触)	御年貢觸(年貢皆済金取立てについて廻状)	御年貢皆済觸	(名郷組百姓文蔵ほか呼出)	人別帳調印觸	人別改添觸	廻文(下名栗村より有間山境焼立会見届について)	御年貢取立并相談觸	覚 (村入用軒別割取立触)	願などについて)	書付(今12日内田岩五郎が廻村の旨)	廻状(秋成年貢割賦通り組中取立てについて)	廻状(寅年囲穀した者への達のため印形と寅年に渡し	御出役樣御廻村觸	御廻村觸	人別糺書付	丑年御借り入御利足割渡觸	御年貢皆済觸(当卯年貢皆済取立て)	持参の旨)
名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	町田栄次郎	名主(町田)栄次郎	町田栄次郎	町田栄次郎	名主(町田)栄次郎
小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組組頭、組番	名郷組百姓代平蔵代平八	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	平組ほか9組組頭衆	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか8組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか8組役人	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	小出組ほか8組組頭衆、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	新館組ほか10組役人
包・継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 切 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・横切	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 総 1

北組ほか7	町田栄治郎ほか1名	覚(御用達金当月中に納めるべき旨廻状)	未年11月5日	6 4 1 7
	(町田)栄治郎	秋御年貢觸(当未秋成年貢金を取立てるべき旨廻状)	未年8月7日	6 4 1 6
	(町田)栄治郎	(当秋成年貢取り集めるべき5回機大)	未年8月4日	6 4 1 5
	町田栄治郎	宗門人別改觸	未年2月18日	6 4 1 4
	名主(町田)栄次郎	(当午年貢ほか皆済取立てにつき印形を持参すべき旨	午年12月24日	6 4 1 3
	名主(町田)栄次郎	きい 自動状)	午年12月17日	6 4 1 2
	(町田)栄治郎	皆济御年貢觸	(午年) 12月5日	6 4 1 1
	町田栄次郎	皆強制年貢觸(年貢皆済勘定のため印形を持参すべき皆済御年貢觸(年貢皆済勘定のため印形を持参すべき	午年12月4日	6 4 1 0
	(町田)栄治郎		(午年) 11 月 24 日	6 4 0 9
	(町田)栄次郎	(條目書伝達についての差紙)	午年11月6日	6 4 0 8
	町田栄次郎	らせるべき旨廻状) ・ 対象前觸(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	午年9月	6 4 0 7
	(町田)栄次郎	(貯敷詰替えにつき軒別稗1斗5升ずつ持参すべき)目	午年9月5日	6 4 0 6
	町田栄治郎	夫食代割合之儀二付觸	午年7月26日	6 4 0 5
	名主(町田)栄治郎	夏成御年頁觸	(午年) 5月	6 4 0 4
	町田栄次郎	夏成御年貢觸	午年5月29日	6 4 0 3
	名主(町田)栄次郎	(人見組いねほか9名、縁談、奉公、出生など質問に	午 年 4 月 13 日	6 4 0 2
	名主(町田)栄次郎	廻文 (当午宗門人別の際未参のため改めて提出すべき 旨)	午年4月12日	6 4 0 1
	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	廻文(炭谷、人見入炭山入札について)	午年3月11日	6 4 0 0
	(町田)栄次郎	人別印形觸	午年3月9日	6 3 9
	名主町田栄次郎代(町田)軍蔵	宗門人別改觸(組中取調べの上書付を持参すべき旨)	午年2月23日	6 3 9 8

6 4 3 7	6 4 3 6	6 4 3 5	6 4 3 4	6 4 3 3	6 4 3 2	6 4 3 1	6 4 3 0	6 4 2 9	6 4 2 8	6 4 2 7	6 4 2 6	6 4 2 5	6 4 2 4	6 4 2 3	6 4 2 2	6 4 2 1	6 4 2 0	6 4 1 9	6 4 1 8
酉年6月6日	酉年4月	西年 3 月 24	酉年3月19日	酉年2月17日	酉年2月3日	申年12月	申年12月16日	申年11月	申年11月	申年11月4日	申年10月17日	申年10月14日	申年10月8日	申年10月6日	申年6月	(申年) 3月12日	未年12 月11 日	未年 12 月 3 日	未年11月
見御年貢觸(夏成年貢取立てならびに江戸下屋敷勤入 ・	(人別名前差合相談のため呼出)	人別印形觸(私領請ならびに当酉宗門人別帳などにつ	印形仰せ付けの旨)	(名主栄次郎よりの呼出状)	(宗門人別帳ほか書上物持参の上柏林寺に出向く旨廻	御年貢皆済觸(年貢皆済金取立てにつき廻状)	・	村入用取立觸	御年貢皆済勘定觸	村入用取立觸	炭谷人見入札日延觸	炭谷入人見入炭山入札日御觸	囲穀之儀二付相談觸	超文(字すみや入、人見入雑木炭山見分の上売買の旨	夏成御年貢・鉄炮御取上觸	宗門人別日限觸	御年貢皆済觸(皆済金取立てにつき廻状)	御年貢皆済決算觸(年貢皆済帳面決算のため立会の旨	国役觸(当年国役金納めるべき旨廻状)
(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎ほか1名	(町田)栄次郎	名主栄次郎代(町田)軍蔵	名主(町田)栄次郎	名主町田栄次郎	町田栄治郎	町田栄治郎	町田栄治郎	町田栄次郎	名主町田栄次郎ほか1名	町田栄治郎	町田栄次郎	町田栄治郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄次郎
小出組ほか9組組頭、組番	組番 伊倉組啓次郎ほか3名与頭、	組	古出組ほか9組組頭、組番	名郷組十次郎組合助五郎	古出組ほか18組役人	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組与頭、組番	御堂平組ほか7組組頭、組番	百姓代 の出組ほかり組与頭、組番、	小出組ほか9組与頭、組番	小出組ほか5組与頭、組番	小出組ほか4組与頭、組番	小出組ほか9組与頭、与番	平組ほか11組与頭、組番	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	組	百姓代 の の の の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の の は の	組ほか9組組頭、	頭、百姓代、組番小出組よりしらや組までの組
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継2	包	包 · 継 1	包 · 継 1	包 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 継 2	包 · 横切	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1

包・継	小出組ほか9組役人	名主(町田)栄次郎	御年貢觸(秋成年貢取立てについて)	亥年8月6日	6 4 5 7
包	小出組ほか9組役人、組番	(町田)栄次郎	人別印形觸(宗門人別帳請印の件廻状)	亥年3月5日	6 4 5 6
包	小出組ほか9組与頭、組番	(町田)栄次郎	人別取調觸	亥年 2 月 29 日	6 4 5 5
包	百姓代平蔵	(町田)栄次郎	(百姓佐吉召出状)	戌年 12 月 22 日	6 4 5 4
包 • 横 切	番 (小出組ほか10組)与頭衆、組	(町田)栄次郎	御年貢皆済觸(当戌年皆済年貢取立てについて)	戌年12月15日 日	6 4 5 3
包	百姓代	名主(町田)栄次郎	御年貢皆済觸	戌年12月9日	6 4 5 2
包	小出組ほか9組与頭、組番	(町田)栄次郎	御年貢立会觸	戌年12月 2日	6 4 5 1
包	名 長四郎五人組文右衛門ほか 2	名主(町田)栄次郎	(長四郎、松五郎差紙)	戌年9月10日	6 4 5 0
包	小出組ほか9組役人	(町田)栄治郎	御年貢觸(当戌秋年貢取立て、持参の旨)	戌年8月1日	6 4 4 9
包	小出組ほか9組役人	(町田)栄治郎	夏成御年貢觸	戌年6月1日	6 4 4 8
包	小出組ほかり組役人	(町田)栄治郎	人別印形觸	(戌年) 3月3日	6 4 4 7
包	百姓代 「中出組ほかり組与頭、組番、	(町田)栄次郎	御廻村触(見分役人の出迎えについての廻状)	戌年2月20日	6 4 4 6
包	小出組ほか9組与頭、組番	名主(町田)栄次郎	合など相談につき医王寺へ出会の旨) 田穀相談觸(酉年12月中米籾囲穀引渡し請出府入用割	戌年1月15 日	6 4 4 5
包	(小出組ほか10組)役人	名主(町田)栄次郎	し入れ)	西年閏 11 12 日	6 4 4 4
包	小出組ほか9組組頭、組番	(町田)栄次郎	御年貢勘定立會觸	酉年11月19日	6 4 4 3
包	湯之沢組組番多治郎	(町田)栄次郎	(湯の沢組佐吉、金五郎呼出)	酉年9月13日	6 4 4 2
継	小出組ほか9組役人	(町田)栄次郎	(煉成金上納など触廻状)	酉年8月11日	6 4 4 1
包	小出組ほか8組組番、組頭	(町田)栄次郎	秋御年貢觸(秋成箇年貢金取立てにつき廻状)	酉年8月3日	6 4 4 0
包	小出組ほか9組組頭、百姓代、	名主(町田)栄次郎	被仰渡請印觸(小前銘々印形持参の旨廻状)	酉年6月24日	6 4 3 9
継	小出組ほか9組役人	名主(町田)栄次郎	ほかの触廻状)	酉年6月12日	6 4 3 8

6 4 7 7 8 月	6 4 7 6 8 月	6 4 7 5	6 4 7 4 6 月	6 4 7 3 5 月	6 4 7 2 5 月 15	6 4 7 1	6 4 7 0 4 月	6 4 6 9 3 月 27	6 4 6 8 3 月	6 4 6 7 3 月	6 4 6 6	6 4 6 5 3 月 7	6 4 6 4 3 月	6 4 6 3 2 月晦	6 4 6 2 2 月晦	6 4 6 1 2 月 2	6460 亥年11	6 4 5 9 亥年	6 4 5 8 亥年
日 22 日	月 1 日	月 4 日	月8日	日 27 日	15 日	16日	10日	27日	月 19 日	17日	月 10 日	77日	月6日	万晦日	万晦日	月 2 日	11月23日	亥年8月	亥年8月21日
御先触通達(御用につき支配手代中川順蔵村内通行に	寺社改御出役觸	御用書状(御用筋につき呼出)	八と同道にて来てくれるようにとの通達)の場合は、の出述の出述の上、	触)	(別紙請書の通り御救筋の仰せを各組末々まで行き届	(当未宗門人別五人組夫銭帳の印形の取り揃えについて)	御廻村触(石橋五郎八廻村についての廻状)	人別調印觸	および教諭につき出会触)および教諭につき出会触)なが改革諸帳面などの提出	廻文(入用割合につき出合触)	上(日光法会御用のため出府につき村用など取り計ら	廻文(館林領へ村替えにつき相談)	人別調印觸	人別取調觸	人別取調立會觸	野火入之儀ニ付出会觸(昨1日炭谷山野火入の儀につ	御年貢勘定始メ觸	鳴物停止御觸(館林江戸代官役所より顕徳院百回忌に	出會觸(関東取締出役より医王寺に出向くべき旨)
名主(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)榮次郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄次郎	町田栄次郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄治郎	名主(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎	(町田)栄次郎	町田栄治郎	(町田)栄次郎	名主(町田)栄次郎	(町田)栄治郎
代、組番の別組与頭、百姓	小出組ほか9組与頭、組番、	百姓代仲平	[与頭]鉄五郎	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	頭、組番、百姓代 新組年番井戸入組ほか10組与	小出組ほか9組組頭、組番	小出組岩治郎ほか9名	古出組ほか9組与頭、組番衆	富次郎ほか11名	古出組ほか9組与頭衆	小出組ほか8組組頭衆、組番	小出組ほか9組役人	小出組ほか9組役人	小出組ほか4組与頭、組番	小出組ほか9組組頭、与番	ゆの沢仙次郎	百姓代の別組与頭、組番、
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包· 横 2 切	包 · 継 1	継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包•継1	包 · 継 1	包•継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · · · · · · · ·	包 · 継 1

	出組ほか9組組頭、組	町角	が 別調印觸	29	1
包 · 继	小出組ほか8組組頭、組番	名主(町田)安之助	廻文 (鉄砲鑑札書き替えにつき鑑札、当人組合印形を	(弘化3年)1月18日	6 5 1 6
包・継	小出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	人別取調觸(人別軒別取調べの件廻状)	(弘化3年)1月17日	6 5 1 5
包 • 継	古出組ほか11組組頭、組番	名主(町田)安之助ほか1名	廻章(囚人初蔵逃亡につき山探しの旨)	(弘化2年)2月26日	6 5 1 4
包 · 継	小出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	秋成御年貢触	(弘化1年)9月1日	6 5 1 3
包・継	小出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	御年貢皆済取立觸	(天保15年)11月27日	6 5 1 2
包・継	小出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	郷蔵出金取立觸	(天保15年)10月25日	6 5 1 1
包・継	百姓代 「四世代 「	名主(町田)安之助	出会觸	(天保15年)7月15日	6 5 1 0
包 · 継	小出組ほか8組ほか	[名主](町田)安之助	出會觸(雑穀払い代金年賦下ケ金について)	(天保15年)6月15日	6 5 0 9
包・継	小出組ほかり組組頭、組番	名主(町田)安之助	江戸火災二付御觸	(天保15年) 1月23日	6 5 0 8
包·継	御堂平組太兵衛ほか4名	名主(町田)安之助	書付(西丸上納金延願聞済みにつき受取の差紙)	(天保14年)12月28日	6 5 0 7
包・継	御堂平組ほか2組役人	名主(町田)安之助	急書付(西丸上ケ金上納について呼出)	(天保14年)12月18日	6 5 0 6
包 · 継	百姓代 「中出組ほかり組組頭、組番、	名主(町田)安之助	御年貢皆済觸(当卯年貢皆済勘定)	(天保14年)12月10日	6 5 0 5
包・切	八人組組番ほか1名	名主(町田)安之助	書付(利助差紙)	(天保14年)12月4日	6 5 0 4
包・継	小出組ほか14組組頭、組番	(町田)安之助ほか1名	御廻村并調印觸(荒地見分について)	(天保14年)9月25日	6 5 0 3
包・継	百姓代 13組与頭、組番、	(町田)安之助ほか1名	急廻文(荒地改めについて)	(天保14年)9月2日	6 5 0 2
包 · 継	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	名主(町田)安之助	出會觸(荒地起返し取調べについて)	(天保14年) 8月5日	6 5 0 1
包・継	古出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	夏成御年貢觸	(天保14年)6月1日	6 5 0 0
包・継	小出組ほか9組組頭、組番	名主(町田)安之助	書上物調印觸	(天保14年)1月12日	6 4 9 9
包·切	湯之沢組ほか1組組番	名主(町田)安之助	書付(差紙)	(天保13年) 9月25日	6 4 9 8

6537 (安政s	6536 (安政公	6535 (安政公	6534 (安政公	6533 (安政。	6532 (安政。	6531 安政5	6 5 3 0 11 月 28	6 5 2 9 5 月 28	6528 亥年12月5	6 5 2 7 亥 年 12	6526 亥年5	6525 亥年3	6524 亥年3	6523 亥年1	6522 亥年1	6 5 2 1 戌 年 12	6520 卯年7	6519 (嘉永4	
6年) 8月17日	6年) 5月1日	6年)4月13日	6年) 2月8日	6年) 2月4日	6年)1月11日	年12月3日	日	日	月 5 日	月3日	月 18 日	月 4 日	3 月 3 日	月 21 日	月 19 日	月8日	月 21 日	4年)12月3日	
廻章(違作地所見分けの件廻状)	新田山代金取立觸(入札払代金取立ての旨廻状)	形持参すべき旨廻状)	当未宗門人別取調觸	当未宗門人別調印觸	廻文(公儀へ奇特筋あり苗字御免の旨)	当午御年貢取立觸	出銭割合につき取立ての旨)村入用取立觸(当秋地方取調べ一条ならびに我野寄場	人逃亡一件入用取集めについて)夏成御年貢觸(夏成年貢集めおよび坂石町分預けの囚	御年貢取立觸	平八への呼出状) (河野啓助よりの御用状の儀につき尋のため名郷組	廻文(去年巡見など村入用割合取立ての件廻状)	宗旨人別調印觸(宗門人別帳に調印につき廻状)	御廻村觸(関東取締出役廻村につき廻状)	書付(狩人相糺につき召出状)	急廻文(去戌取集穀帳面差出しについて)	御年貢皆済取立觸	覚(正覚寺差紙について)	書付(伊倉組関次郎、五人組の呼出)	
名主町田瀧之助ほか1名	町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主安之助代(町田)軍蔵	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	名主(町田)安之助	
出番 古出組ほか12組組頭、百姓代、	人見組ほか5組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	名郷組平八	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか8組与頭、組番	小出組ほか8組組頭、組番	御堂平組ほか2組組頭	伊倉組ほか5組与頭、与番	小出組ほか9組与頭、組番	伊倉組鶴次郎	伊倉組組頭	
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包·切 ₂	包 · 継 1	包· 横 1 切	包 · 継 1	包· 横 1 切	包 · 横 1 切	包 · 継 1	包 · 継 2	包·切 ₂	

組頭	小出組ほか7組织	名主町田瀧之助	凶年非常手当差出金廻文	文久1年6月27日	6 5 7
9組組頭	小出組ほかの	名主町田瀧之助	廻文(困窮者救済手当金差出しについて)	文久1年4月13日	6 5 5 6
4組組頭	小出組ほかり	名主町田瀧之助	炭谷人見入札山代金取立割渡廻文	文久1年3月26日	6 5 5 5
	八人組組番	名主町田瀧之助	急書付(八人組の利助、同人組合人への差紙)	文久1年3月1日	6 5 5 4
組組頭	小出組ほか9	名主町田瀧之助	当酉宗門人別調印觸	文久1年2月28日	6 5 5 3
組組頭	小出組ほか33	名主町田瀧之助ほか1名	廻文(鉄砲持主請印について)	文久1年2月24日	6 5 5 2
組組頭	小出組ほか9組	名主町田瀧之助	別紙御廻状写請印觸(鉄砲預りについて)	文久1年2月17日	6 5 5 1
組頭	小出組ほか9組	名主町田瀧之助	当酉宗門人別取調觸	文久1年2月11日	6 5 5 0
組頭	小出組ほか5組	町田瀧之助ほか1名	炭谷人見入山入札觸	文久1年2月5日	6 5 4 9
組頭	小出組ほか4組	町田瀧之助	炭谷人見入売木廻文	文久1年1月23日	6 5 4 8
組頭	小出組ほか14組	町田瀧之助ほか1名	廻文(盗人山狩りの旨)	文久1年1月17日	6 5 4 7
組頭	小出組ほか9組织	名主町田瀧之助	申御年貢取立觸	万延1年12月3日	6 5 4 6
組頭	小出組ほか8組织	名主町田瀧之助	鉄炮鑑札取集觸	(万延1年)4月20日	6 5 4 5
組番	小出組ほか5組	名主町田瀧之助	皆四状) 皆廻状)	(万延1年)閏3月27日	6 5 4 4
組頭	小出組ほか9組织	名主町田瀧之助	当申宗門人別調印觸	(万延1年) 3月24日	6 5 4 3
顗	小出組ほか9組組	名主町田瀧之助	高抜廻文(年貢勘定前につき流地高抜調べについて)	(万延1年)2月26日	6 5 4 2
組頭	小出組ほか9組	名主町田瀧之助	銅小銭有高取調觸	万延1年2月6日	6 5 4 1
	湯之澤組組番	名主町田瀧之助	書付(湯之沢組常次郎呼出状)	(安政6年)12月21日	6 5 4 0
組頭	小出組ほか9組	名主町田瀧之助	未皆済御年貢取立觸	安政6年12月7日	6 5 3 9
組頭	小出組ほか14組組	名主町田瀧之助ほか1名	組々小前名前書上)	(安政6年)8月29日	6 5 3 8

6 5 7 7	6 5 7 6 文	6 5 7 5	6 5 7 4	6 5 7 3	6 5 7 2	6 5 7 1	6 5 7 0	6 5 6 9 文	6 5 6 8 文	6 5 6 7 文	6 5 6 6	6 5 6 5 文	6 5 6 4 文	6 5 6 3	6 5 6 2	6 5 6 1	6 5 6 0 文	6 5 5 9 文	6 5 5 8
文久3年12月3日	文久3年11月24日	文久3年11月16日	文久3年4月15日	文久3年4月6日	文久3年3月9日	文久3年2月16日	文久2年12月3日	文久2年11月12日	文久2年閏8月24日	文久2年閏8月6日	文久2年8月23日	文久2年7月17日	文久2年3月5日	文久2年2月28日	文久2年2月16日	文久1年12月18日	文久1年11月8日	文久1年10月23日	文 2 1 年 8 月 4 日
御伝馬之儀二付出会觸	廻文 (呼出)	急廻文(無宿者立廻りにつき取締りについて)	御伝馬御用出会觸	炭谷入会山木代金取立割渡觸	当亥宗門人別調印觸	当亥宗門人別取調觸	当戌皆済御年貢取立觸	高抜取調廻文(譲主、引受主名前取調べについて)	御用向廻文(支配出役廻村について)	急御用廻文(80歳以上の者呼出について)	急書付(火付け盗賊改めについて)	廻文(組々書上物について)	急書付(端ケ原組甚五郎の差紙)	当戌宗門人別調印觸	当戌宗門人別取調觸	当酉御年貢取立觸	村内取締筋廻文(和宮下向につき村内取締りなどの旨)	炭谷人見入山代金取立觸	延文(組々書上物について)
名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助ほか1名	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田 溜之助
百姓代の出組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	伊倉組ほか1組組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか4組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 「白姓代 「日姓代 「日代 「日	小出組ほか9組組頭、組番	人見組ほか9組組頭、組番	御堂平組ほか5組組頭、組番	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	端ケ原組組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか4組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番
包 · 継 1	包· 横 1 切	包 · 横 2 切	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包・継1	包 · 継 2	包· 横 1 切	包 · 切 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包· 横 1切	包 · 竪 1 帳	包· 横 1 切	包· 継 1

6 5 9 7	6 5 9 6	6 5 9 5	6 5 9 4	6 5 9 3	6 5 9 2	6 5 9 1	6 5 9 0	6 5 8 9	6 5 8 8	6 5 8 7	6 5 8 6	6 5 8 5	6 5 8 4	6 5 8 3	6 5 8 2	6 5 8 1	6 5 8 0	6 5 7 9	6 5 7 8
丑年2月23日	丑年2月5日	子年 12 月 11 日	子年11月17日	(明治5年)2月11日	(明治2年)9月晦日	(明治2年)6月12日	(明治1年)10月15日	(明治1年)7月16日	(慶応4年)4月20日	(慶応2年)11月25日	(慶応2年)11月16日	(慶応2年)6月21日	(慶応1年)6月6日	(慶応1年)閏5月1日	(元治1年)12月24日	元治1年3月11日	元治1年2月15日	文久3年12月20日	文久3年12月8日
当丑宗門人別取調觸	廻文(炭薪雑木山買上について)	子皆済御年貢取立觸	急廻文(常州脱走の賊徒について)	当申宗門人別取調觸	外國人諸掛り取立觸	急廻章(岩鼻県役人佐藤丹三廻村について)	御觸書写(明治に改元の旨および一代一号の旨達)	申し達について)出會觸(知県事大音龍太郎より取締りを厳重にする旨	出會觸(東海道先鋒総督への挨拶について)	兵賦懸入用取立廻文	兵賦懸入用取立觸	急廻文(窮民動揺に対する取調べについて)	御支配替廻文(松村忠四郎の支配所になることについて)	廻文(進発入用献金について)	急御用廻文(岩鼻役所兵賦取立てについて)	当子宗門人別改調印觸	当子宗門人別取調觸	ついて)のいて)と、これのでは、一ついて)のいて)のいて)のいて)のいて、これのでは	当亥皆済御年貢取立觸
名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	[古組]名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	上名栗村名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助
百姓代小出組ほか9組組頭、組	小出組ほかり組組頭、組	百姓代 百姓代 日本 <p< td=""><td>百姓代 可姓代 の出組頭、組</td><td>小出組ほか9組組頭、組</td><td>百姓代 日姓代 和組ほか9組組頭、組</td><td>百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本 日本</td><td>百姓代 百姓代 日本 日本</td><td>百姓代 百姓代 の</td><td>百姓代</td><td>机倉太郎ほか9名</td><td>百姓代 「百姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓 「日姓</td><td>[百姓代] 人見組ほか6組組頭、組</td><td>百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本 日本</td><td>小出組ほか9組組頭、組</td><td>小出組ほか9組組頭、組</td><td>百姓代 百姓代 和組ほか9組組頭、組</td><td>百姓代 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</td><td>百姓代 の対し、 のがり、 のがりのがり、 のがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりの</td><td>小出組ほかり組組頭、百</td></p<>	百姓代 可姓代 の出組頭、組	小出組ほか9組組頭、組	百姓代 日姓代 和組ほか9組組頭、組	百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本	百姓代 百姓代 日本	百姓代 百姓代 の	百姓代	机倉太郎ほか9名	百姓代 「百姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓 「日姓	[百姓代] 人見組ほか6組組頭、組	百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本	小出組ほか9組組頭、組	小出組ほか9組組頭、組	百姓代 百姓代 和組ほか9組組頭、組	百姓代 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	百姓代 の対し、 のがり、 のがりのがり、 のがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりのがりの	小出組ほかり組組頭、百
番、包	番包	番、包	番、包	番包	番、包	番、包	番、包	番、包	番、包	包	番、包	番、包	番、包	番包	番包	番、包	番、包	番、包	百姓代包
· 横 1切	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	- 竪帳	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	* 継 1	· 継 1	- 横切	· 継 1	· 継 1

6 6 1 7	6 6 1 6	6 6 1 5	6 6 1 4	6 6 1 3	6 6 1 2	6 6 1 1	6 6 1 0	6 6 0 9	6 6 0 8 雷	6 6 0 7	6 6 6 6 宿	6 6 0 5	6 6 0 4	6 6 0 3	6 6 0 2	6 6 0 1	6 6 0 0	6 5 9 9	6 5 9 8
寅年7月19日	寅年7月2日	寅年7月1日	寅年6月28日	寅年6月25日	寅年 6 月 23 日	寅年6月19日	寅年6月13日	寅年 3 月 16 日	寅年3月11日	寅年2月16日	寅年2月11日	年12月8日	年 11 月 28 日	丑年6月25日	丑年6月6日	年6月6日	年 5 月 14 日	年 4 月 23 日	丑年3月12日
出会觸(困窮人救手当方ならびに入用出会について)	廻文(出役教諭について)	急廻文(出役廻村について)	廻文(差紙)	廻文(差紙)	書付 (新五郎差紙)	急廻文(急取調べについての差紙)	急廻文(取締りの儀について)	当寅宗門人別改調印觸	宗旨人別調印觸	当寅宗門人別取調觸	急廻状(去丑年稗出穀小前帳差出しについて)	当丑御年貢取立觸	紙)	廻文(上納金割渡し)	廻文(上納金の儀について差紙)	急御觸書写(銭相場高騰について)	急御用向廻文(差紙)	廻文(硝石製造および木炭他売禁止について)	当丑宗門人別改調印觸
名主町田瀧之助	新古両組兼名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助ほか1名	新古両組兼名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)滝之助	名主町田瀧之助	町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助
組番 小出組ほか 9 組組頭、百姓代、	百姓代 1組組頭、組番、	代の世界をは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	百姓代 1組組頭、組番、	百姓代 一百姓代 一百姓代	伊倉組	百姓代	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	百姓代 小出組ほかり組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代・日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代・日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	人見組市五郎ほか 2名	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	人見組ほか2組百姓代、組番	人見組ほか2組百姓代、組番	百姓代 の の は の の は の は は の の は は の の は は は の の は は は の の は
包 · 綴 1	包 • 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包•切2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 竪 長	包 · 横 1 切	包 · 継 1	包· 継 1

6637 卯年。	6636 卯年	6635 卯年	6634 卯年。	6633 卯年4	6632 卯年	6631 卯年。	6630 卯年	6629	6628 卯年	6627 卯年3	6626 卯年	6625 卯年3	6624 卯年	6623	6622 寅年3	6 6 2 1 寅年1	6620 寅年0	6619 寅年。	6618 寅年7
卯年9月5日	卯年 8月 13日	卯年7月26日	卯年6月13日	4 月 17 日	4 月 15 日	卯年3月28日	卯年3月15日	卯年2月25日	卯年2月23日	卯年2月20日	卯年2月17日	卯年2月5日	卯年1月21日	卯年1月9日	寅年12月11日	寅年12月3日	寅年10月25日	寅年8月23日	寅年7月21日
廻文(生焰硝を納めた者に褒美を与える件について)	新田山代金取立并割渡觸	廻文(差紙)	廻文(救米下付について)	書付(名郷組文次郎差紙)	窮民救金割渡觸	穀物有高取調觸	當卯宗門人別改調印觸	急書付(御堂平組組番亀次郎、百姓奥次郎差紙)	當卯宗門人別取調觸	當卯宗門人別取調觸	急書付(名郷組文次郎差紙)	宗旨人別調印觸	窮民救金割渡觸	出會廻文(窮民取続方について)	当寅御年貢取立觸	当寅皆済御年責觸	貯稗穀取立觸	出会触(救金について)	出会追觸(日時変更につして)
名主(町田)瀧之助	[古組]名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	新古両組兼名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町,田清之助
小出組ほか5組組頭、組	百姓代 百姓代 組組頭、組	百姓代 日姓代 日姓代 日姓代 日本代 日本代	櫃沢組ほか5組組頭、組	名郷組組番	百姓代 「百姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓代 「日姓 「日姓	小出組ほか9組組頭、組	百姓代 百姓代 日姓代 日本代 日本年 日本代 日本代	御堂平組組番	百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本	小出組ほか9組組頭、組	名郷組組番	小出組ほか9組組頭、組	百姓代 百姓代 和組頭、組	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 百姓代 和組ほか9組組頭、組	小出組ほか9組組頭、組	小出組ほか9組組頭、組	組番・出組ほかり組組頭、百	組番
番包	番、包	組番、包	番 包	包	組番、包	番包	組番、包	包	番、包		包	番包	組番、包	包	番、包	番包	番包	百姓代、包	- 1
· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	継2	· 継 1	· 横 1切	· 横 1切	継2	· 継 1	· 継 1	· 切 2	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	· 継 1	刹

6 6 5 7	6 6 5 6	6 6 5 5	6 6 5 4	6 6 5 3	6 6 5 2	6 6 5 1	6 6 5 0	6 6 4 9	6 6 4 8	6 6 4 7	6 6 4 6	6 6 4 5	6 6 4 4	6 6 4 3	6 6 4 2	6 6 4 1	6 6 4 0	6 6 3 9	6 6 3 8
巳年2月7日	巳年1月14日	辰年12 月18 日	辰年12月6日	辰年11月9日	辰年11月2日	辰年9月10日	辰年7月29日	辰年6月21日	辰年 6 月 10 日	辰年4月4日	辰年3月晦日	辰年3月7日	辰年3月13 日	辰年2月21日	辰年2月19日	辰年1月19 日	卯年 12 月 12 日	卯年12月7日	卯年10月6日
當已宗門人別取調觸	鉄炮鑑札取集并出會觸	當辰御年貢取立觸	當辰皆濟御年貢取立觸	郷蔵之穀櫃諸入用取立觸	般内取相割合にした旨)廻文(辰年村入用ならびに寄場諸掛り高割について今	辰秋成御年貢觸	當夏成御年貢取立觸	榛名山勧化取立觸	夫食金取立觸	急廻文(夫喰割渡高の儀につき差紙)	辰宗門人別調印觸	急廻文(至急の儀につき差紙)	宗旨人別調印觸	當辰宗門人別取調觸	當辰宗門人別取調觸	急廻文(組々取締り筋につき申し渡しの差紙)	當卯御年貢取立觸	當卯皆済御年貢觸	調印觸(貯稗出穀帳書上について)
名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助ほか1名	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助ほか1名	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主町田瀧之助	名主町田瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助
百姓代小出組ほか9組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 り組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	代の世界組ほから組組番、百姓	百姓代 り組組頭、組番、	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代の出組頭、組番、	百姓代 14組組頭、組番、	百姓代 「日本代 「	小出組ほか13組組番、百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 「日本代」 「日本代] 「日	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 小出組ほか9組組頭、組番、	百姓代 「日本代 「	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番
包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 竪 1 帳	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1

6 6 7 7	6 6 7 6	6 6 7 5	6 6 7 4	6 6 7 3	6 6 7 2	6 6 7 1	6 6 7 0	6 6 6 9	6 6 8	6 6 6 7	6 6 6	6 6 6 5	6 6 4	6 6 6 3	6 6 2	6 6 6 1	6 6 6 0	6 6 5 9	6 6 5 8
		9 月 11 日	5 月 28 日	2 月 28 日	午年2月27日	午年2月25日	午年2月10日	巳年12月7日	巳年11月3日	巳年10 月17 日	巳年 8 月 27 日	巳年6月16日	巳年6月6日	巳年3月29日	巳年3月23 日	巳年3月20日	巳年3月13 日	巳年2月晦日	巳年2月20日
	会の旨) 会御用向廻文(支配出役昨11日下名栗村廻村につき出	御廻村觸(組々荒地見分のため出役廻村について)	急書付(相談につき呼出)	當寅宗門取調觸	當午宗門人別調印觸	書付(乙次郎一件について差紙)	當午宗門人別取調觸	當巳皆済御年貢取立觸	(贋金取調べにつき贋金持主印形ならびに贋金持参の	廻文(贋金取持の取調べについて)	出會廻文	急御用廻文(支配より出役来村につき印形持参の旨)	廻章(差紙)	急廻文(辰夫銭帳ならびに巳鉄砲証文書上触について)	當巳宗門人別調印觸		巳宗門人別改調印觸	當巳宗門人別取調觸	急書付(湯之沢組源十郎呼出)
	名主町田瀧之助	町田瀧之助ほか1名	名主町田瀧之助	名主(町田)滝之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助	名主(町田)瀧之助
	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代 百姓代 五世代 日本 14組組頭、組番、	百姓代 百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	人見組組番市五郎ほか4名	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番、	小出組ほか5組組頭、組番	百姓代 百姓代 日本代 日本代 日本の <td>小出組ほか9組組頭、組番</td> <td>小出組ほか9組組頭、組番</td> <td>小出組ほか9組組頭、組番</td> <td>百姓代</td> <td>小出組ほか9組組頭、組番</td> <td>湯之沢組組番</td>	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	百姓代	小出組ほか9組組頭、組番	湯之沢組組番
	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包•切2

6 6 9 4	6 6 9 3	6 6 9 2	6 6 9 1	6 6 9 0	6 6 8 9	6 6 8 8	6 6 8 7	6 6 8 6	6 6 8 5	6 6 8 4	6 6 8 3	6 6 8 2	6 6 8 1	6 6 8 0	6 6 7 9	6 6 7 8	3	2	1
(明治3年)閏10月4日	(明治3年)10月12日	(明治3年)9月27日	(明治3年)9月26日	(明治3年)9月5日	(明治3年)7月26日	(明治3年)7月11日	(明治3年)7月5日	(明治3年)6月27日	(明治3年)6月9日	(明治3年)5月28日	(明治3年)4月10日	(明治3年)3月24日	(明治3年)3月1日	(明治3年)2月18日	(明治3年)1月12日	〔明治5年〕3月17日			
急廻章(鉄砲改めについて)	夫喰代取立觸	書付(伊倉組徳太郎、福松への差紙)	書付(湯の沢組伊勢蔵、林蔵への差紙)	午秋成御年貢取立觸	いて)	廻章(外国人通行について)	廻章(御一新につき村方三役人選入札について)	廻状)	を持参すべき旨廻状)	廻文(貧民救助拝借金の儀について寄合の件廻状)	が印形持参するべき旨廻章)	すべき旨廻章)	当午宗門人別取調觸	廻章(養蚕勧業のため組合設置の旨)	廻文(岩鼻県役所取締り筋申し達について請印の旨)	き旨) (急御用につき相談の為、明18日名主宅に来るべき当)	覚(杉植出し本数ほか書上)	(炭谷入せんこにた山見分人員覚)	廻章 (炭谷入字ぜんこにた杉材伐木見分)
名主町田俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊二郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	古組名主(町田)俊三郎ほか1名	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主町田俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主町田俊三郎			古組名主町田瀧之助ほか1名
姓代 栃屋ケ谷組ほか16組組頭、百	代、触継番元小出組ほか9組組頭、百姓	伊倉組百姓代	湯之澤組觸継番	姓代 佐屋ケ谷組ほか16組組頭、百	小出組ほか10組組頭、百姓代	姓代 佐屋ケ谷組ほか11組組頭、百	惣小前を組頭、百姓代、	組頭太次郎ほか11名	組番 小出組ほか14組組頭、百姓代、	小出組ほか9組組頭、組番	小出組ほか9組組頭、組番	人見組武平ほか2名	百姓代 「	姓代、触継番 1組組頭、百	組番の別組組頭、百姓代、	触番を組組頭、百姓代、			百姓代 10組組頭衆、組番、
包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 2	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	包 · 継 1	切 1	横 折 1	竪 1

名主町田俊三郎
名主町田俊三郎
名主町田俊三郎
名主町田俊三郎
名主(町田)俊三郎
名主(町田)俊三郎
田俊三郎
名主町田俊三郎
田俊三郎
名主町田俊三郎
名主町田俊三郎

6 6 7 7 3 3 3 2	(天保5年)3月18日 11日	後は見て第出型よう行う 御代官御廻村廻状(代官池田平之進取締りのため到着 廻章(出会触)	(町田)軍蔵	
6 7 3 3	(天保5年)3月18日	後披見次第出迎えの旨) 御代官御廻村廻状(代官池田平之進取締りのため到着		田
6 7 3 4	戌年8月9日	廻文(後役の儀について)		(町田)軍蔵
6 7 3 5	亥年11月16日	廻文(両谷入会山之儀につき相談のため出会願)	_	(町田)軍蔵ほか1名
6 7 3 6	子年3月	廻文(津島配札初穂料について)		新古両組名主
6 7 3 7	子年12月	廻文(伊勢配札初穂料について)		新古両組名主
6 7 3 8	子年12月	廻文(津嶋配札初穂料について)		新古両組名主
6 7 3 9	丑年 4 月 14 日	廻文(硝石製造人が来るので役元へ集会の旨)		名主代組頭代八
6 7 4 0	丑年 8 月 20 日	廻文(硝土搔取者取調べについて)		古組役元
6 7 4 1	寅年4月22日	廻文(甲州筋悪党手配について)		名主他出二付組頭代八
6 7 4 2	辰年10月6日	書付(ゆの沢組源十郎宛差紙)		名主
6 7 4 3	辰年10 月24 日	つき差紙) 党 (御堂平組金次郎ほか7名取締り筋ほか申し渡しに		名主
6 7 4 4	巳年 12 月 13 日	當巳御年貢取立觸		上名栗村元組名主
6 7 4 5	午年1月28日	書付(山下組伊勢屋、林蔵を連れて大野村まで出張すべき旨)		古組名主
6 7 4 6	午年3月24 日	鉄炮鑑札觸(鉄砲鑑札書き替えについての廻状)		名主代弥次郎
6 7 4 7	午年8月8日	急廻状(秋津組百姓豊次郎宛差紙)		名主
6 7 4 8	未年11月19日	廻章 (包紙)		名主
6 7 4 9	未年 12 月 10 日	覚(書付一通受取)		百姓三五郎ほか1名
6 7 5 0	申年2月	(作畑年貢納方の日限定についてほか廻状)		新館
6 7 5 1	10 月 13 日	廻文(ゆの沢釜の入炭木山入札について)		新館

筏仲問

6 7 5 3	(文化9年)12月3日	(冥加木仰せ付けおよび筏敷引改めについて) (冥加木仰せ付けおよび筏敷引改めについて)	上名栗村新館(町田)栄欠郎	w 能 川 上 笺 中 間 ヤ
6 7 5 3	9 年 12	(冥加木仰せ付けおよび筏敷引改めについて)	上名栗村新館(町田)栄次郎	飯能川上筏仲間衆
6 7 5 4	(文化9年)12月3日	(冥加木仰せ付けおよび筏敷引改めについて)	(町田)栄次郎	筏仲間
6 7 5 5	子年6月29日	日演 (人足諸賃銀、川筋の儀相談につき出会願の廻文)	年行司新立(町田)瀧之助ほか1名	間衆 「 版屋ケ谷平助ほから名材木仲
6 7 5 6	子年10 月23 日	ついて) ので、対策のでは、人足日雇賃銀値上げに でした。	新立(町田)瀧之助ほか1名	間衆 「 版屋ケ谷平助ほから名材木仲
6 7 5 7	寅年 6 月 18 日	廻文(筏川下げについて)	源蔵ほか1名	下通り惣代富次郎ほ
6 7 5 8	寅年7月16日	畑中より廻文写(筏通行の儀相談につき廻文写)	畑中茂左衛門ほか1名	原市場清兵衛ほか5名
6 7 5 9	寅年9月3日	廻文(筏川下げ一条の儀の行き届きの様子について)	畑中茂左衛門	[上]原市場惣五郎ほ
6 7 6 0	辰年11月	廻文 (筏川下げ一条相談のため集会召集)ほか	行事ほか	筏仲間衆ほか
6 7 6 1	巳年3月5日	廻文写(筏について相談のため集会の旨)	畑中茂左衛門ほか1名	原市場惣五郎ほか11
6 7 6 2	午年4月16日	廻文(堰普請中ではあるが筏の川下げをする旨)	笠縫村弥十郎	赤工村より名栗筋元と
6 7 6 3	午年8月25日	廻文(筏仲間寄合で認めた帳面に印形されたき旨廻状)	(町田)栄次郎	ひつ沢八三郎ほか9名
6 7 6 4	(戌年) 7月20日	(筏運賃について廻章)		
6 7 6 5	戌年9月19日	(筏通行不可能の通達の旨順達願)	大野清平代兼浅見斎次郎	赤澤村ほか2村
6 7 6 6	戌年12 月21 日	げについて) 妙章(諸穀値上げで日雇の者難儀のため挽賃など値上	柏屋代八ほか1名	材木仲間衆
6 7 6 7	2 月 11 日	廻章(出水のため筏通行難儀につき普請人足差し出す	行事軍蔵ほか1名	町田瀧之助ほか2名
6 7 6 8	3 月 22 日	廻文(筏運上上納願について)	九村荷主	上下名栗村荷主衆
6 7 6 9	閏8月8日	口上(筏川下げの儀につき会席の旨)	惣仲間(元〆仲間)	太七ほか7名

1

村運営

願書ほか、領主・役所関係

6 7 8 4	6 7 8 3	6 7 8 2	6 7 8 1	6 7 8 0	6 7 7 9	6 7 7 8	6 7 7 7	6 7 7 6	6 7 7 5	6 7 7 4	6 7 7 3	6 7 7 2	6 7 7 1	文書番号
享和2年2月	享和1年7月	寛政 4 年 4 月 11 日	寛政4年1月	寛政3年6月13日	寛政2年8月	寛政1年9月	寛政1年8月	寛政1年6月	寛政1年3月	天明7年2月	(天明6年)6月	明和 9 年 12 月	明和 5 年 12 月 10 日	年代
書)	差出申一札之事(博奕法度について)	の書付控)の書付控)の書付控)の書付控)の書付控)の書付控)の書付控)の書付を明い入れ吟味のため、両組名主より事情説明の書付控。	ついて) ついて) のいて、 発鹿永引仰せ付けの時期に	げ渡し願) げ渡し願)	願書) 原書) 原書 「大名栗村より秣場小物成定納の	納を代永にしたい旨)	(利根川、渡良瀬川、川渡普請についての願い出)(前	の願書)での願書)に、「という」の願書)に、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」と、「という」という。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」。」に、これ、これ、これ、これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「これ」といった。「こ	書)	乍恐(飢饉につき天明6年分取箇御免の願書)ほか	書)	「年恐以書付奉願上候(年貢皆済期限延期の願書)	組々年貢納め難き当り相定申村一同酒法度連印証文之事(下ケ坂より奥の	文書名
	手組寅助ほか15名	1名 上名栗村古組名主(町田)勝治郎ほか	郎			武州秩父郡南村名主藤兵衛ほか1名	老瀬村願人百姓新五郎山中五郎右衛門代官所上州邑楽郡海	上名栗村名主(町田)勝次郎ほか20名	組名主亀八 上名栗村古組名主(町田)勝次郎、新		秩父郡上名栗村組頭十右衛門	上名栗村名主(町田)浦之助ほか3名	さか坂村元助ほか郷名	差出
		萩原弥五兵衛役所	荻原弥五兵衛役所	荻原弥五兵衛役所		荻原弥五兵衛役所		荻原弥五兵衛役所	荻原弥五兵衛役所		前沢藤十郎役所	蓑笠之助役所		受取
竪 1	継 1	継	竪 美 1	切 2	竪切美1	竪 切 1	継	継 美 1	竪 美 1	竪・継4	竪 美 1	竪 1	継	形態·数量

6 8 0 1	6 8 0 0	6 7 9	6 7 9 8	6 7 9 7	6 7 9 6	6 7 9 5	6 7 9 4	6 7 9 3	6 7 9 2	6 7 9 1	6 7 9 0	6 7 8 9	6 7 8 8	6 7 8 7	2	1	6 7 8 6	6 7 8 5
天保8年8月	天保7年12月	天保7年8月	文政13 年1月	(文政12年)1月19日	文政9年10月	文政8年4月	文政8年1月	文政8年1月	文政7年6月	文政6年	(文化11年12月13日)	文化10年2月	文化3年2月	文化2年12月		享和3年		享和2年2月
ことに対し褒美銀頂戴の旨)差上申御請証文之事(違作時に困窮者へ米金を施した	(当年凶作のため小前帳取調べ差出しの旨書付控)	控とというでは、「おおります」である。 をおります。 をおりまする。 をまりまする。 をまりまするる。 をまりまする。 をまりまする。 をまりまする。 をまりまする。 をまりまする。	下書)で最大のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、」では、「一個のでは、「一個のでは、」では、「一個のでは、「一個のでは、	(松平右近将監領分石高につき覚書)	守隨印鑑入(役所印)	村役人より新代官へ年貢、国役上納に関する願書)「年恐以書付奉申上候(支配替えにつき上名栗村ほか5	になる風聞について前々の通り御料所の願) 乍恐書付ヲ以奉願上候(知行渡しにより上名栗村私領	「下恐書付を以奉願上候(上名栗村知行渡御免の願書)	「下恐以書付奉願上候(夏成年貢延納の願書)	役人より大風雨による御用木散乱について願書)(後欠)乍恐書付を以御慈悲奉願上候(入間川村ならびに隣村	(人別五人組帳上納についての書付)	すべきことなどについて)(不開)	(差出、宛名部分のみ)(前欠)	今まで村方より金銭などを差上げたことはない旨) 乍恐以書付奉申上候(大羽栄兵衛内密糺しについて、	(川丈御触流しの儀願い上げについて)	(帳面改めについて)(前・後欠)		願書) 顧書(坂石村ほか2村の知行渡御免の
武州秩父郡上名栗村伴次郎ほか1名		村名主町田(栄治郎)	(町田)栄次郎(町田)栄次郎		守隨役所	と名栗村古組名主(町田)栄次郎ほか	百姓惣代治兵衛ほか1名代官所武州秩父郡上名栗村新古両組	名 名	上名栗村与頭弥治郎ほか12名		立会人古組与頭富士太郎		ほか12名 乗村新組年番名主伊兵衛	名主(町田)栄二郎		武州秩父郡上名栗村		
山本大膳役所		柳左衛門ほか1名	代官			代官	伊奈半左衛門役所	伊奈半左衛門役所	伊奈半左衛門役所				榊原小兵衛役所	榊原小兵衛役所				榊原小兵衛役所
竪	竪	切	継美	継	包・札	竪	継美	継美	継	継	継	継美	継	継美	竪	竪		継
1	1	1	1	1	1 2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1

	上名栗村名主太次郎ほか1名	より人足差出しの願書) 「中恐以書付奉願上候(幕末非常時につき上・下名栗村	亥年10月10日	6 8 2 1
小川屋内御尚喜三郎	上名栗村両組代兼太次郎	(村明細帳など差出しの日延願)	戌年6月11日	6 8 2 0
田栄次郎	三山村斎藤甚右衛門 町	め手続きに関する書簡) の手続きに関する書簡)	申年4月11日	6 8 1 9
堀谷文右衛門手代鯰郷犀治	(町田)勝治郎ほか5名 堀	(前欠)	寅年4月	6 8 1 8
林部善太左衛門役所	上名栗村名主(町田)安之助 林	届書雛型)	丑年4月	6 8 1 7
父郡上名栗村年寄軍蔵ほか小笠原甫三郎元支配所武州秩	小笠原甫三郎岩鼻役所ほか	御印鑑(役所印)	子年 3 月 20 日	6 8 1 6
岩鼻縣役所	煎当支配所武州秩父郡上名栗村役人肝	貧民救助願下調	(明治3年)2月	6 8 1 5
岩鼻縣松本甚太郎		期の願書)	明治2年5月	6 8 1 4
岩鼻県役所	主太次郎ほか1名 岩	御請書写(当巳年宗門人別帳ほか差出しの旨請書)	明治2年2月16日	6 8 1 3
		覚(農事出精、村内取締りなどについて)	(慶応4年)7月	6 8 1 2
岩鼻役所	ほか1名 岩型 おり	(12年分の割付、皆済目録写差上げの旨ほか)	文久3年9月	6 8 1 1
甲州屋新兵衛	(上名栗村)名主町田瀧之助ほか1名 甲	ほか10名への差紙拝見承知の旨書付控) 差出申御請書之事(伊奈半左衛門役所より町田瀧之助	文久2年9月21日	6 8 1 0
伊奈半左衛門役所	(上名栗村)組頭栄之助 伊	差上申御請書之事(人別出府請書)	(万延1年)4月2日	6 8 0 9
ほか1名 伊奈半左衛門手代山下牧太郎	上名栗村連印	差上申一札之事(村方取締りについて)	安政7年2月8日	6 8 0 8
ほか1名 伊奈半左衛門手代山下牧太郎	上名栗村百姓代富五郎ほか7名	い百姓にかわり、組頭平沼源左衛門らが支払う旨) 乍恐以書付御届奉申上候(洪水のため普請金を払えな	安政6年9月	6 8 0 7
伊奈半左衛門役所	名 下名栗村役人惣代年寄安次郎ほか5 伊	免の願書) たい (芦ケ窪村ほから村より漆植付御年歌以書付奉願上候 (芦ケ窪村ほから村より漆植付御	安政5年9月	6 8 0 6
林部善太左衛門役所	上名栗村)百姓鉄五郎ほか4名 林(林部善太左衛門代官所武州秩父郡 林	(上名栗村庄太郎府内住居についての裏判願)	天保15年10月	6 8 0 5
林部善太左衛門役所	官所武州秩父郡上名栗村)名主 林	(上名栗村庄太郎府内住居についての裏判願)	天保15年10月	6 8 0 4
取締出役衆	石町分寄場名主弥太郎ほか4名 取林部善太左衛門支配所武州秩父郡坂	かった。日本の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	天保15年2月27日	6 8 0 3
出役	御料私領村々役人	ついて)	天保14年9月21日	6 8 0 2

6 8 4 1	6 8 4 0	6 8 3 9	6 8 3 8	6 8 3 7	6 8 3 6	6 8 3 5	6 8 3 4	6 8 3 3	6 8 3 2	6 8 3 1	6 8 3 0	6 8 2 9	6 8 2 8	6 8 2 7	6 8 2 6	6 8 2 5	6 8 2 4	6 8 2 3	6 8 2 2
			83														10月	6 月 20 日	3 月 18 日
(関東取締出役など覚)	御尋二付奉申上候(用水堰など川筋の様子について)	礼金返り (上名栗村新・古組ほか7村分)	(領主よりの御下渡し金について)(前・後欠)	(岩鼻県知事ほか役人名書上)	御判(拓本)	(包紙)	(伊奈半左衛門手代名、菓子料ほか書付)	(私領地の判物頂戴についての礼状)	(松平丹波守取次通行年月日覚)	乍恐以書付奉申上候(陣屋の有無尋についての控)	ほか) (7月中支配替えのため岩鼻役所へ民図帳持参の旨	(出役御用について伺いの書付下書)	(出役廻村伺いの儀について)	(関東郡代岩鼻役所印鑑および天龍寺印鑑)	乍恐以書付村様子奉申上候(村方困窮の旨)	(餌差鑑札一括)(一部木版)	を を を を の に の の の の の の の の の の の の の	(定式便延しにつき御用状遣わしについて)	奉願上候(西丸御上金日延べ願)
						富永貫平ほか2名				寄場大惣代当名主太次郎ほか1名中山誠一郎預所武州秩父郡上名栗村						戸田五助ほか	ほか2名 株父郡上名栗村新組村役人惣代源蔵	久松新五左衛門ほか3名	か2名
						上名栗村名主町田栄次郎				取締出役馬場傳蔵						上名栗村		松平隼人	
継	継 1	竪折 1	切 1	継 1	包 · 竪 2	包 1	竪 1	竪美 1	横折	継 1	切 1	切 1	継 1	札 4	竪 1	袋札 包 12・	竪 1	竪 折 1	継 1

場所が川欠で地普請不可能なことについて) 乍恐以書付奉申上候(上名栗村内往還地蔵お袮という

(仰せ渡しの達承知につき一札)(前欠)

金田鉄之助知行所

(上名栗村名主、

組頭、

人見組百姓)

竪切

切

1 1

		16年 (16年) 16年 (16年) 16年 (17年) 16年 (17年) 16年 (17年) 17年 ((武州秩父郡小鹿野村ほか2村囲置米籾につき願)	文政8年12月19日	6 8 5 9
	伊奈半左衛門役所	武州秩父郡村々惣代南村名主藤兵衛	ての返答書) (4)村穀籾代貸付分より他村貸付見込有無の尋につい	文政7年11月	6 8 5 8
即	榊原小兵衛手代黒沢平重郎	郎代組頭冨士太郎ほか2名 武州秩父郡上名栗村名主(町田)栄次	覚(村方取り集め穀)	文化8年3月9日	6 8 5 7
	榊原手附田中安次郎	両組村役人	請書) 蓋上申御請書之事(下穀ならびに貯穀引替えについて	文化6年7月	6 8 5 6
	榊原小兵衛ほか1名	名主(町田)栄次郎ほか3名	差上申一札之事(寅年分囲米見分請書)	文化3年11月	6 8 5 5
	榊原小兵衛役所	郎ほか16名 黒州 教主(町田)栄次武州秩父郡上名栗村名主(町田)栄次	乍恐以書付奉願上候 (集穀御免願)	享和1年3月	6 8 5 4
		郎ほか6名 武州秩父郡上名栗村名主(町田)勝次	(貯穀預り証文)	寛政9年2月	6 8 5 3
	堀谷文右衛門役所	郎出府ニ付代組頭多七ほか1名 秩父郡上名栗村古組名主(町田)勝治	方へ預けの旨書付証文控) 差上申書付之事(去丑年取り集めの穀、稗を両組名主	寛政6年5月	6 8 5 2
			下名栗村より願書)	(寛政2年)9月	6 8 5 1
	荻原弥五兵衛役所	勝治郎ほか6名 武州秩父郡上名栗村古組名主(町田)	「年恐以書付奉願上候(裨穀代永下し置かれたき旨)	寛政1年5月	6 8 5 0
		名主(町田)勝治郎ほか6名	覚(去辰年2度拝借した夫食代永を5年で返す旨)	天明7年11月	6 8 4 9
	前沢藤十郎役所	か15名 秩文郡上名栗村両組(町田)勝治郎ほ		天明7年2月	6 8 4 8
	前沢藤重郎役所	勝治郎ほか16名 株父郡上名栗村両組古組名主(町田)	乍恐以書付奉願上候(夫食代永賃分願)	天明7年2月	6 8 4 7
		両組より納	乍恐以書付奉願上候 (夫食拝借願)	天明7年2月	6 8 4 6
				貯穀· 救恤	
		大宮宿問屋代	覚(総督府転陣の人足を賃金で雇いたい旨願書)		6 8 4 5
			の代永支払い命令に対して村困窮について) (大風雨のために立枯れ、風折、根返りの御林木数分		6 8 4 4

6 8 7 8	6 8 7 7	6 8 7 6	6 8 7 5	6 8 7 4	6 8 7 3	6 8 7 2	6 8 7 1	6 8 7 0	6 8 6 9	6 8 6 8	6 8 6 7	6 8 6 6	6 8 6 5	6 8 6 4	6 8 6 3	6 8 6 2	6 8 6 1	6 8 6 0
安政5年7月	安政3年12月	嘉永6年4月	嘉永 5 年 12 月 14	嘉永5年5月3日	天保8年3月	(天保7年)10月11日	天保7年9月	天保7年8月	天保7年6月	天保7年5月	天保6年12月	天保5年3月	天保2年7月4日	(文政10年)1月	(文政9年9月)	文政8年12月	文政8年12月	文政8年12月20日
御請書之事(銘々出穀人預り分の貯穀も囲蔵へ積立置	乍恐以書付奉願上候(裨穀積立御免願)	午恐以書付奉願上候(囲穀貸付返済不足につき猶予願)	「た恐以書付奉申上候(貯穀皆詰戻しについて)	下恐以書付奉願上候(貯穀貸渡し後、詰替え収納不揃いにつき延引願)	夫食代拝借一件	覚(囲穀払代金受取)	(天明8年から天保6年の下穀稗高書上ほか)	て吟味願) て吟味願) の大学のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	覚(文政8年~天保4年の囲穀高について)	乍恐以書付奉願上候(午、未分貯穀出穀高年延願)	覚(扶持方を渡してくれるよう願)	で雑穀上納金貸付の願書)で雑穀上納金貸付の願書)	覚 (凶年手当穀代金元利返済受取)	(戌年12月に渡す取り集め穀払代金利分書上)ほか	凡改(文政9年2月3日夜焼失損害高について)	為取替申一札之事(下米籾代金について)	田米引分け渡し方について) 田米引分け渡し方について)	為取替申儀定之事(下米籾について)
姓代熊次郎ほか5名武州秩父郡上名栗村両組役人惣代百	か5名	か6名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名	与頭太次郎ほか当代官所武州秩父郡上下名栗村惣代	か6名 武州秩父郡上名栗村百姓代熊治郎ほ	上名栗村古組	新組当名主和平ほか3名	名 (上名栗村)名主(町田)栄次郎ほか2	上名栗村町田栄次郎	名主		ほか1名 電分武州秩父郡上名栗村町田栄次郎	代南村組頭治郎右衛門	古組(町田)栄次郎	江戸代官所ほか		名	領分秩父郡南村名主鎌八郎ほか6名	か2名 か2名
伊奈半左衛門ほか2名	川上金吾助役所	林部善太左衛門手代馬場俊蔵	林部善太左衛門役所	林部善太左衛門ほか2名		町田栄治郎		代官	館林代官				新組喜三郎	(上名栗村)ほか		門(秩父)郡三山村名主勘左衛	秩父郡代官	役人 同(秩父)郡上名栗村ほか7村
継美	継美	継美	継	継	袋	継	竪美	継	横折	継	竪	継	継	継	横切	継	継	継
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

6 8 9 5	6 8 9 4	2	1	6 8 9 3	6 8 9 2	6 8 9 1	6 8 9 0	6 8 9 8	6 8 8 8	6 8 8 7	6 8 8 6	6 8 8 5	6 8 8 4	6 8 8 3	6 8 8 2	6 8 8 1	6 8 8 0	6 8 7 9
申年9月8日	申年8月24日		未年3月14日		1 月 20 日	未年1月	卯年	[卯年6月2日]	明治4年2月3日	(明治3年)6月	明治2年2月	明治2年2月	慶応4年9月	慶応4年3月	慶応4年3月	文久2年8月	文久1年7月6日	万延1年閏3月14日
覚 (扶持代金受取)	乍恐以書付奉申上候(栄助困窮について)	覚 (老養扶持米受取) (反古)	口述(急御用につき呼出)(反古)		(秩父郡領内で男女共93才以上の者を探し書き出すよ	才になった旨届) 才になった旨届)	(窮民救米小前帳雛型)	御調二付村方窮民書上扣(小前帳下書)	記(老養扶持受取)	窮民救助立替并貸渡金左之通(木版)	(長安寿著名名書上)	差入申一札之事(夫喰買入代金借用)	(長寿者褒美、貧民手当頂戴請書)	覚(夫喰手当借り受けについて)	覚(夫喰手当借り受けについて)	拵えの上見分を受けたいので日延願) 拵えの上見分を受けたいので日延願)	覚(凶年非常夫喰手当差出し金受取)	囲穀御改二付諸入用控
郎東京主永左衛門出府二付代印父松次	栄吉ほか1名	元次郎ほか1名 上名栗村百姓松太郎後家きち親類代	町田俊三郎		松井七郎ほか2名	上村□村百姓金三郎ほか1名		[新立内宗蔵]	か2名上名栗村百姓松太郎後家嶋田きちほ	岩鼻縣廳		上名栗村百姓一札主源十郎ほか5名	右村役人惣代組頭仙太郎	上名栗村村方惣代善兵衛ほか6名	上名栗村村方惣代善兵衛ほか4名	名前役人惣代当名主吉田伴次郎ほか1当当分預り所武州秩父郡上名栗村小	名主町田瀧之助	
町田栄次郎	伊奈半左衛門役所	村名主町田俊三郎	平沼源一郎ほか1名		町田栄次郎	代官		町田旦那]	名主町田俊三郎			名主(町田)瀧之助		飯能村名主又右衛門ほか1名	飯能村名主又右衛門ほか1名	伊奈半左衛門ほか2名	平沼源左衛門	
切 1	継	横 切 1	継		包 · 継 2	竪 折 1	竪 折 1	包· 竪 { 2 帳	継	継	横帳 1	継	竪 折 1	継	継 1	竪 美 1	竪切 1	横帳 1

6 9 1 1	6 9 1 0	6 9 0 9	6 9 0 8	6 9 0 7		6 9 0 6	6 9 0 5	6 9 0 4	6 9 0 3	6 9 0 2	6 9 0 1	6 9 0	2	1
文政8年11月	寛政3年11月	天明7年1月	安永3年3月	享保11年2月	鉄砲									亥年9月20日
佐拝借の仰せ付けに対する中止願) 「生恐書付ヲ以奉願上候(鉄砲33挺を取り上げ代りに5	差出申一札之事(紛失鉄砲見出しについて)	差出申一札之事(鉄砲譲り受けについて)	文の日限までの差出し承知の請書)	差出シ申一札之事(隠鉄砲なき旨請書惣百姓連判状)		囲穀金割賦請取議定之事	覚(囲穀ほか)	覚(下米籾代)	(米籾高書上)	覚(貯穀有高)	覚(下穀についてほか)	覚(下穀について)	覚(救金について)	(救金施遣わしについて)
百姓代次兵衛ほか1名栗村小前惣代	山下組一札主三郎右衛門ほか4名	八ケ原一札主三郎右衛門ほか2名	助ほか7名 株父郡上名栗村古組名主(町田)浦之	名 名 大学 名 大学 大学 大学 大学 大学					上名栗村					上名栗村役人惣代組頭半次郎
	名主(町田)勝治郎	名主(町田)勝治郎	蓑笠之助											岩鼻役所
継	継	竪切	竪	継		継	竪	継	竪切	継	竪	竪	切	継
1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1

申年10月15日

覚

(囲穀買入代金受取)

申年10月9日

覚

酉年7月21日

乍恐以書付奉申上候(非常夫食上納延期の願書)

名主清吉

上名栗村与頭啓次郎

町田栄治郎

包•切2

竪

1

切

1

組頭徳次郎代勇八

1	継	川上金吾助役所	組名主太次郎武州秩父郡上名栗村古組役人惣代新	ついて)で恐以書付奉申上候(鉄砲拝借咎の政八人違いの件に	(安政5年)12月8日	6 9 3 1
2	竪包美美	江川太郎左衛門役所	郎ほか2名 武州秩父郡上名栗村古組百姓代亀太	差上申証文之事(猪鹿打留め員数について)	安政2年11月	6 9 3 0
1	継美	江川太郎左衛門役所	郎ほか5名 武州秩父郡上名栗村古組百姓代亀五	差上申証文之事 (古組鉄砲37挺名主方へ預りについて)	安政2年11月	6 9 2 9
1	継		上名栗村	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借についての控)	嘉永7年11月	6 9 2 8
1	継		八ほか3名当代官所武州秩父郡上名栗村百姓政	差上申一札之事(政八預り四季打鉄砲盗難について)	弘化2年11月18日	6 9 2 7
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主三郎左衛門ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 6
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主勇次郎ほか2名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 5
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主左代吉ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 4
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主熊太郎ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 3
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主市五郎ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 2
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主勇八ほか2名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 1
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主忠太郎ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 2 0
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主政八ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 1 9
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主瀧次郎ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 1 8
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主平八ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 1 7
1	継	名主(町田)安之助	上名栗村持主弥五右衛門ほか3名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	天保10年11月	6 9 1 6
1	継	町田栄次郎	ほか3名上名栗村預り主与頭植次郎父鉄五郎	許可されたため大切にする旨) 差出申一札之事(鉄砲取り上げ期間も預り置くことを	天保6年11月	6 9 1 5
1	継	郡役所	勝三郎ほか1名 黙州秩父郡上名栗村名主道甫後見親	借聞き届の儀) 猪鹿害増大につき鉄砲33挺新規拝	文政10年2月	6 9 1 4
2継	包美	代官	領分武州秩父郡上名栗村名主(町田)	挺に増やしてほしい旨嘆願書控) 年恐以書付奉願上候(四季打鉄砲を従来の33挺から63	文政9年12月	6 9 1 3
1	竪	上名栗村名主	坂石村与頭五郎助	覚 (鉄砲預りについて)	文政 8 年 12 月	6 9 1 2

		記(鉄砲所持者名前書上)		6 9 5 0
	上名栗村	許可されたため大切にする旨)(部分)		6 9 4 9
		乍恐以書付奉願上候 (威鉄砲預りについて)(不開)		6 9 4 8
		記(槇ノ下組分無印鉄砲五挺書上)		6 9 4 7
	上名栗村	差出申一札之事(鉄砲預りについて)(後欠)		6 9 4 6
	人見組	鉄砲調書(四季打鉄砲所有者書上)		6 9 4 5
	名主(町田)栄次郎	書付(四季打鉄砲拝借者書上ほか)	閏 11 15 日	6 9 4 4
	浅海八三郎	口演(鉄砲之証認可について)	11 月 28 日	6 9 4 3
	忍代官所	覚 (鉄砲ほか品々預りについて)	5 月29 日	6 9 4 2
		(鉄砲取り集めについて)	申年10月6日	6 9 4 1
	名栗村多次郎	(鉄砲の儀について宿まで出帳の旨書簡)	巳年12 月18 日	6 9 4 0
		差出申一札之事(鉄砲一挺拝借について)(後欠)	(辰年)	6 9 3 9
	名主太次郎	いての返答書控) 「お組百姓政八鉄砲の件の尋につ	辰年9月8日	6 9 3 8
	(町田)栄次郎	形持参の旨廻状) 鉄砲名前替願糺(鉄砲預り主名前書き替え願の者は印	寅年12月9日	6 9 3 7
名主町	上名栗村預り主代八ほか1名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	慶応3年12月	6 9 3 6
名主町田瀧之助	上名栗村預り人市五郎ほか2名	差出申一札之事(鉄砲一挺継続拝借について)	慶応3年12月	6 9 3 5
岩鼻役所	惣代組頭半次郎 と名栗村鉄砲預り主6名代兼村役人	「中恐以書付奉申上候(鉄砲預り主6名改名について)	慶応2年12月25日	6 9 3 4
伊奈半左衛門役所	(上名栗村古組)役人惣代持主菊之助	書付下書)	(文久3年)3月3日	6 9 3 3
	名 (上名栗村)返上人組頭半次郎ほか4	軍蔵の拝借願い出の件写)	文久2年9月	6 9 3 2

村政関係

6 9 5 9	6 9 5 8	6 9 5 7	6 9 5 6	6 9 5 5	6 9 5 4	6 9 5 3	8	7	6	5	4	3	2	1	6 9 5 2	6 9 5 1
文化10年9月	享和3年11月	享和3年3月	享和2年12月21日	享和2年3月	享和1年9月	寛政2年8月			10 月 14 日	9 月 4 日	文化9年10月	文化9年3月	明和7年4月	享保3年7月		正徳 4 年 8 月 10 日
帳面改請負書付之事(新組渡帳面請負について)	(新組に関する証文)(前欠)	割合うこととなり、細目は村役人に従う旨)一札之事(諸帳面改正につき、以後新帳面で年貢など	おて)差出申一札之事(博奕法度組ごとに監視することにつ	札雛型および名主奥書雛型)	敬白起請文之事(古組百姓入りに際しての誓紙)	(郷蔵設置について)	た旨) 差上申一札之事(高札の墨入願に対し願い通りになっ	両村高札写(キリシタン宗門制禁の高札写ほか)	覚(高札板発注について)	(焚炭の儀について書簡)	(綿羊飼方の儀について)	ため、墨入してもらいたい旨願い上げ)	定(明和7年4月徒党禁止令高札写)	定(享保3年7月鉄砲打申し出令高札写)		進上申一札之事(嘉兵衛、八郎右衛門組下の百姓を勤める旨請合証文)
1名 上名栗村古組名主(町田)栄次郎ほか	姓定右衛門ほか21名 対紙松木組百件、蟬差3組百姓34名物代松木組百武州秩父郡上名栗村新組松木、山	五左衛門ほか150名	小出組与頭冨士太郎ほか13名	衛国何郡何村番人頭誰印、証人市兵	松木伊之助	上下名栗村村役人	兼富士太郎 (町田)栄次郎煩ニ付代		上名栗村(町田)栄次郎	上名栗村名主町田栄次郎	(町田)栄次郎	武州秩父郡名栗村名主(町田)栄次郎	奉行			4名 4名 上我野村之内宮代手形主加兵衛ほか
(上名栗村)新組役人	榊原小兵衛役所		名主(町田)栄次郎	武州秩父上名栗村村役人						秩父郡代官		田口五郎左衛門役所				名主八郎右衛門
継	継	継	継	継	継	竪	切	継	横切	包	竪切	竪	継	継		竪
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	横 2切	1	1	1	1		1

6 9 7 8	6 9 7 7	6 9 7 6	6 9 7 5	6 9 7 4	6 9 7 3	6 9 7 2	6 9 7 1	6 9 7 0	6 9 6 9	6 9 6 8	6 9 6 7	6 9 6 6	6 9 6 5	6 9 6 4	6 9 6 3	6 9 6 2	6 9 6 1	6 9 6 0
						2 月 11 日	亥年12月	酉年2月12日	未年 12 月 27 日	辰年12 月23 日	辰年12 月3 日	慶応1年12月	文久3年11月	文久3年7月	文久2年	万延2年2月	(天保8年)	文政9年7月5日
(10月4日から10日まで高帳、名寄帳、仕訳帳作成に	(10月4日から9日まで高帳、名寄帳、仕訳帳作成に	覚(地方書上物ほか納金高)	覚(文化12年書物受取)(不開)	(倹約の議定について)	申談(村内取締りについて)	名前改(勘右衛門ほか19人名前書替え願)	り決め) 申渡(新立組、小出組による組中付き合いに関する取	(新組・古組印鑑帳の人名書上)	覚(村用につき寅次郎南川村行について)	(町田軍蔵へ納めた書上物類覚)	(上名栗村より芦ケ久保村まで御朱印ほか継立てにつ	議定之事(村方倹約について)	拝借申一札之事(新家作取建について)	入用金覚) 入用金覚) (番非人安五郎に宿泊人の尋についての返答書および	(文久2年10月27日から11月4日まで名寄帳ほか作成	覚(新組役用書類受取)	奥印すべき旨) 来保ィ申年新組村入用帳留覚(元帳改めにつき村役人	(藤橋村穢多市兵衛についての報告書)
(町田瀧之助)						ゆの沢常次郎					上名栗村(町田)瀧之助ほか1名	上名栗村百姓代市五郎ほか11名	3名 藤橋村長吏小頭借用主権右衛門ほか	秩父郡名栗村番非人安五郎ほか1名村長吏小頭権右衛門手下、同(武)州穢多頭弾左衛門支配武州多摩郡藤橋	(町田瀧之助)	ほか6名 上名栗村新組櫃沢組帳面受取人清吉	当預所新組百姓代熊次郎ほか11名	弥次郎ほか2名
						新館町田瀧之助						町田瀧之助	ほか2名 上名栗村古組名主町田瀧之助	謙介 東介 東介 東介 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		先役北組太次郎	山本	
横折 1	横折	切	継美	竪切	継 1	継	継	継	横折	継	横切	継 1	継包美美	継	横 折 1	継 1	継 1	切・継2

落印控

戌、

西年分)

継美 1	川原清兵衛役所	上名栗村伝兵衛ほか11名	いて)	6994 享保9年4月
				村方出入
横折 1			覚(人別書物など村方諸帳面作成)	6 9 9 3 3
横折 1			(割捨掛算差引帳など村方諸帳面作成覚)	6 9 9 2
継 1			すめ見届二行(すめ身分について)	6 9 9 1
横切 1			数合計)数合計)	6 9 9 0
継 1			覚(高反別帳、村絵図ほか帳面名、冊数書上)	6 9 8 9
(竪帳) 4			(御用留)(部分)	6 9 8 8
切 2			(左助身分について覚)	6 9 8 7
竪 1			(辰年7月12日岩鼻役所へ差出しの帳面数覚)	2
竪 折 1			(辰年7月12日岩鼻役所へ差出しの帳面数調べ覚)	1
				6 9 8 6
継 1			ついて)(井戸入惣百姓の古組名主栄治郎方へ帰組願い上げに	6 9 8 5
継 1			議定書之事(御一新につき布告厳守の旨)	6 9 8 4
横切			(村方文書名、数量など書付)	6 9 8 3
横折			(夜番人足名書上)	6 9 8 2
横折			覚(夜番人足名書上)	6 9 8 1
竪折			書)(寛政1年より文化2年までの割付帳差出しにつき下	6 9 8 0
横切			落印控(戌、酉年分)	6 9 7 9

四十九之事(名主役不正につき吟味願)	1	継	小兵衛役所	新組年番名主伊兵衛ほか5名	算と割付が合致しないため従来辻で上納したい旨願書)乍恐以書付奉申上候(高反別反取米永糺しの当村の計	文化2年8月	7 0 3 1
19	1	継	名主(町田)栄次郎		一札之事(組頭徴収年貢未納につい		7 0 3 0
原一札之事 (名主役不正につき吟味願)	1	継		惣百姓惣代願人定右衛門父郡上名栗村之内松木、山中、	(新組の内分組3組内の逃散百姓)	文化2年6月	7 0 2 9
11日 (新組動定出入一件) (11日 (11日 12年)年貢之(11日 12年)年贡之(11日 12年)年贡之	1	継	原小兵衛役所	名栗村新組当名主願人四郎二	納につき訴訟) 新組松木組ほか2組文化1	文化2年2月	7 0 2 8
### 17日 (海組南定出入一件につき吟味順) 上名栗村新組之内松木組たく ### 17日 (海組南定出入一件につきみ年貢差引勘定につ 新組年番役伊兵衛ほか1名 古組名主(町田)栄治郎 ### 17日 (海加立勘定出入一件について) ##原小兵衛役所 ##原小兵衛役所	1	継	中組惣代定右衛門ほか3名州秩父郡上名栗村松木、蟬差、	小兵衛役所	得て年貢勘定のこと)(前欠) (名主四郎治より別紙にて願い出た旨、従来通	日	7 0 2 7
日 議定一札之事(名主役不正につき吟味願) 上名栗村新組之内松木組たく	1	継	<i>thi</i>	正	か寺院内済に入る旨) 以書付奉申上候(新組年貢調勘定出入につき円	享和3年11月	7 0 2 6
2日 特別 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	1	継	<i>this</i>	(町田)栄治郎ほ	札之事(出入の件村内治り方につい	享和3年11月14日	7 0 2 5
(過取立勘定出入一件)	1	継		蔵ほか5名 州秩父郡上名栗村新組村役	候(新組年貢など勘定につい	享和3年10月	7 0 2 4
「11日 (海銀)	1	継		ほ	ついて) 札之事(年貢割付、皆済目録両組役人立会の	享和3年9月	7 0 2 3
2日 書付(新組中松木ほか2組年貢過取について) 標原小兵衛役所 (町田)栄ご郎ほか5名 と (町田)栄治郎 (町田)栄ご郎ほか5名 は (町田)栄ご郎はか5名 (町田)栄ご郎ほか5名 (町田)栄ご郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活田とのまたび間はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活郎はか5名 (町田)栄活田とのまたび間はか5名 (町田)栄活田とのまたび間はか5名 (町田)栄活田とのまたび間はかられているはかられているはからにはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるはいるは	1	継		名栗村新組小前惣代金五	分年貢ほか勘定についての書付控)奉申上候(上名栗村組合中松木、蟬差、	享和3年8月	7 0 2 2
日 差上申 札之事(名主役不正につき吟味願)	継 2			原小丘	中松木ほか2組年貢過取につい	日	7 0 2 1
第一札之事(名主役不正につき吟味願) 上名栗村新組之内松木組たく 機所 機 「17日 (新組勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、機原小兵衛役所 (新組もしいて) 神原小兵衛役所 (新田)栄入郡上名栗村古組名主、機原小兵衛役所 (町田)栄入郡上名栗村古組名主、機原小兵衛役所 (町田)栄入郡上名栗村古組名主、機原・アン以書付奉申上候(新組有貨など取立て方に 武州秩父郡上名栗村古組名主、機原・アン以書付奉申上候(新組有貨など取立て方に 武州秩父郡上名栗村古組名主、機原・アンはおりまました。 神原小兵衛役所 (町田)栄入郡上名栗村古組名主、機原・アンは高がまる 機所・大の名主役の者年貢諸夫 武州秩父郡上名栗村古組名主(町田) 神原小兵衛役所 (町田)栄入郡上名栗村古組名主、機原・アンはおりまる 機原・小兵衛役所 (町田)栄入郡上名栗村古組名主、機原・アンは高がまる 機原・アンは高がまる 機原・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機原・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機度・アンは高がまる 機能・アンは高がまる 機能・アンは	1	継	小兵衛役所	惣代百姓七郎左衛門ほか4名州秩父郡上名栗村新組之内	上申一札之事(新組年貢勘定出入につき和	享和3年5月13日	7 0 2 0
月6日 上名栗村新組過取勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、標原小兵衛役所 神原小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主、継 17日 小殿、北、秋津、井戸入各組の年貢調勘定催促状) 神原小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主、継 17日 (過取立勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、標原小兵衛役所 山東小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主、継 17日 (当取立勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、標原小兵衛役所 山東小兵衛役所 山東小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主、総 17日 (5) (1) 1) 北、秋津、井戸入各組の年貢調勘定催促状) 神原小兵衛役所 山東小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主、総 20日 (1) (1) (1) 北、秋津、土名栗村新組名主、総 北川秩父郡上名栗村新組名主、総 北川秩父郡上名栗村市組名主、総 北川株父郡上名栗村市組名主、総 北川株父郡上名栗村市組名主、総 北州株父郡上名栗村市組名主、総 北川株公郡上名栗村市組名主、総 北川株公郡上名栗村市組名主、総 北川株公郡上名栗村市組名主、総 北川株公郡上名栗村市組名主、町田)栄次郎ほから名 北田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	1	継		田)栄二郎ほか5	文) 一 次以書付奉申上候(新組年貢など勘定出入に	享和3年閏1月	7 0 1 9
月6日 (上名栗村新組過取勘定出入一件について) 神(原)小兵衛役所 武州秩父郡上名栗村新組名主(町田)栄冷郎ほか5名 継 17日 (過取立勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、神原小兵衛役所 本題、平組ほか6組百姓 本部代父郡上名栗村新組名主(町田)栄治郎 継 7日 (過取立勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、神原小兵衛役所 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 継 7日 (過取立勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七人、神原小兵衛役所 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 継 6日 (町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間代表栗村新組名主(町田)栄治郎 本間の、平組ほから組工会・大田の子のより、本町の大田の子のより、本町の大田の子のより、大田	1	継		武州秩父郡上名栗村新組之内	か) 新組村役人年貢など取立口證文之事(新組村役人年貢など取立	享和3年閏1月	7 0 1 8
7日 (当取立勘定出入一件) (新組 勘定出入一件) (新組 も) () () () () () () () () ()	1	継		原	新組過取勘定出入一件につい	6	7 0 1 7
17日	1	継		既ほか5名 株父郡上名栗村古組名主(町	人について) (新組6人の	享和3年1月	7 0 1 6
17日	1	継	即ほか5名 上名栗村古組名主	原小兵衛役所	定出入一		7 0 1 5
て) 新組年番役伊兵衛ほか1名 古組名主(町田)栄治郎 継収替申一礼之事(寛政11、12年分年貢差引勘定につ 新組年番役伊兵衛ほか1名 古組名主(町田)栄治郎 継	1	継	はか6組百姓上名栗村新組名主、	小兵衛役所	北、秋津、井戸入各組の年貢調勘定催促状勘定出入一件にて遅れている件ほか平、七		7 0 1 4
一札之事(名主役不正につき吟味願) 上名栗村新組之内松木組たく 継	1	継	(町田)栄治郎	衛ほか1	て) 取替申一礼之事(寛政11、12年分年貢差引勘定に	享和2年5月	7 0 1 3
	1	継		上名栗村新組之内松木組たく	一札之事	享和2年3月	7 0 1 2

7 0 4 9	7 0 4 8	7 0 4 7	7 0 4 6	7 0 4 5	7 0 4 4	7 0 4 3	7 0 4 2	7 0 4 1	7 0 4 0	7 0 3 9	7 0 3 8	7 0 3 7	7 0 3 6	7 0 3 5	7 0 3 4	7 0 3 3	7 0 3 2
	11月	6 月 20 日	5 月 21 日	丑年7月8日	天保年	天保8年6月25日	文政4年4月	文政3年3月	文化8年1月26日	文化7年12月	文化7年12月	文化7年12月	文化7年12月12日	文化7年12月7日	(文化6年)5月8日	文化5年閏6月23日	文化5年閏6月23日
「年型以書付奉願上候 (近来新組が古組との議定を乱しているため申し立て)	「たるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	仮議定之写(新古両組年貢納め方について)	(年貢納入延滞願)	書状(湯の沢組百姓八人年貢未納を組番出訴について)	をまとめ、新組村役人へ和解を申し付けてほしい旨)をまとめ、新組村役人へ和解を申し付けてほしい旨)	を を を を の に で の に る に の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	をめぐる訴え) をめぐる訴え) 作恐以書付御訴訟奉申上候(北組組頭死失につき後役	り分を新組年番役引き受けの取り決め)	差上申一札之事(新組組頭役新規選出制度について)	差上申済口證文之事(新組組頭年番制について)	宗門五人組帳を一帳に綴る旨)	宗門五人組帳を一帳に綴る旨)	差上申一札之事(新組出入内済について)	を を 日本願上候(新組新規組頭役の制度に問題ある旨)	不法出入(新組不法出入についておよび訴訟対決日程	て) 差上申一札之事(年貢勘定による新組内の訴訟につい	差上申一札之事(新組分年貢取過ぎ訴えについて)
		(町田)栄二郎ほか5名	赤沢村当人文次郎ほか4名	名主(町田)栄次郎	郎所武州秩父郡上名栗村(町田)栄次	主願人(町田)栄次郎ほか5名当預り所武州秩父郡上名栗村古組名	訴訟人太次郎当代官所武州秩父郡上名栗村新組之当代官所武州秩父郡上名栗村新組之	上名栗村平組与頭富次郎ほか11名	亀八ほか21名 黒州秩父郡上名栗村新組之内訴訟方	訟人亀八ほか22名	上名栗村新組年番名主伊兵衛	兵衛ほか24名 乗村新組年番名主伊	栄次郎ほか2名 栄次郎ほか2名	送州秩父郡上名栗村古組名主(町田)	榊原小兵衛役所	34人惣代定右衛門ほか16名村新組之内松木、山中、蟬差組小前村新組之内松木、山中、蟬差組小前標原小兵衛代官所武州秩父郡上名栗	組小前34人惣代定右衛門ほか17名上名栗村新組之内松木、山中、蟬指
			新立(町田)栄次郎ほか1名	友吉ほか7名、ゆの沢組	山本大膳役所	山本大膳役所	川崎平右衛門役所	(町田)栄治郎	榊原小兵衛役所	榊原小兵衛役所		榊原小兵衛役所	榊原小兵衛役所	榊原小兵衛役所	門)ほか16名、役人(上名栗村)新組百姓(定右衛	奉行所	奉行所
継	継	継	竪	包・構	継	継美	継	継	継美	継	継	継	竪	継美	継	継美	継
1	1	1	1	2 切	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2	1	7 0 6 7	7 0 6 6	7 0 6 5	7 0 6 4	7 0 6 3	7 0 6 2	7 0 6 1	7 0 6 0	7 0 5 9	7 0 5 8	7 0 5 7	7 0 5 6	7 0 5 5	7 0 5 4	7 0 5 3	7 0 5 2	7 0 5 1	7 0 5 0
差出申一札之事(質物取扱いについて)	(新組の内6組が立会勘定の免除を願う旨書付下書)		立会人を望み、江戸表にて勘定調べを受けたい旨) 「中恐以書付奉願上候(新組退役百姓ほかが年貢勘定の	(天保9年より明治3年まで地所出入調書)	書)	一札之事(新古組年貢出入につき調勘定)	について) 「一ついて) について) について)	「年恐以書付奉申上候(新組年貢調勘定について)	する出入に基づく年貢調勘定について) 「一部以書付奉願上候(松木ほか2組より組頭6人に対	「年翌以書付奉申上候(新組年貢調勘定について)	一札之事(新組年貢について年番名主出入)	りについて) 「中恐以書付奉申上候(新組年貢調勘定に退役百姓差障	賈についての争論、その裁許について) 「年恐以書付奉申上候(新古組分組の経緯、新組内の年	に協力させてもらいたい旨)	納め方について) 「特別の内松木組ほかり、組の年貢」 「特別の内松木組ほかり、組の年貢」	でおり書付奉願上候(年貢納め方の新古組統一について)	「年恐以書付奉願上候(新組村入用倹約について)	「中恐以書付奉願上候(新組年貢調勘定の日延について)	役について) では、一般について) では、一般について) では、一般について) では、一般について) では、一般について、 は、
竪 1	継 1		継 1	継 1	切 3	竪 1	継 1	継 1	継 1	継 1	切 1	継 1	継 1	継 1	継 1	継 1	継 1	継 1	継 1

7 0 6 8		の出入について) 享保18年より文政4年まで享保九辰年組分ケ已来覚(享保18年より文政4年まで			横切	1
7 0 6 9		(新組内六組調勘定について)(後欠)			継	1
	村役人					
7 0 7 0	享保18年8月4日	神の百姓より申し立て請証文控) 差上申證文之事(新組組頭勤方につき松木、蟬差、石	三郎跡組頭七三郎ほか49名 武州秩父郡上名栗村新組之内間地七	荻原源八郎役所	継	1
7 0 7 1	天明5年3月	L	か7名 株父郡上名栗村名主(町田)浦之助ほ	前沢藤十郎役所	竪美	1
7 0 7 2	寛政2年	(村役人心得書上)(木版)			横切	1
7 0 7 3	文化8年1月26日	書付控)	亀八ほか22名 電八ほか22名	榊原小兵衛役所	継	1
7 0 7 4	文政3年2月	について下書)「たる以書付奉申上候(新組名主組頭役取り決めの経緯	郎 武州秩父郡上名栗村名主(町田)栄次	伴六	継	1
7 0 7 5	文政10年12月	議定書之事(名主持高二十石まで高外について)	上名栗村金次郎ほか88名		継	1
7 0 7 6	文政12年12月	議定書之事(名主給ほか定式村入用について)	武州秩父郡上名栗村五平ほか15名	(町田)栄次郎	継	1
7 0 7 7	天保4年2月	ての書付控) 「中恐以書付奉願上候(名主役、組合取締役辞退につい	2名 秩父郡上名栗村名主町田栄次郎ほか	代官	竪	1
7 0 7 8	天保6年12月	渡した借り入れ金を返済しない者ある旨) 乍恐以書付御届ケ奉申上候(御用のため村役人一同に	姓代直次郎ほか9名 武州秩父郡南村中沢組、三社組当百	秩父郡代官	継	1
7 0 7 9	(天保8年)3月11日	乍恐以書付奉願上候(名主後役について)	小前惣代百姓仙蔵ほか2名	山本大膳役所	継	1
7 0 8 0	(天保8年)6月	「年恐以書付奉願上候(名主病気のため組頭代兼の旨)	上名栗村名主(町田)栄次郎ほか1名	山本大膳役所	継美	1
7 0 8 1	天保8年7月29日	(名主後役取り決めについて)		伊倉組啓治郎	継	1
7 0 8 2	天保8年7月	書)	姓惣五郎ほか1名 武州秩父郡上名栗村古組小前惣代百	山本大膳役所	継	1
7 0 8 3	天保8年	下恐以書付奉願上候(名主栄次郎後役を忰安助としたい旨願書控)	役願人元与頭啓次郎ほか25名 当預り所武州秩父郡上名栗村元組退	山本大膳役所	継美	1
7 0 8 4	天保8年	としたい旨書付控)	役願人名主(町田)栄次郎ほか37名当預り所武州秩父郡上名栗村元組退	山本大膳役所	継美	1
7 0 8 5	嘉永7年3月13日	乍恐以書付奉願上候(小出組組頭退役の書付控)	組頭退役弥次郎ほか27名 武州秩父郡上名栗村古組之内小出組	林部善太左衛門役所	継	1

7105 (村役人名、年	7 1 0 4 (名主役、組頭	7103 (新組村役人取り決めに	7 1 0 2	7101 ての書付下書) ての書付下書)	71000 作恐以書付奉願	7 0 9 9 午年 6 月 16 日 差支える旨)	7098 午年4月4日 (武州秩父郡上名栗村古組	7097 巳年11月 覚 (小前方よ)	7096 辰年11月25日 について) 「作憚以口上書	付申	7094 明治2年 (明治2年村役人名前	7093 慶応4年3月 青上)	7092 慶応1年閏5月 する三 する三		7091 慶応1年閏5月 下恐以書寸奉頭上唉	0 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	091 慶応1年閏5月 290 文久2年閏8月 200 送出申頼一札 200 送出申頼一札 200 大久2年閏8月 200 大次2年1月20日 200 大沙川・大学 200 大沙川・大学 200 大沙川・大学 200 大沙川・大学 200 大学 200	091 慶応1年望5月 でかります。 でかります。 でかります。 でかります。 でかります。 でかります。 でかります。 でかります。 であります。 であります。 でありまする。 であります。 であります。 であります。 であります。 であります。 であります。 であります。 でありまする。 であります。 でありまする。 でありまする。 できなりまする。 でありまする。 できなりまする。 でありまする。 できなりまする。 でありまする。 できなりまする。 でありまする。 できなりまする。	091 087 090 088 090 0
年令書上)	き旨) 組頭役を大切に勤めることならびに筏商売	取り決めについて)	込書についての書付下書)申上候(御一新により名主、組頭などの	以奉申上候(死失組頭寅三郎跡役につい	願上候(櫃沢組組頭後役について)	差支える旨)	上名栗村古組・新組村役人名書上)	(小前方より名主給受取証文)	書奉申上候(村役人間の差紙に対する返答	候書付(名主、組頭などの給料書上)	仅人名前書上)(前欠)	(名主、組頭、百姓代など村役人の名前	願上候(軍蔵を年寄役見習より年寄役と	願上候(柏木組組頭役見習について)		(んだ旨)ほか 札之事 (伊倉組組頭病身につき柏木組組頭	(人見組より市五郎を百姓代役とす (人見組より市五郎を百姓代役とす	原上候(古組年寄役見習について) (人見組より市五郎を百姓代役とするこ番役はこれまで通りとする旨請書) を対している。 (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること) (人見組より市五郎を百姓代役とすること)	願上候(古組年寄役見習について) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			(南川村役人ならびに小前惣代)	(上名栗村百姓松治郎)		上名栗村名主町田栄次郎		瀧之助 瀧之財 (町田) 龍之財	まじ新井孫三郎	安之助ほか1名 (町田)			ほか14名 (町田)軍蔵 武州秩父郡上名栗村古組(町田)軍蔵	小前政五郎ほか23名 武州秩父郡上名栗村古組之内柏木組		上名栗村柏木組与頭代八		上名栗村柏木組与頭代八上名栗村柏木組与頭代八	上名栗村柏木組与頭代八 上名栗村柏木組与頭代八 上名栗村柏木組与頭代八
						南村中沢組村役人			新立町田栄次郎	山本大膳役所			中山誠一郎岩鼻役所	中山誠一郎岩鼻役所	1	百姓代亀太郎外組	百姓代亀太郎外組	百姓代亀太郎外組 伊奈半左衛門役所	
継 1	継 1	継 1	竪 折 1	継 1	継	包 · 継 2	竪 1	横 折 1	竪 1	切 1	横 切 1	継 1	継 1	継 1	継		継		

7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3	3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3	3 2	3	3	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2	2 0
5 月 10 日	酉年9月28日	午年5月17日	慶応4年6月1日	慶応4年3月3日	慶応1年閏5月	慶応1年閏5月	元治2年4月	元治1年8月24日	元治1年8月24日	元治1年3月11日	文久4年3月5日	文久4年3月5日	文久4年2月23日	文久4年2月6日	文久4年1月22日	文久4年1月22日	文久4年1月9日	文久4年1月9日	文久3年12月21日
口述(由兵衛往来手形内見願)	いて便宜を図る旨書付	之助の両名仙台より国元に帰参のため) 道中送一札之事(勢州桑名藩家中吉田友之助、堀尾倉	助方まで通行のため) 手形之事(上名栗村百姓順蔵江戸深川吉永町町田屋安	差上申手形之事(関門往返について)	差上申手形之事(清八伊豆国桂谷守禅寺まで通行のた	ため)	宿まで通行のため) 宿まで通行のため)	行のため)	で通行のため)	屋喜助方まで通行のため)屋喜助方まで通行のため)	衛方まで通行のため)	衛方まで通行のため)	屋町田屋安助方まで通行のため) 差上申手形之事(安之助ほか3名江戸深川木場材木問	之助方まで通行のため)(後欠) 差上申手形之事(太右衛門、龍五郎両名名栗村名主瀧	で通行のため)	で通行のため)	くため)	くため)	差上申手形之事(政五郎江戸深川行について)
柏屋	村百姓代治兵衛ほか3名松平右近将監領分武州秩父郡上名栗	仙台会計方役所	上名栗村名主町田瀧之助	上名栗村名主町田瀧之助	村組頭見習清八ほか2名中山誠一郎支配所武州秩父郡上名栗	名栗村組頭見習清八ほか2名代官中山誠一郎支配所武州秩父郡上	政五郎ほか2名	徳蔵ほか2名	徳蔵ほか2名	金十郎ほか2名	友次郎ほか2名	友次郎ほか2名	安之助ほか2名	1名 深川吉永町名主甚四郎家持安助ほか	政五郎ほか2名	政五郎ほか2名	(上名栗村)名主町田瀧之助	(上名栗村)名主町田瀧之助	(上名栗村)名主太二郎
町(田)滝之助	諸国宿主村々役人衆	宿村役人		内藤新宿関門役人衆	根布川関所役人衆	箱根関所役人衆	口々番所役人衆	番所役人衆	番所役人衆	番所役人	番所役人	番所役人	見張番所役人	役所(後欠ヵ)	番所役人	番所役人	番所役人	番所役人	見張番所役人
切	継	継	竪切	竪	竪美	竪美	継	竪	竪美	竪	竪	継美	竪	継美	竪	竪美	竪	竪美	竪
			71		1	1			_			~		_		~		_	

7 1 5 1	7 1 5 0	7 1 4 9	7 1 4 8	4	3	2	1	7 1 4 7	7 1 4 6	7 1 4 5	7 1 4 4	7 1 4 3
	2 月 23 日	酉年9月26日	午年4月15日		丑年 11 月 25 日	丑年 11 月 25 日	嘉永 6 年11月25日		天明4年1月	天明3年7月23日	明和9年10月	明和 9年10月27日
付下書) 付下書)	覚(病人附送りについて)	られたが見捨てた件について) 口書覚(半次郎ほか2名帰村途中女順礼に助けを求め	う願書) う願書) う願書) う願書) う願書) う願書) う願書) う願書) ので無事本国へ帰れるよ である。 ので無事本国へ帰れるよ ので無事本国へ帰れるよ	送り状(人別送り礒右衛門娘そよ)	口上(礒右衛門娘そよ父病気につき帰村願)	口上(書簡村継について)	送りについて) 送りについて) 上名栗村百姓礒右衛門、娘そよ村継		「下恐以書付奉申上候(村内行倒人死亡について)	亡の件について) 亡の件について)	乍恐以書付御訴奉申上候 (行倒死人届)	覚(乞食行倒につき報告)
みつほか) (武州秩父郡小川村百姓権次郎女房	下名栗村名主佐太郎	半次郎五人組忠太郎	郎ほか1名 郎ほか1名 歌州秩父郡上名栗村名主(町田)栄治		入間郡峯村名主赫治郎ほか1名	峯村寺竹村役人	武州入間郡峯村名主赫治郎ほか1名		上名栗村名主勘次郎ほか2名	助代組頭重右衛門ほか2名 秩父郡上名栗村古組名主(町田)浦之	秩父郡上名栗村百姓次郎吉ほか3名	一札主治郎吉ほか5名
	上名栗村名主	名主(町田)栄次郎、村役人	人衆国屛風村まで国々宿々村々役百屛風村まで国々宿々村はり中仙道通り本		名主衆	村々役人衆	村々役衆		前沢藤十郎役所	前沢藤十郎役所	蓑笠之助役所	名主(町田)浦之助
継	竪切	継	継	包	継	横切	竪美		竪美	竪	竪	継
1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1

通行――行倒・継送

(文化3年伊勢参宮人手形差出し分書上)	下書) 往来手形之事 (差上出までき
	(四国金比羅山参詣に際しての往来手形	6で通行のため)
	右村名主	(上名栗村)名主町田瀧之助
	宿之村々役人衆	関門役人衆
竪 折 1		竪

他村一件

7 6 元杲	7168 天保4年	7167 天保3年2	7166 天保3年8	7165 (天保3年)	7164 天保3年9	7163 天保3年	7162 天保3年7	7 1 6 1 天保 3 年 7	7160 天保3年。	7159 天保3年9	7158 天保3年9	7 1 5 7 文政10年。	7 1 5 6 文政10年3	7155 文政10年	7154 (文政4年)	7 1 5 3 文化11年3	7152 享和1年1
3 月 14 日	月	月 月	月 月	-) 閏 11 月 26 日	9 月 5 日	7 月	7月	7月	3月	3 月 18 日	2 月 3 日	9月	3月	月	7 月 28 日	3月	月
(技窪但馬の藤内に対する質地貸金内済につき報告)	金議定違変出入について)	に関する議定)	にでいて) 年恐以書付御訴訟奉申上候(藤内の借金議定違変について)	一件ついての書付) (枝窪但馬より坂石村与頭藤内を相手取る質地差縺れ	(彦兵衛喧嘩一件) (前欠)	(枝窪但馬訴えにつき坂石村名主文内添書および印形)	方出入申し出の内済について) (坂石村神職枝窪但馬が南村与頭藤内相手取り貸金済	馬へ掛合い、雑言に及んだ一件について)和談之事(忰仲四郎実家出入につき惣右衛門、枝窪但	て控)	栄次郎の出府入用は当事者が賄う旨)御請書之事(吟味を受ける者を江戸へ連れていく際の	済させた一件についての証文) 熟談内済之事(高山村での訴訟を上名栗村が立合い内	書付下書)	書付下書)	付控)	覚(坂石町分百姓庄五郎宿預の件について)	り議定違変出入について)	が入用不払いにつき訴訟の旨)
坂石村大宮司枝窪但馬ほか	人枝窪但馬ほか2名当領分武州秩父郡坂石村大宮司訴訟	同郡上名栗村名主町田栄次郎	司訴訟人枝窪但馬秩父郡坂石村御朱印地聖天神社大宮	町田栄次郎	か17名ほか	坂石村願人枝窪但馬	坂石村神職訴訟人枝窪但馬ほか7名	坂石村訴訟人枝窪但馬ほか6名	宗左衛門ほか2名	か2名 (武州秩父郡)北川村名主代代次郎ほ	兵衛ほか13名 山村訴訟人年番名主半	(南村)訴答、村役人、扱人	(南村)訴答、村役人、扱人	百姓代大次郎当御料所武州秩父郡南村中沢組願人	名 [館林代官江戸役所]富永貫平ほかる	平兵衛ほか7名 武州秩父郡坂元村梨子本組百姓作方	聖天神主訴訟人枝窪式部析厦川兵衛仁官乃武州郡多君坊石木
取締役町田栄次郎	代官役所	代官	秩父郡代官	当村常太郎	郡役所ほか	取締役町田栄次郎ほか	町田栄次郎		領分役所	取締町田栄次郎				秩父郡代官	郎方 上名栗村名主取締役町田栄次	川崎平右衛門役所	寺社奉行所
継	継	継	継美	継	継	継	継	継	継	継	継美	継	継	継	包 · 継 2	継	継

7 1 8 8	7 1 8 7	7 1 8 6	7 1 8 5	7 1 8 4	7 1 8 3	7 1 8 2	7 1 8 1	7 1 8 0	7 1 7 9	7 1 7 8	7 1 7 7	7 1 7 6	7 1 7 5	7 1 7 4	7 1 7 3	7 1 7 2	7 1 7 1	7 1 7 0
天保7年8月	天保7年6月	天保6年8月	天保6年8月	天保5年9月	天保5年9月	(天保5年)9月15日	天保5年9月11日	天保5年6月	天保5年6月	(天保4年)12月	天保4年8月	天保4年8月	天保4年7月	天保4年5月	天保4年4月	天保4年4月	天保4年4月16日	天保4年4月3日
か3名との対談がこじれ、内済したい旨願書)以書付申上候(坂元村百姓太四郎と南村百姓喜太郎ほ	乍恐以書付奉申上候(坂石村一件について)	帳外のところ帰住について) 作恐以書付奉願上候(家出した坂石町分定七が参詣中	差上申御請書之事 (家出の坂石町分百姓定七が帳外のところ帰住願)	人藤市欠落についての始末書控)	百姓藤市の給金日勘定等始末済について) 差出申一札之事(一季奉公先の枝窪但馬方より欠落の	依頼状、および欠落の旨届)と破帯欠落につき奉公人請状返却についての訴訟内済が職力党(坂石村神職枝窪但馬方の一季奉公人高山村百	尋方以後名主方に仰せ付けの旨願)	について) について)	い旨)	ての願書および一件落着の旨報告)	願)	ついての書付および一件落着の旨報告)	する咎の慈悲願)	ついての書付控)	ての書付控)	ついての下書) のいての下書) のいての下書)	ていたが腹痛のため猶予されたい旨)以書付申上候(坂石村駈込訴訟につき伺うことになっ	き差し止めてほしい旨願文控)
か1名 坂元村百姓平右衛門忰願人太四郎ほ	1名 株父郡上名栗村名主町田栄治郎ほか	か6名	定七組合百姓長五郎ほか2名	上名栗村町田栄次郎	高山村藤市親類惣代主水ほか2名	冨沢源蔵ほか2名	2名 高山村欠落人藤市親類惣代主水ほか	坂本村梨子本組次郎左衛門ほか5名	名主治郎左衛門	(坂石村)当名主重兵衛	栄治郎 栄治郎	坂石村当名主重兵衛ほか1名	秩父郡坂石町分名主弥太郎	ほか15名 当領分武州秩父郡坂石村百姓市兵衛	上名栗村名主町田栄次郎ほか1名	与頭利八右衛門ほか	坂石村当名主重兵衛	人三左衛門ほか1名 当領方武州秩父郡坂石村青場戸組訟
町田栄治郎	代官	代官役所	郡役所	代官	坂石村枝窪但馬	上名栗村名主町田栄次郎	代官役所	町田栄次郎	上名栗村取締町田栄治郎	取締町田栄次郎	代官	上名栗村取締役町田栄次郎	上名栗村町田栄治郎	代官	代官	上名栗村取締町田栄次郎	上名栗村取締町田栄次郎	領主、郡方役所
竪美	継	継	継	継	継	継	継	継	継美	継	継	継	継	継	継	竪	竪	継
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1	7 2 0 6	7 2 0 5	7 2 0 4	7 2 0 3	7 2 0 2	7 2 0 1	7 2 0 0	7 1 9 9	7 1 9 8	7 1 9 7	7 1 9 6	7 1 9 5	7 1 9 4	7 1 9 3	7 1 9 2	7 1 9 1	7 1 9 0	7 1 8 9
9 月 26 日		9 月 15 日	8月8日	6 月 14 日	4 月 17 日	4 月 8 日	3月5日	2 月 6 日	午年6月18日	巳年8月2日	巳年7月25日	巳年 4 月 16 日	辰年7月24 日	辰年7月24 日	辰年7 月 24 日	辰年4月8日	天保10年12月	(天保7年)8月
(中沢一件について)		(隣村坂石村彦兵衛一件吟味下げ願について)	(坂元村百姓太四郎と南村売木主喜太郎の対談がこじ	御用覚(坂石村一件吟味下げ)	(南村宗右衛門よりの対談違変和談について)	たことについて)(南村与頭藤内父宗右衛門と枝窪但馬の対談がこじれ	(坂石村一件の経過覚)	(坂石村神職但馬一件内済についての報告)	つき呼出)つき呼出)	容躰書之事(坂石町分百姓庄五郎母とよ容体書)	の書簡)(前欠)	口上書を以申上候(坂石村材木一件各々言い分取り決めについて)	差上申一札之事(願筋について)	理不尽の始末についての差紙) 書付(坂石村枝窪但馬、南村藤内父宗右衛門相手取り	旨書簡) 「坂石村枝久保但馬、南村組頭藤内を相手取った貸金	(南村組頭藤内父宗右衛門等、百姓善助等を相手取っ	出入内済について)(後部不開) 出入内済について)(後部不開)	し出入につき、町田栄次郎への連印願)
南藤兵衛		斎藤甚右衛門大坂屋長右衛門方止宿馬喰町三丁目大坂屋長右衛門方止宿	上名栗村町田栄次郎	館林江戸役所		上名栗村町田栄次郎	なし本板石村定五郎当百姓代善八	南村組頭藤内	上名栗村町田栄次郎	武州高麗郡笠縫村医師西野隆格	治郎 (秩父郡)上名栗村名主町田栄	孫六右衛門出府二付代坂石町分坂元村利右衛門出府二付代坂石町分	坂石村枝窪但馬	上名栗村町田栄次郎	上名栗村町田栄次郎	上名栗村町田栄次郎		南村元組名主藤兵衛ほか1名
町田栄次郎		町田栄次郎	坂元村ほか2村名主衆	上名栗村名主町田栄次郎		坂石村利八郎		町田栄次郎	坂元村当名主六郎右衛門	郎上名栗村名主取締役町田栄次	代官	上名栗町田栄次郎	取締町田栄次郎	南村名主	南村ほか1村名主	南村[名主]藤兵衛		町田栄次郎
継 1		竪 1	包 · 継 2	包 · 継 2	継	包 · 継 2	継	継 1	包 · 横 2 切	継	切 1	竪 1	竪 1	包· 横 2 切	包 · 継 2	包 · 継 2	継 美 1	継

7 2 1 8	7 2 1 7		7 2 1 6	7 2 1 5	7 2 1 4	7 2 1 3	7 2 1 2	7 2 1 1	7 2 1 0	7 2 0 9	7 2 0 8	7 2 0 7	4	3	2
(慶応2年)6月20日	(慶応2年)6月15日	武州一揆	文久3年8月	嘉永1年9月	天保14年9月	組合寄場			1.			12 月 1 日		閏月15日	11月5日
村の届書)	「年恐以書付奉申上候(騒ぎ立て一件訴書)		代について) 代について) 付について) 付について) であり書付奉願上候(南村寄場10村組合村役人大小惣	合除に伴う旨の議定控) 議定一札之事(坂石町分ほか13村組合寄場の内4村組	(渡世別人口取調べの報告下書)	(坂石村一件の経過覚)	の書母之	(坂石村組頭利八郎らへ出頭すべき旨通知)	いて) いて) いて) につめて、 について、 について、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 に	ついての慈悲願下書) ついての慈悲願下書)	御差紙写(出入につき南村藤兵衛、中沢組半平らへの	要用事(中沢一件について)	(中沢一件について)	(役所遣料についての書簡)	御用向急用事(中沢一件について)
代年寄軍蔵ほか1名 武州秩父郡上名栗村新古両組役人物	次郎忰郷次郎ほか1名 武州秩父郡上名栗村役人惣代名主太		ほか14名	連名 連名	大小惣代、寄場役人		板名村町分親類、組合、組頭、名主			坂石町分親類ほか組合、与頭、名主		[我野南村]南藤兵衛		館林代官役所	[我野南村]南藤兵衛
岩鼻役所	岩鼻役所						上名栗村名主取締役町田			郎と名栗村名主取締役町田栄次		[上名栗村名主]町田栄次郎		上名栗村町田栄次郎	[上名栗村名主] 町田栄次郎
継	継 1		継 1	継 1	竪 1	維	継 1	継 1	継 美 1	継 1	竪 1	包 · 継 2	包 · 継 2	包· 横 2切	包・継2

	名	名	未取締出役望月谷一郎ほか		月	7 2 3 7
瀧之助 父			(町田)	(百姓騒ぎ立て一件について)	寅年6月24日	7 2 3 6
村新古両組之内字涛	村新古両組之内字涛	村新古両組之内字涛	八ケ原	の他参加の顚末について) (飯能町での打ちこわしの件につき紋次郎、豊五郎そ	(慶応年)	7 2 3 5
2八代兼百姓代□小郎ほか4名 関東在方御役田中佐与太郎附御料所武州秩父郡上名栗村組	八代兼百姓代□小郎ほか4名附御料所武州秩父郡上名栗村組	八代兼百姓代□小郎ほか4名附御料所武州秩父郡上名栗村組	頭岩代鼻	(紋次郎、豊五郎闕所物入札についての控)	(慶応3年)9月	7 2 3 4
出村御用先関東在方役田中佐与 上名栗村役人	村御用先関東在方役田中佐与	村御用先関東在方役田中佐与	太郎吉田	書付など持参の旨申し渡しの書付写)書付(紋次郎ほか1名の闕所物払の件につき、印形、	(慶応3年)9月3日	7 2 3 3
太郎ほか4名 関東在方改田中佐与太郎	太郎ほか4名 附御料所武州秩父郡上名栗村組	太郎ほか4名 附御料所武州秩父郡上名栗村組	頭岩仙鼻	覚(紋次郎、豊五郎闕所物入札についての控)	慶応3年8月	7 2 3 2
頭仙太郎ほか4名 関東在方改田中佐与太郎岩鼻附御料所武州秩父郡上名栗村組 関東在方改田中佐与太郎	はか4名料所武州秩父郡上名栗村組	はか4名料所武州秩父郡上名栗村組	頭岩仙島	家材について)家材について)を上申御受書之事(紋次郎、豊五郎の田畑、家屋敷、	慶応3年8月	7 2 3 1
か5名 上名栗村紋次郎組合買受人久太郎ほ 村役人	ほ	ほ	か上	(室) をおります。 (金) では、 き) では、 さいます。 できる	慶応3年8月26日	7 2 3 0
田瀧之助ほか10名 出離之助ほか10名	はか10名 出名栗村名主	はか10名 出名栗村名主	田当	請書)	慶応3年8月22日	7 2 2 9
*村役人惣代 *郡代岩鼻附御料所武州秩父郡上	役人惣代代岩鼻附御料所武	役人惣代代岩鼻附御料所武	名 東 村 郡	った富吉の慈悲願い出の書付写)	慶応2年8月	7 2 2 8
町田瀧之助ほか7名 名 関東取締出役古瀬幸蔵ほか2岩鼻附御料所武州秩父郡名栗村名主 関東取締出役古瀬幸蔵ほか2	か7名	か7名	町岩	の慈悲歎願の旨書付写)	慶応2年8月	7 2 2 7
1名 名栗村役人惣代新組名主太次郎ほか 呂栗郡代岩鼻附御料所武州秩父郡上	石木村役人惣代新組名主太次郎ほか不郡代岩鼻附御料所武州秩父郡上	石木村役人惣代新組名主太次郎ほかれてお鼻附御料所武州秩父郡上	1名関	乍恐以書付奉願上候(紋次郎、豊五郎慈悲の沙汰願)	慶応2年8月15日	7 2 2 6
名栗村新組名主太次郎ほか2名 奉行所関東郡代岩鼻附御料所武州秩父郡上	太次郎ほか2名御料所武州秩父郡上	太次郎ほか2名御料所武州秩父郡上	名関栗東	差し入れ願)	慶応2年8月14日	7 2 2 5
上名栗村古組名主町田瀧之助 組番 小出組ほか4組組頭、百姓代、	田瀧之助組番が4組組頭、	田瀧之助	上	(紋次郎、豊次郎腰縄引立てについて)	(慶応2年)8月7日	7 2 2 4
人物代与頭仙太郎ほか1名 名 関東取締出役古瀬幸蔵ほか2	与頭仙太郎ほか1名御料所武州秩父郡上名栗村役	与頭仙太郎ほか1名御料所武州秩父郡上名栗村役	人岩	郎についての尋)	慶応2年7月	7 2 2 3
名 エ名栗村南組名主町田瀧之助ほか1 南村寄場名主東兵衛	田瀧之助ほか1	田瀧之助ほか	名上	写)(武州騒動につき取調べの返答および助成につき一札	(慶応2年)7月5日	7 2 2 2
組小前惣代など26名連印 新古両組役人	小前惣代など26名連印 架村新組紋次郎親類久太郎ほか	小前惣代など26名連印 架村新組紋次郎親類久太郎ほか	各上組名	へ引き取りたい旨) 会出申一札之事 (豊五郎、紋次郎薬用手当のため組合	慶応2年7月3日	7 2 2 1
留吉親類組合代清五郎ほか20名 岩鼻役人	五郎ほか20名	五郎ほか20名	留	上层	(慶応2年)7月2日	7 2 2 0
組合村役人 岩鼻役人			分十二		Į į	

7 2 4 9	7 2 4 8	7 2 4 7	7 2 4 6	7 2 4 5	7 2 4 4	7 2 4 3	7 2 4 2	7 2 4 1	7 2 4 0	7 2 3 9	7 2 3 8
									卯年 8月 26日	卯年2月6日	寅年7月29日
た月十八日小前取調申候(武州一揆の発端およびその 経過について)	(村方困窮人救済について)	(新立、柏屋など個人別施金高覚)	(打ちこわしの顚末について)	(打ちこわしについて)(前欠)	顕末について) 顕末について) 優応2年6月の打ちこわしの	(打ちこわしの顕末について)(後欠)	(新組小前百姓紋次郎、豊五郎の行方について)	いて) 「年翌以始末書奉申上候(飯能町打ちこわしの始末につ	所入札につき廻状送りの旨)	篭預入用控 (名栗から四谷までの旅費勘定)	打ちこわしに引き込まれていたが、慈悲願い出の旨)年恐以書付奉願上候(百姓留吉病気につき帰村のため
	上名栗村鳥居源左衛門ほか4名				上名栗村古組・新組			もの共申口 り八ケ原まで惣名間地与唱ひ86軒の 武州秩父郡新古両組之内字浜居場よ	関東在方改田中佐与太郎		次郎ほか1名 次郎ほか1名
									下名栗村ほか2村	半次郎	上名栗村役所
継	継美	継	継	(継)	継	継	竪切	継	継	横帳	継
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

村況・生活 1

宗門人別

1 (亥年)	7 2 6 0	7 2 5 9 戌年	7 2 5 8 酉年	7 2 5 7 (未	7 2 5 6	3	2	1 午	7 2 5 5	7 2 5 4	7 2 5 3	7 2 5 2 天	7 2 5 1 天	7 2 5 0	丁二三日
年)		7	平	(未年)	(午年)			午年3月13日		(卯年)	寛政4年3月	天明5年3月	天明2年3月	(宝暦7年)	f
(亥年宗門改めによる組ごと軒数書上)		戌宗門御改下書	酉人別下書家数九軒(柏木組分)	差上申人別帳之事(後欠)	午年宗門人別御改下書(百姓小重郎ほか)	宗門改覚(正覚寺旦那)	宗門覚 (正覚寺旦那)	覚(宗門人別改め)		卯年人別覚 (文治郎後家つる家ほか1家分)	宗門帳十弍軒分 (人見組分)	巳年宗門人別(友八家ほか2家分)	宗旨人別書上帳下書(表紙)	(宝曆7年人別書上)	る
													小出組		差
															Н
															受取
黄 沂		継	竪 帳 1	竪 折 1	切 1	堅 1	堅 1	横折		切 1	堅 1	横折 1	堅 折 1	横 折 1	形態·数量

7 2 7 2	7 2 7 1	7 2 7 0	7 2 6 9	7 2 6 8	7 2 6 7	7 2 6 6	7 2 6 5	4	3	2	1	7 2 6 4	7 2 6 3	7 2 6 2	7 2 6 1	5	4	3	2
														3 月 22 日	1 月 28 日				
覚(百五郎ほか1家分宗門人別について)	覚(百姓長四郎家ほか3家分人別改めについて)	(宗門人別改めについての書付)(前欠)	人別改(亀之助組6人分)	覚(文右衛門家人別について)	(宗門人別改め書付)(前・後欠)	(宗門人別改め書付)(前・後欠)	(宗門人別改め書付)(前・後欠)	(宗門人別改め書付下書)(前・後欠)	(宗門人別改め書付下書)(前・後欠)	(宗門人別改め書付下書)(前・後欠)	差上申人別帳之事(宗門人別改めについて)		(人別書上)(前欠)	口演(宗門人別調印延引について)	覚(去辰年家数人数について)	宗門改覚(正覚寺旦那についての人別書付)ほか	(宗門人別改め書付)(前・後欠)	(宗門人別改め書付)(前・後欠)	(宗門人別改め書付)(前・後欠)
														槇下寅次郎	新組勘三郎ほか1名				
														新立町田瀧之助	勝三郎				
切	継	竪折	横折	竪	竪折	竪折	竪折	竪折	竪折	竪折	竪折		継	継	切	綴	竪折	竪折	竪折

名栗村名主	-	村侍夕和今君は川村名三月不復門	リカー・ファン・イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
正が科 の おり 上名栗村	川村名主言 占衛門 一上	館林頂分失父郡化工	為取替申引取一札之事(上名栗村勝五郎)	文政9年3月	7 2 8 7
斤弋州失く下支	門武州秩父郡坂元	村当名主治郎左衛川崎平右衛門代官	縁女引取一札之事(上名栗村とせ)	文政6年3月	7 2 8 6
小村名主太兵衛 上名栗村役人	村名主太兵衛	武州多摩郡下成木	送り一札之事(武州下成木村金蔵妹きの)	文政6年2月	7 2 8 5
高麗郡唐竹村名主利 川崎平右衛門	村名主利	助 一ツ橋領知武州京	縁女送り一札之事(唐竹村せん)	文政6年2月	7 2 8 4
後家まつほか2名 名主五左衛門官所武州秩父郡上名 阿部鉄丸領分	後家まつほか2名官所武州秩父郡上名	栗村百姓六衛門:	智落着一札之事 (大宮郷藤次郎)	文化14年3月	7 2 8 3
根村禅宗浄光寺 上名栗村庄	根村禅宗浄光寺	越後国苅羽郡善	相渡申寺送り一札之事 (善根村重蔵、茂八商売のため	文化12年3月	7 2 8 2
名主弥五郎	弥五郎	高麗郡赤沢村名	送り一札之事(かね養女縁組について)	文化5年1月	7 2 8 1

送状·落着

7 2 8 0	3	2	1	7 2 7 9	7 2 7 8	7 2 7 7	7 2 7 6	7 2 7 5	7 2 7 4	7 2 7 3
(宗門改めほか)(反古)	(宗門人別のための一家書上)	(宗門人別のための一家書上)	覚 (宗門人別のための人名書上)		覚(正覚寺、旦那人名について)	覚(くめの姓名書受取)	覚 (宗門改めについて) (後欠)	(小出組分人別帳雛型)	宗門改之覚(醫王寺ほか)(後欠)	(宗旨人別覚)
						寺尾村八蔵代				
						上名栗村名主(町田)瀧之助		2		
横折	継	竪	切		継	継	竪折	横折	切	継
1	1	1	1		1	1	1	2	1	1

7 3 0 6	7 3 0 5	7 3 0 4	7 3 0 3	7 3 0 2	7 3 0 1	7 3 0 0	7 2 9 9	7 2 9 8	7 2 9 7	7 2 9 6	7 2 9 5	7 2 9 4	7 2 9 3	7 2 9 2	7 2 9 1	7 2 9 0	7 2 8 9	7 2 8 8
天保10年2月	(天保9年)10月11日	天保9年4月	天保6年2月	天保6年2月	天保6年1月	天保6年1月	天保2年12月	天保2年3月	天保2年3月	天保2年3月	天保2年2月	天保2年2月	文政13年11月	文政13年1月26日	文政12年3月	文政12年1月	文政11年3月	文政10年4月
送り一札之事(南川村新組すえ)	状願) 川戸岐町家主久兵衛の智養子に貰いたいため、人別送 川戸岐町家主久兵衛の智養子に貰いたいため、人別送 下恐以書付奉申上候(古組組頭菊之助弟道之助を小石	縁談送り一札之事(大丹波村梅八)	引取一札之事(上名栗村なか)	送り一札之事(横手村しか)	送り一札之事(下名栗村百姓養子につき送状)	縁女送り一札(上赤工村きち)	送り一札之事(坂元村りへ)	送り一札之事(北川村きく)	智養子引取一札之事(名栗村伊之八改め小左衛門)	縁女引取一札之事(名栗村きち)	縁女引取一札之事(坂元村たけ)	縁女送り一札之事(当村なか)	落着一札之事(名栗村乙次郎)	下女かう) 下女かう)	縁女送り一札之事(下名栗村もよ)	縁談送り一札之事(南川村元組ちよ)	送り一札之事(上名栗村新組周蔵)	送り一札之事(蒔田村冬次郎)
(南川村)名主七右衛門	煩ニ付代村役人惣代年寄見習軍蔵武州秩父郡上名栗村古組組頭菊之助	白川太郎左衛門領知大丹波村名主	主嶋田介左衛門松平下総守領分武州秩父郡横瀬村名	一橋領知高麗郡横手村名主源左衛門	(下名栗村)名主常次郎	名主茂左衛門支配所高麗郡上赤工村	川越領入間郡坂元村名主源右衛門	北川村名主代次郎	隆輔 嶋田錦三郎知行所入間郡黒山村名主	隆輔	衛門 (館林領分秩父郡)坂元村名主六郎右	伊奈半左衛門支配所当名主勘次郎	木部村名主清次郎	分宿ゑひや七郎右衛門大原四郎右衛門支配所中山道信州追	(下名栗村)名主常次郎	(南川村)名主角次郎	(上名栗村)新組当名主富次郎	村名主久左衛門知行所武州秩父郡蒔田
上名栗村名主(町田)安之助		衆山本大膳支配所上名栗村名主	治郎 (秩父郡)上名栗村名主町田栄	名栗村名主	上名栗村名主	上名栗村名主	名栗村名主	上名栗村古組名主	名栗村役人衆	名栗村役人衆	上名栗村名主衆	上名栗村名主衆	名栗村役人	武州秩父郡中名栗村役人衆	上名栗村役人	上名栗村古組村役人衆	次郎 (上名栗村) 古組名主(町田) 栄	田)栄治郎(武州秩父郡)奈栗村名主(町
竪	竪	竪	竪	竪	竪美	竪	竪	竪	竪	竪	竪	竪	竪美	継	継	竪	竪	竪
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

7 3 2 6	7 3 2 5	7 3 2 4	7 3 2 3	7 3 2 2	7 3 2 1	7 3 2 0	7 3 1 9	7 3 1 8	7 3 1 7	7 3 1 6	7 3 1 5	7 3 1 4	7 3 1 3	7 3 1 2	7 3 1 1	7 3 1 0	7 3 0 9	7 3 0 8	7 3 0 7
弘化5年2月	弘化5年2月	弘化4年9月	弘化4年3月	弘化4年2月	弘化3年11月	弘化3年3月	弘化2年2月	天保15年9月	天保15年3月	天保15年3月4日	天保15年2月	天保15年2月	天保14年12月	天保14年12月	天保14年9月	天保14年4月	天保13年3月	天保12年3月	天保10年3月
引取一札之事(上名栗村れつ)	縁女送り一札之事(南村中沢組せの)	落着一札之事(上名栗村とよ)	縁女送一札之事(上直竹村かえ)	縁女送り一札之事(上名栗村まり)	引取一札之事(上名栗村しげ、かな)	引取一札之事(名栗村とき)	送り一札之事(芦ケ久保村たき)	送り一札之事(上名栗村庄太郎)	縁男送り一札之事(下名栗村熊次郎)	送一札之事(上直竹村五郎左衛門娘きせ、	送り一札之事(芦ケ久保村そよ)	縁女送り一札(南川村なミ)	落着一札之事 (名栗村源次郎)	送り一札之事(名栗村重蔵)	送り一札之事(小森村延治郎)	縁女送り一札之事(上赤工村と代)	引取一札之事(上名栗村てふ)	引取一札之事(小岩井村権次郎)	送り一札之事(南村中沢組勇吉)
										智由兵衛、									
名主源馬 白須甲斐守知行所武州秩父郡長留村	村)名主泰助村)名主泰助	坂元村名主庄左衛門	村名主伴次郎村名主伴次郎	(林部善太左衛門代官所武州秩父郡	(武州秩父郡)南川村元組名主兵三郎	右衛門 松平下総守領分秩父郡横瀬村名主源	村名主亦兵衛 (関保右衛門代官所秩父郡) 芦ケ久保	上名栗村)名主(町田)安之助	下名栗村)当名主安次郎 (林部善太左衛門代官所武州秩父郡	上分名主庄次郎 上分名主庄次郎 上前知行所武州高麗郡上直竹村	村名主亦兵衛 (関保右衛門代官所秩父郡) 芦ケ久保	秩父郡南川村名主彦太郎	主慶治郎	何守領分何州何郡何村名主誰	役人文左衛門 松平三郎太郎領分(秩父郡)小森村村	主茂左衛門	村名主七郎左衛門 松平駿河守領分(武州秩父郡)下影森	黒田豊前守領分武州高麗郡小岩井村	主泰助 (山本大膳支配所武州秩父郡南村)名
(町田)安之助 (武州秩父郡)上名栗村名主	上名栗村名主衆	上名栗村諸役人衆	株 () 株 () 新 () 大 () 新 () 大 () 大 () 新 () 大 ()	上名栗村名主	上名栗村名主衆	名栗村名主(町田)安助	上名栗村名主(町田)安之助	常盤町一丁目名主忠右衛門	上名栗村古組名主	株部善太左衛門支配所(武州)	上名栗村名主(町田)安之助	(秩父郡)上名栗村名主(町田)	名栗村名主衆	場村名主	村役人村役人大衛門支配所上奈栗	上名栗村名主衆	代八	上名栗村名主(町田)安之助山本大膳支配所(武州)秩父郡	上名栗村名主(町田)安助
包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 継 2	包 · 竪 2	包 · 竪 1	包 · 竪 2	継 1	竪 1	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 竪 2	継 1	継	竪 1	包 · 竪 2	包 · 竪 2	竪包 美美 ・ 2	竪 1

7 3 4 5	7 3 4 4 第	7 3 4 3	7 3 4 2 嘉	7 3 4 1	7 3 4 0	7 3 3 9	7 3 3 8	7 3 3 7	7 3 3 6	7 3 3 5	7 3 3 4	7 3 3 3	7 3 3 2	7 3 3 1	7 3 3 0	7 3 2 9	7 3 2 8	7 3 2 7
嘉永5年1月	嘉永 4 年 12 月	嘉永4年6月	嘉永4年4月	嘉永4年3月	嘉永4年3月	嘉永4年2月	嘉永4年2月	嘉永3年3月	嘉永3年3月	嘉永3年2月	嘉永3年1月28日	嘉永2年3月	嘉永2年1月	嘉永2年1月	弘化5年3月	弘化5年3月	弘化5年3月	弘化5年2月
送り一札之事(北川村きち)	縁女引取一札之事(上名栗村せん)	落着一札之事 (上名栗村代吉)	送り一札之事(上吉田村久兵衛)	引取一札之事(上名栗村しま)	送一札之事(北小曽木村そめ)	縁女送り一札之事(下名栗村上組はる)	送り一札之事(長沢村吉蔵)	人別送之事(武州多摩郡二ノ宮村在の嘉七娘ぎん)	送り一札之事(芦ケ久保村友治郎)	送手形之事(連繫寺門前きち、かめ)	人別送り一札之事 (河内村宇右衛門)	縁女送り一札之事(下名栗村いほ)	引取一札之事(上名栗村すや)	送り一札之事(北川村たき)	引取一札之事(上名栗村伊勢松)	引取一札之事 (上名栗村るよ)	送り一札之事(真能寺村弥右衛門)	縁女引取一札之事(上名栗村たき)
次郎 (松平誠丸領分秩父郡北川村)名主代	主城助	主伝兵衛 大嶋左京知行所武州男衾郡勝呂村名	村月番名主恒治郎林部善太左衛門代官所秩父郡上吉田	主武七郎組頭常次郎代印 黒田豊前守領分武州高麗郡長沢村名	小曽木村名主嘉右衛門他行につき年 小曽木村名主嘉右衛門他行につき年 小曽木村名主嘉右衛門他行につき年	下名栗村上組名主源兵衛	(黒田豊前守領分武州高麗郡長沢村)	武州多摩郡福生村文左衛門	保村名主十郎左衛門を配所秩父郡芦ケ久	川越蓮馨寺門前名主儀左衛門	摩郡河内村)名主武之介 (代官江川太郎左衛門支配所武州多	下名栗村)名主常次郎	村名主亦兵衛 (関保右衛門代官所秩父郡) 芦ケ久保	(松平大和守領分武州秩父郡北川村)	主十次郎	名主次郎右衛門松平大和守支配所武州秩父郡坂元村	名主佐左衛門 黒田豊前守領分武州高麗郡真能寺村	保村名主十郎左衛門大の郡戸ケ久
(秩父郡)上名栗村役人衆	上名栗村名主	上名栗村名主	(秩父郡)上名栗村名主衆	秩父郡上名栗村名主衆	衆 同(武州)秩父郡上名栗村名主	上名栗村古組名主	上名栗村名主衆	武州秩父郡上名栗村役人	(秩父郡)上名栗村名主衆	上名栗村名主	新立村名主(町田)軍蔵	上名栗村名主	上名栗村名主(町田)安之助	上名栗村役人衆	父郡上名栗村役人衆林部善太左衛門代官所武州秩	上名栗村名主衆	眾(武)州秩父郡上名栗村役人	(秩父郡)上名栗村名主衆
包 · 継 2	包 · 竪 2	包 · 継 2	竪包 美 2	包 · 継 2	包 · 継 2	包 · 竪 2	包 · 継 2	包 · 竪 美	包 · 竪 2	包· 竪 ₂	竪 1	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包 · 竪 2	包· 竪 2	包 · 竪 2	竪 1

秩父郡上名栗村名主		五郎 黒田豊前守領分高麗郡平戸村名主富	落着一札之事(平戸村つね)	嘉永7年1月	7 3 6 5
秩父郡上名栗村名主	武左衛 秩父郡	名主	智養子送り一札之事(原市場村徳次郎)	嘉永7年1月	7 3 6 4
上名栗村名主	1	名栗村名主常次郎 村部善太左衛門代官所武州秩父	縁談送り一札之事(下名栗村かる)	嘉永6年3月	7 3 6 3
名栗村名主(町田)安之助	<u></u> ±.	(秩父郡)芦ケ久保村名主庄兵衛	送り一札之事(芦ケ久保村松五郎)	嘉永6年3月	7 3 6 2
上名栗村名主	-	主友三郎	送り一札之事(白子村よし)	嘉永6年3月	7 3 6 1
町田)安之助 上名栗村名主	田野村(町田)	名主雄蔵 名主雄蔵	引取一札之事(上名栗村かえ)	嘉永6年3月	7 3 6 0
上名栗村役人衆	沢村 上名亜	(黒田豊前守領分武州高麗郡長四	送り一札之事(長沢村しゅん)	嘉永6年2月	7 3 5 9
上名栗村役人衆	村)名 上名要	主代次郎主代次郎	送り一札之事(北川村みよ)	嘉永6年1月	7 3 5 8
秩父郡)名栗村名主衆		庫之助 庫之助 (武州秩父郡) 久那村	引取一札之事(名栗村いま)	嘉永6年1月	7 3 5 7
(武州)秩父郡下名栗村名主	父郡南 (武州)	村中沢組)名主半平	送り一札之事(南村中沢組吉太郎)	嘉永5年3月	7 3 5 6
上名栗村名主	秩父郡 上名栗	下名栗村)名主太次郎	縁談送り一札之事(上名栗村しま)	嘉永5年閏2月	7 3 5 5
秩父郡)名栗村役衆		治兵衛 松平下総守領分(秩父郡)久那村名主	送り一札之事(久那村きぬ)	嘉永5年閏2月	7 3 5 4
上名栗組名主		下名栗村)名主太次郎	縁談送り一札之事(上名栗村近太郎)	嘉永5年閏2月	7 3 5 3
上名栗村名主衆	上名亜	下名栗村上組当名主安次郎	縁女送り一札之事(下名栗村くめ)	嘉永5年閏2月	7 3 5 2
父郡上名栗村名主衆林部善太左衛門支配所武州	麗郡中林部善	藤村中郷名主文次郎 「下」、「「下」、「下」、「下」、「下」、「下」、「下」、「下」、「下」、「下」	縁女落着一札之事(上名栗村りよ)	嘉永5年閏2月	7 3 5 1
(秩父郡)上名栗村名主衆	村)名 (秩父)	主武助主武助外武州秩父郡坂元壮	送り一札之事(坂元村正丸組寅次郎)	嘉永5年2月	7 3 5 0
主衆 (武州秩父郡)上名栗村古組名	秩父郡 (武州)	南川村年番組)名主均平(林部善太左衛門代官所武州秩	人別送り一札之事(南川村はな)	嘉永5年2月	7 3 4 9
上名栗村名主衆	上井上村 上名栗	君主兼次郎 名主兼次郎	落着一札之事(上名栗村こよ)	嘉永5年2月	7 3 4 8
上名栗村名主(町田)安之助	芦ケ 上名要	大保村名主亦兵衛 林部善太左衛門支配所(秩父郡)	送一札之事(芦ケ久保村亀五郎)	嘉永5年2月	7 3 4 7
株部善太左衛門支配所(武州	井上	村)名主篭三村)名主篭三	送り一札之事(上井上村きん)	嘉永5年1月	7 3 4 6

7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3 7	7 3	7 3 7	7 3	7 3	7 3	7 3 7	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3
8 5	8	8	8 2	8	8	7 9	8	7	6	7 5	7	7 3	7 2	7	7	6 9	6 8	6 7	6
安政5年3月	安政5年2月	安政5年2月	安政5年2月	安政 4 年 12 月	安政4年3月	安政4年1月	安政3年3月	安政3年3月	安政3年2月	安政2年6月	安政2年3月	安政2年3月	安政2年2月	安政2年2月	安政2年2月	安政1年11月13日	嘉永7年2月	嘉永7年2月	嘉永7年2月
縁女送一札之事(南川村きく)	贈り一札之事(新組勝之助以下5名厄介について)	引取一札之事(上名栗村いわ)	縁女送り一札之事(下名栗村よし)	縁女送り一札之事(坂元村べん)	落着一札之事(上名栗村たつ)	送一札之事(下吉田村くに)	介について) 介について) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	人別送り一札之事(坂元村くま)	送り一札之事(坂元村富士五郎)	縁女引取一札之事(上名栗村なみ)	縁女落着之事(上名栗村こお)	送り一札之事(留岡村こう)	送り一札之事(下影森村まさ)	縁女送り一札(南川村のゑ)	送り一札之事(下名栗村みさ)	覚(くめ姓名書)(反古)	送り一札之事(芦ケ久保村兼八)	送り一札之事(大宮郷てう)	人別送り一札之事(南川村しの)
秩父郡南川村元組名主伊三郎	(上名栗村)新組名主太次郎	太郎松平大和守領分秩父郡北川村名主栄	栗村)名主太次郎 (伊奈半左衛門預所武州秩父郡下名	郎右衛門松平大和守領分秩父郡坂元村名主次	名主範三 名主範三	神社大宮司和泉内半藤靱負吉田直配下武州秩父郡下吉田村貴船	伊三郎 (秩父郡)南川村元組両人引請人名主	(武州秩父郡坂元村)名主武助	右衛門松平大和守領分秩父郡坂元村名主利	主次郎右衛門	即一橋領知武州高麗郡赤沢村名主太次	主八郎左衛門 主八郎左衛門	七郎左衛門松平下総守領分秩父郡下影森村名主	秩父郡南川村新組名主伊兵衛	下名栗村)名主源之丞 下名栗村)名主源之丞	上名栗村)名主(町田)瀧之助	ケ久保村名主喜左衛門	左衛門 松平下総守領分秩父郡大宮郷名主源	武州秩父郡南川村年番組名主均平
上名栗村名主衆	古組名主(町田)瀧之助	上名栗村役人衆	上名栗村名主	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	秩父郡上名栗村名主衆	郡)名栗村役人衆 川上金吾助代官所(武州秩父	上名栗村名主衆	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	上名栗村役人	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	(武州)秩父郡上名栗村名主衆 代官江川太郎左衛門支配所	上名栗村名主衆	名主(町田)瀧之助	(秩父郡)上名栗村古組名主衆	(武州秩父郡)上名栗村名主衆		郡)上名栗村名主衆	次郎 (秩父郡)名栗村名主(町田)栄	主衆 (武州秩父郡)上名栗村古組名
包美・	包美	包美	包美	包美	包美	竪包 美美 ・	包美	包美	包美	包美	包美	包美	竪包 美美 ・	包美	竪包 美美 ・	竪切	竪包 美美 ・	包·竪	包美・
2 竪	2継	2竪	2 竪	2 竪	2継	2	2 竪	2継	2継	2 竪	2継	2 竪	2	2 竪	2	1	2	2	2 竪

			_														
7 4 0 3	7 4 0 2	7 4 0 1	7 4 0 0	7 3 9 9	7 3 9 8	7 3 9 7	7 3 9 6	7 3 9 5	7 3 9 4	7 3 9 3	7 3 9 2	7 3 9 1	7 3 9 0	7 3 8 9	7 3 8 8	7 3 8 7	7 3 8 6
万延1年4月	万延1年閏3月	安政7年3月	安政7年3月	安政7年3月	安政7年3月	安政7年2月	安政7年2月	安政7年2月	安政7年2月	安政7年2月	安政7年2月	安政7年2月	安政6年3月	安政6年2月	安政5年12月	安政5年11月	安政5年3月
	縁女贈一札之事(上名栗村のふ)	引取書(伊倉組作五郎について)(包紙)	引取一札之事(上名栗村すゑ)	縁女送り一札之事(下名栗村なつ)	人別送り一札之事(下名栗村勝次郎、聟名跡について)	縁女落着一札(包紙)	人別送り一札之事(上名栗村きち)	人別送一札之事(高麗本郷みや)	引取申一札之事(上名栗村せん)	落附一札之事(上名栗村わさ)	縁女送り一札之事(赤沢村まち)	縁談送り一札之事(下名栗村重次郎)	送り一札之事(長沢村しゅん)	落着一札之事(上名栗村つま)	送り一札之事(南村とよ)	引取一札之事(上名栗村とき)	縁女落着一札之事(上名栗村やえ)
蔵解名主町田瀧之助他出ニ付年寄軍要村名主町田瀧之助他出ニ付年寄軍伊奈半左衛門支配所武州秩父郡上名	栗村名主町田瀧之助	(上名栗村)	村名主長之進村名主長之進	栗村名主町田瀧之助	栗村名主町田瀧之助	(大岡兵庫頭領分武州多摩郡)下成木	栗村名主町田瀧之助	郷日向市原組名主吉五郎代官江川太郎左衛門預所武州高麗本	元組名主伊三郎 (秩父郡)南川村	村元組名主伊三郎伊奈半左衛門代官所武州秩父郡南川	(高麗郡赤沢村)名主兼帯才次郎	下名栗村上組名主安次郎	頭又兵衛	組頭万造	村)名主東兵衛(久須美佐渡守知行所武州秩父郡南	村名主庄兵衛門支配所秩父郡芦ケ久保	主伊右衛門
大宮郷名主七右衛門 松平下総守領分(武州秩父郡)	村名主吉兵衛松平大和守領分入間郡下広谷		(武州秩父郡)上名栗村役人衆	父郡)南村名主東兵衛(武州秩	(武州秩父郡)下小鹿野村名主		(武州)多摩郡下成木村名主衆	(秩父郡)名栗村名主衆	上名栗村名主町田瀧之助(伊奈半左衛門支配所秩父郡)	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	(武州)秩父郡上名栗村役人衆	上名栗村古組名主衆	上名栗村役人衆	上名栗村名主衆	秩父郡上名栗村役人	之助 之助 之助 之助 (町田)瀧	(武州)秩父郡上名栗村名主
継	継	包美	竪	包美	継	包美	継	竪包 美美 ・	包美	包美	包美	包美	包美	包美	包美	包美	包美
								1000	2竪	2 竪	2 竪	2 竪	2継	2竪	2継		2 竪

包 継包 包 包 竪 包 包 竪 包 整 包 継 包 包 包 包 整包 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜 姜	7 4 2 1	7 4 2 0	7 4 1 9	7 4 1 8	7 4 1 7	7 4 1 6	7 4 1 5	7 4 1 4	7 4 1 3	7 4 1 2	7 4 1 1	7 4 1 0	7 4 0 9	7 4 0 8	7 4 0 7	7 4 0 6	7 4 0 5	7 4 0 4
(大宮郷すみ実家親類寅松方へ厄介にな 松平下総守領分武州秩父郡大宮郷名 (秩父郡)上名栗村名主(町田) 包筆 (土名栗村立之助)	文久4年2月	文久3年6月	文久3年2月	文久3年2月	11	文久2年10月	文久2年2月	文久2年2月	文久2年2月	1 年 6	1	文久1年2月	万延2年	万延2年2月	万延2年2月	年	年 6	万延1年4月
(秩父郡) と 要村名主(町田) 学次 医美国分武州秩父郡 方宮郷名 (秩父郡) 上名栗村名主(町田) 学次 医学 (() () () () () () () () ()		人別送り一札之事(上成木村粂八)	札之事	一札之事(申一札之事(上名栗村せき養女に			札之事	智養子送り一札之事	一札之事	札	札之事	札之事	札之事	札之事	一札之事(日野村な	札之事(日野村な	
村名主 (町田) 栄次 包美 上名栗村名主(町田) 党・ 上名栗村名主(町田) 党・ 上名栗村名主(町田) 党・ 上名栗村名主衆 日野村名主衆 日野村名主衆 日野村名主衆 日野村名主衆 日野村名主衆 上名栗村役人衆 上名栗村役人衆 上名栗村役人衆 上名栗村役人衆 上名栗村役人衆 包美 上名栗村名主 郡上名栗村名主 新十郎、安 竪 上名栗村名主 前田 包美 上名栗村名主 前田 包美 全主 大名栗村名主 前田 包美 全主 大名栗村名主 第十郎、安 竪 色美 大名栗村名主 前田 包美 包美 电 型	郎)領所(秩父)郡南川	主平七 村下分) 名主見習雄蔵出府二付元名 (中山式部知行所武州多摩郡上成木	亦兵衛)代官所武州秩	武州秩父郡上名栗村新組名主太次郎	頭一札主定兵衛ほか1名川太郎左衛門支配所多摩郡	上名栗村古組名主町田瀧之助(伊奈半左衛門当分預所武州秩父郡)	伊勢守領内高麗郡井上村	· - - - - - - - - - - - - -	111	州	上名栗村	武州	银分武州高麗郡長	主五兵衛 主五兵衛	知行所武州秩	役察	右衛門 松平下総守領分秩父郡日野村名主勘	主七右衛門 松平下総守領分武州秩父郡大宮郷名
包 総包 包 包 B 包 包 整 包 整 包 整 包 整 包 整 包 整 包 整 更 整 更 要 更 要 更 要 更 要 更<	上名栗村名主		(秩父)郡上名栗村名主(町田)	主(武州秩父郡)上名栗村古組名		尸崎町名主新十郎、		(秩父郡)上名栗村役人衆		浅草今戸町名主市郎右衛	日野村名主雄蔵)	秩父郡日野村名主衆	高麗郡上名栗村名主衆			町	町	郎 (武州秩) 名栗村名主 (町田) 栄次伊奈半左衛門代官所(武州秩
2 竪 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	包美	継包美	包美	包美					•	竪		継	包美			包美	包 • 竪	竪包 美美

7 7 4 4 3 3 8 7	4		7 4 3 6	7 4 3 5	7 4 3 4	7 4 3 3	7 4 3 2	7 4 3 1	7 4 3 0	7 4 2 9	7 4 2 8	7 4 2 7	7 4 2 6	7 4 2 5	7 4 2 4	7 4 2 3	7 4 2 2
	慶応2年3月	慶応2年3月	慶応2年2月	慶応2年2月	慶応2年2月	慶応 1年10月	元治2年3月	元治2年3月	元治2年3月	元治2年2月	元治1年6月	元治1年4月	元治1年3月	元治1年3月	文久4年3月	文久4年3月	文久4年3月
	落着一札之事(上名栗村権次郎厄介貰い受けについて)	ごとについて) ごとについて)	縁女送り一札之事(原市場村まつ)	人別引取一札之事(上名栗村てふ)	人別送り之事 (勝楽寺村いま)	縁女引取一札之事(上名栗村うた)	送り一札之事(人別送りについての書簡)	養女送り一札之事(原市場村なえ)	人別引取一札之事 (上名栗村とり)	養女落着一札之事(上名栗村こま)	送り一札之事(折原村岩蔵の厄介について)	人別送一札之事(高麗本郷とみ)	落着一札之事(南川村とく)	縁女送り一札之事(南川村とく)	人別落着一札之事(上名栗村こと)	落着一札之事(上赤工村もと)	縁女送り一札之事(上赤工村もと)
	次郎 黒田筑後守領分高麗郡長津村名主栄	(武州秩父郡)下名栗村上組秀次郎	兵衛一橋領知武州高麗郡原市場村名主清	主五兵衛 松平下総守領分武州秩父郡浦山村名	勝楽寺村治郎兵衛	元組名主八郎左衛門松村忠四郎代官所武州秩父郡南川村	主代印庄五郎	兵衛	主勘右衛門松平下総守領分武州秩父郡横瀬村名	村上分名主豊次郎棚原岩五郎知行所武州高麗郡上直竹	主田鶴庄右衛門中山誠三郎預所武州男衾郡折原村名	麗本郷)日向市原組名主吉五郎(代官今川要作支配所武州高麗郡高	栗村名主町田瀧之助小笠原甫三郎預り所武州秩父郡上名	名主善四郎 (小笠原甫三郎当分預所)南川村新組	山村去年番名主岩田大学 久須美七十五郎知行所武州秩父郡高	村名主町田瀧之助	茂左衛門 大岡兵庫頭領分高麗郡上赤工村名主
	(武州)秩父郡上名栗村名主衆	(武州秩父郡)名栗村名主衆	州秩父郡上名栗村役人衆郡代岩鼻附木村甲斐守領所武	助 (武州) 上名栗村名主町田瀧之文郡) 上名栗村名主町田瀧之関東郡代岩鼻附領所(武州秩	郡上名栗村役人衆関東郡代岩鼻附領所武州秩父	郡)上名栗村町田瀧之助(松村忠四郎代官所武州秩父	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	(武州)秩父郡上名栗村穴沢役	名栗村組頭菊之助 中山誠一郎支配所(秩父郡)上	郡上名栗村役人衆 中山誠一郎支配所(武州)秩父	(武州)秩父郡名栗村役人衆	秩父郡上名栗村名主衆	(小笠原甫三郎預り所武州秩	秩父郡)上名栗村役人衆	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	高麗郡上赤工村名主衆	上名栗村名主
	包美•	包 美 2 竪	包 美 2 竪	竪包 美 · 2	包美 2 継	包 美 2 竪	包 · 竪 2	竪包 美美 · 2	竪包 美美 · 2	包美 2 竪	竪包 美美 2	竪包 美美 2	継	包 美 2 継	包美 2 竪	継	包 美 2 竪

7 4 5 8	7 4 5 7	7 4 5 6	7 4 5 5	7 4 5 4	7 4 5 3	7 4 5 2	7 4 5 1	7 4 5 0	7 4 4 9	7 4 4 8	7 4 4 7	7 4 4 6	7 4 4 5	7 4 4 4	7 4 4 3	7 4 4 2	7 4 4 1	7 4 4 0
明治2年2月	明治2年1月	明治2年1月	明治1年10月	慶応 4 年 11 月	慶応4年8月	慶応4年6月	慶応4年3月	慶応4年3月	慶応4年2月	慶応3年8月	慶応3年3月	慶応3年3月	慶応3年3月	慶応3年2月	慶応3年2月	慶応3年2月	慶応2年11月	慶応2年8月
人別送り一札之事(坂元村伊勢造)	人別落着一札之事(上名栗村ひさ)	人別送り一札之事(名栗村ひさ)	差送申一札之事(成田林弥妹よし)	縁女送り一札之事(南村中沢組はつ)	送り一札之事(上名栗村ふく離縁について)	送り一札之事(上井上村たつ、まき)	縁女引取一札之事(上名栗村やす)	縁女送り一札之事(南川村新組てつ)	人別送り一札之事(川井村佐太郎)	縁女送り一札之事(南川村あい)	引取一札之事(上名栗村たき)	引取一札之事(名栗村いそ)	縁女落着一札之事(上名栗村みよ)	人別送り一札之事(赤沢村のか)	人別引取一札之事(上名栗村たよ)	送り一札之事(下小鹿野村与頭宗兵衛抱みせ)	縁女送り一札之事(坂元村きん)	為取替落着一札之事(上名栗村よし)
(松平大和守領分武州秩父郡坂元村)	主文助	名主(町田)瀧之助	成田林弥	南村)名主半平 (久須美七十五郎知行所武州秩父郡	主八郎左衛門 主八郎左衛門	村)名主範三村)名主範三	岩鼻附料所武州秩父郡下名栗村上組	(武州秩父郡南川村)名主善四郎	川井村)名主久次郎	名主禎輔	主泰輔主泰輔	主猶平主猶子武州秩父郡寺尾村名	即橋領知武州高麗郡唐竹村名主常五	次郎 (一橋領知武州高麗郡赤沢村)名主斉	主勘右衛門	野村名主市太夫 野村名主市太夫	坂元村名主治郎右衛門	名栗村上組名主代兼年寄蔵之助関東郡代岩鼻附御料所武州秩父郡下
名主衆 同(武)州同(秩父)郡上名栗村	父)郡上名栗村名主	秩父郡坂元村名主	利八	(武州秩父郡)上名栗村名主衆	上名栗村名主	郡代岩鼻附秩父郡上名栗村名	栗村名主衆 (岩鼻附料所武州秩父郡)上名	上名栗村役人衆	上名栗村名主滝次郎	栗村名主 (岩鼻附料所武州秩父郡)上名	栗村名主町田瀧之助 出名	名栗村役人	(武州)秩父郡上名栗村名主衆	(武州)秩父郡上名栗村役人衆	田瀧之助 (武州秩父郡)上名栗村名主町	名栗村名主衆	秩父郡上名栗村名主衆	之輔(関東郡代岩鼻附御料所武州
包美	竪包 美美 ・	継	竪美	包美	包美	包美	包美	包美	包美	包美	竪包美美	包美	包美	包 · 堅	竪包 美美 ・	包美	包美	継包美
2継	2	1	1	2 竪	2 竪	2竪	2竪	2 竪	2継	2竪	2	2竪	2竪	竪 2 美	2	2竪	2継	2

7 4 7 8	7 4 7 7	7 4 7 6	7 4 7 5	7 4 7 4	7 4 7 3	7 4 7 2	7 4 7 1	7 4 7 0	7 4 6 9	7 4 6 8	7 4 6 7	7 4 6 6	7 4 6 5	7 4 6 4	7 4 6 3	7 4 6 2	7 4 6 1	7 4 6 0	7 4 5 9
明治3年3月	明治3年3月	明治3年3月	明治3年2月	明治3年2月	明治3年2月	明治3年2月29日	明治2年11月	明治2年11月	明治2年11月	明治2年8月	明治2年6月27日	明治2年3月	明治2年3月	明治2年3月	明治2年2月	明治2年2月	明治2年2月	明治2年2月	明治2年2月
引取一札之事(上名栗村たつ、まき)	人別送り之事(上名栗村たつ、まき控)	落着一札之事(上井上村もん控)	人別送り一札之事(上名栗村すえ)	落着一札之事(平沢村とき)	落着一札之事(平戸村とき)	縁女送り一札(湯之沢組兵助女房とき)	人別送り之事(奉公につき人別送状)	人別送り之事(深川八幡旅所門前かめ)	人別落着之事(深川八幡旅所門前かめ)	引取一札之事(上名栗村とら)	人別送り之事 (上名栗村とら)	落着一札之事(上名栗村かの)	引取一札之事(上名栗村しま)	落着一札之事(上名栗村伊勢蔵)	縁女送り一札 (包紙)	落着一札之事(上名栗村つね)	縁女送り一札之事(赤沢村じう)	落着一札之事(赤沢村じう)ほか	引取一札之事(上名栗村いち)
ケ久保村名主藤作岩鼻縣支配所同(武)州同(秩父)郡芦	栗)村名主(町田)俊三郎(岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	主(町田)俊三郎 岩鼻縣支配所武州秩父郡上名栗村名	(岩鼻県支配所武州秩父郡)右(南川)	主(町田)俊三郎	主(町田)俊三郎 主(町田)俊三郎	平戸村	(上名栗村)名主(町田)瀧之助	右町(深川八幡旅所門前)名主無之月	主町田俊三郎	主雄蔵	栗)村名主(町田)瀧之助(岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	兵衛 岩鼻縣支配所武州秩父郡南村名主東	太郎松平下総守領分秩父郡横瀬村名主源	主(町田)瀧之助主(町田)瀧之助	下名栗村	即。由極知武州高麗郡赤沢村名主万次	即。 一橋領知武州高麗郡赤沢村名主万次	主(町田)瀧之助主(町田)瀧之助	松平下総守領分大宮郷名主政右衛門
(秩父)郡上名栗村名主衆同(岩鼻県)支配所同(武)州同	芦ケ窪村名主衆	衆 同(武)州高麗郡上井上村役人	(秩父)郡上名栗村名主衆同(岩鼻県)支配所同(武)州同	同(武)州高麗郡平戸村名主衆	同(武)州高麗郡平戸村名主衆		中年寄高部久右衛門	栗村名主町田俊三郎岩鼻縣支配所武州秩父郡上名	喜右衛門	名主(町田)瀧之助	主要蔵 (秩父)郡日野村名	役人 同(武)州同(秩父)郡上名栗村	栗村名主太治郎 (秩父)郡上名	主衆 同(武)州同(秩父)郡坂元村名		同(武)州秩父郡上名栗村名主	同(武)州秩父郡上名栗村名主	ほか (武)州高麗郡赤沢村名主衆	上名栗村栄太郎
取与	継	竪	包美	包美	竪	包美	継	包美	継	包美	継	包美	包美	竪	包美	包美	包美	継	継包美美
竪包 美美 ・																			

7 4 9 8	7 4 9 7	7 4 9 6	7 4 9 5	7 4 9 4	7 4 9 3	7 4 9 2	7 4 9 1	7 4 9 0	7 4 8 9	7 4 8 8	7 4 8 7	7 4 8 6	7 4 8 5	7 4 8 4	7 4 8 3	7 4 8 2	7 4 8 1	7 4 8 0	7 4 7 9
明治4年3月	明治4年3月	明治4年3月	明治4年3月	明治4年3月	明治4年3月	明治4年2月	明治4年2月	明治4年2月	明治4年2月	明治4年2月	明治3年閏10月	明治3年閏10月	明治3年9月晦日	明治3年8月	明治3年8月	明治3年6月	明治3年6月	明治3年3月	明治3年3月
縁女落着一札之事(上名栗村やす)	引取名籍書之事(般若村りか)	送一札之事(芦ケ久保村つる)	人別送之事(上名栗村やす)	落着一札之事(芦ケ久保村つる)	人別送之事(上名栗村りか)	人別送之事(上名栗村いせ)	戸籍送り一札之事(永田村きよ)	人別送之事(上名栗村いせ)	落着一札之事(永田村きよ)	落着一札之事(永田村きよ)	人別引渡一札之事(坂元村さく離別について)	落着一札之事(坂元村さく離縁のため引き取りについて)	人別送り之事(上名栗村清五郎、かつ出稼について)	人別送り一札之事(柏原村うら)	人別落着一札之事(柏原村うら)	人別送之事(上名栗村組頭茂太郎養女はる人別送りについて)	引取一札之事(上名栗村はる)	送り一札之事(上直竹村忠七一家)	縁談送り一札(上井上村もん)
主石井蔵左衛門岩槻藩支配所武州高麗郡上赤工村名	付名主柴崎藤重郎 付名主柴崎藤重郎	保村名主赤岩藤作同(岩鼻県)支配所同(秩父)郡芦ケ久	栗)村名主町田俊三郎 (岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	主町田俊三郎	栗)村名主町田俊三郎 (岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	栗)村名主町田俊三郎 (岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	細田健次郎 韮山縣支配所武州高麗郡永田村名主	上名栗村名主町田俊三郎	主町田俊三郎 岩鼻縣支配所武州秩父郡上名栗村名	主町田俊三郎岩鼻縣支配所武州秩父郡上名栗村名	前橋藩支配所秩父郡坂元村名主武七	主町田俊三郎 岩鼻縣支配所武州秩父郡上名栗村名	栗)村名主(町田)俊三郎ほか(岩鼻県支配所武州秩父郡)右(上名	格次郎	主町田俊三郎	上名栗村名主(町田)俊三郎	頭儀左衛門 韮山縣支配所武州多摩郡栃久保村組	右(上直竹)村名主伴次郎ほか	上)村名主哲三(韮山県支配所武州高麗郡)右(上井
上名栗村名主衆 (武)州秩父郡	俊三郎 (秩父)郡上名栗村名主町田	上名栗村名主町田俊三郎 (岩鼻県)支配所同(秩父)郡	上赤工村名主衆 (武)州高麗郡	(秩父)郡芦ケ窪村名主衆 同(岩鼻県)支配所同(武)州同	(秩父)郡般若村名主衆	並山縣支配所同(武)州高麗郡	眾 (武) 州秩父郡上名栗村役人	永田村名主衆 並山縣支配所同(武)州高麗郡	永田村名主衆 並山縣支配所同(武)州高麗郡	永田村名主衆 並山縣支配所同(武)州高麗郡	栗村名主衆 (秩父)郡上名	父)郡坂元村名主衆 前橋藩支配所同(武)州同(秩	(秩父)郡長留村名主衆ほか同(岩鼻県)支配所同(武)州同	秩父郡上名栗村名主衆	柏原村役人衆 前橋藩支配所同(武)州高麗郡	保村名主衆	役人 岩鼻縣支配所秩父郡上名栗村	栗村名主ほか	上名栗村役人衆
包美・	包美・	包美・	継	竪	継	継	包美・	継	継	継	包美・	継	切継·横切	竪包 美美 ・	継	継	包美・	包美・	包美・
2継	2 竪	2 竪	1	1	1	1	2 竪	1	1	1	2継	1	3 3	2	1	1	2 竪	3 竪	1 継

	_	T _		T	_	T -	T _		T _		T _					_	
7 5 1 4	7 5 1 3	7 5 1 2	2	1	7 5 1 1	7 5 1 0	7 5 0 9	7 5 0 8	7 5 0 7	7 5 0 6	7 5 0 5	7 5 0 4	7 5 0 3	7 5 0 2	7 5 0 1	7 5 0 0	7 4 9 9
明治5年2月	明治5年2月	明治5年2月		明治5年2月		明治5年1月	明治5年1月	明治4年10月	明治4年9月	明治4年8月	明治4年8月	明治4年8月	明治4年8月	明治 4 年 8 月	明治4年6月	明治4年6月	明治4年3月
記(上名栗村岩治郎送籍状受取)	記(上名栗村浅見角三郎送籍状受取)	送籍状之事(上名栗村ふく出稼について)	(井戸入組岩次郎送籍状願出)	送籍状之事(上名栗村岩次郎)		送籍状之事(上名栗村しけ)	送籍状之事(上名栗村しけ)	送籍状之事(上名栗村ふく出稼について)	送籍状之事(上名栗村くら)	送籍状之事(上直竹村あさ)	引取籍状之事(上名栗村よし、さの)	引取籍状之事(上名栗村くら)	送籍状之事(上名栗村よし、さの)	入籍状之事(上直竹村あさ)	人別送り之事(上名栗村角三郎出稼について)	人別送り之事(いち、よし、惣太郎出稼について)	落着一札之事(芦ケ久保村つる)
原又右衛門ほか1名 入間縣管下(武蔵)国高麗郡戸長大河	長谷川和七長谷川和七	戸長岡部均平ほか1名 戸長岡部均平ほか1名	岩沢村澤辺勝三郎ほか2名	左(入間県管下武州秩父郡上名栗村) 右(入間県管下武州秩父郡上名栗村)		主町田俊三郎 (入間県管下武州秩父郡上名栗村)名	(上名栗村)名主町田俊三郎	(岩鼻県支配所)右(第六十)区(武蔵か1名	右(上名栗)村名主町田俊三郎(岩鼻県支配所第六十区武州秩父郡)	右(上直竹)村名主木崎豊次郎(韮山県支配所第十五区武州高麗郡)	(秩父)郡芦ケ久保村名主赤岩藤作岩鼻縣支配所第六十區同(武)州同	(秩父)郡芦ケ久保村名主赤岩藤作岩鼻縣支配所第六十區同(武)州同	右(上名栗)村名主町田俊三郎	か1名 お鼻縣支配所第六拾区武州秩父郡南岩鼻縣支配所第六拾区武州秩父郡南	栗)村名主町田俊三郎 (岩鼻県管轄所武州秩父郡)右(上名	佐二郎 佐三郎 佐三郎 佐(岩鼻県管轄所)上名栗村名主町田	主町田俊三郎
上名栗村戸長副長(入間)縣管下(武蔵)國秩父郡	(武)州秩父郡上名栗村名主町	村戸長副(戸長)		郡上岩澤村戸長副(戸長)州入間		山村名主大野菊太郎 (入間県)管下(武州秩父郡)高	山村名主大野菊太郎 (入間県)管下(武州秩父郡)高	村戸長副 (戸長) 宮谷縣管下上総国夷隅郡澤辺	区芦ケ久保村名主赤岩藤作同(岩鼻県)支配所同(第六十)	栗村名主町田俊三郎ほか2名岩鼻縣支配所武州秩父郡上名	區上名栗村名主町田俊三郎同(岩鼻県)支配所同(第六十)	區上名栗村名主町田俊三郎同(岩鼻県)支配所同(第六十)	区芦ケ久保村名主赤岩藤作同(岩鼻県)支配所同(第六十)	部均平	村名主衆松本和七	青梅村名主衆 (武)州多摩郡	(秩父)郡芦ケ久保村名主衆同(岩鼻県)支配所同(武)州同
継美	竪	継	横切	継		竪美	継	竪美	継	継美	包美	包美	継	継	継	継	包美
1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	2竪	2 竪	1	1	1	1	2継

前沢藤十郎役所	前沢藤十郎役所		か1名	落につき人別組合帳外取消願について) 差上申一札之事(上名栗村弥右衛門弟八百吉、ちか欠	安永9年9月2日	7 5 3 1
か4名か4名	衛門ほ前沢藤十	衛門	か4名 名 都	差上申御請證文之事(甚左衛門女房きよ欠落についての書付)	安永7年12月	7 5 3 0
か4名 か4名 前沢藤十郎役所 竪美	衛門ほ前沢藤十	衛門	か4名名	下恐書付を以御訴奉申上候(甚左衛門女房きよ欠落について)	安永7年6月	7 5 2 9
鍛冶町二丁目清七 か2名組合、親類衆 上名栗村名主(町田)浦之助ほ 継美	町二丁目清七 か2名組合、親類衆 上名栗村名主(町田)浦之助	2鍛冶町二丁目清七	江戸京橋南鍛冶	入置申一札之事(文治郎帰村につき帳消願の詫証文)	安永3年11月	7 5 2 8
特市助ほか5名機変之助役所機変を表する機変を表する機変を表する機変を表する機変を表する機変を表する機変を表する機変を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する機能を表する<td>郎代</td><td>5名 果村病気煩ニ付市五郎代</td><td>特 で 株 父郡 上名</td><td>(欠落のため久離願下書)(前欠)</td><td>安永3年9月</td><td>7 5 2 7</td>	郎代	5名 果村病気煩ニ付市五郎代	特 で 株 父郡 上名	(欠落のため久離願下書)(前欠)	安永3年9月	7 5 2 7
門ほか1名 関東取締出役吉田弥助 継	関東取締出役吉田	門ほか1名	伊奈半左衛門	1日勘当帳外聞済について)御尋ニ付以書付奉申上候(初五郎忰伊勢松去申年4月	元文1年4月7日	7 5 2 6
(秩父郡)横瀬村名主勘右衛門 切	(秩父郡)横瀬村名主勘右衛門			縁付のため宗旨について)		7 5 2 5
-	(秩父郡)横瀬村名主勘右衛門			縁付のため宗旨について)縁女送り一札之事(市五郎娘かよ横瀬村百姓惣次郎と		7 5 2 5
切			みや	記(子供名前年令書上)		7 5 2 4
竪				送一札之事(雛型)		7 5 2 3
<u>************************************</u>	一所 郎上 州 縁			送一札之事(雛型)		7 5 2 2
長沢村役人衆	長沢村役人衆			送り一札之事(雛型)		7 5 2 1
田) 栄次郎 名郷組百姓小重郎ほか1名 包・継	名郷組百姓小重郎ほか1	次郎	名主(町田)学	(小十郎離縁につき伊倉組山三郎実父引き取り願のため呼出)	6 月 26 日	7 5 2 0
人名栗村) 願付代兼村方 伊奈半左衛門 継	願付代兼村方 伊奈半左	願付代兼	惣代組頭代八 (武州秩父郡上名栗村)	五郎方へ養女について) 「中恐以書付奉願上候 (上名栗村ため浅草今戸町家主庄	酉年6月5日	7 5 1 9
村戸長丸玉次郎ほか1名宮谷支配所上総国夷隅郡津辺継				(出稼送籍状)(後欠)	(申年)	7 5 1 8
善吉	家主	一町名主長兵衛支配家主	善吉工戸本所尾上	覚 (人別送状受取)	巳年6月	7 5 1 7
身	男本名 三田 日位 三)	名主鴨下五朗兵律	大条 本本 三日 本本 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月	明治是在等月	(

7515

明治5年3月

送籍之事(日新和田村きく)

7516

明治5年3月

送籍

札之事

(曲竹村くま厄介養女について)

名主鴨下五郎兵衛名主鴨下五郎兵衛

栗村名主町田俊三郎

竪

1

(神奈川県管下武蔵国多摩郡日新和田村)第十三区戸長演中五郎左衛門田村)第十三区戸長演中五郎左衛門

栗村役人 栗村役人 三大間縣管下武蔵国秩父郡上名

竪美

1

1	
落	欠落帳外のところ帰住願
の松五郎	郎の跡株を弟亀松へ
松五郎喧嚣	嘩欠落一件)ほか
(善八欠落につき)	つき跡株親久四郎引き
およびおよび	のため願止め)
ついて)	
欠落につ	いて)
、善八欠落に	ついて)
/女房つ	(平八女房つな欠落につき日
女房つな家出に	につき帳外願)
(音次郎欠落につ	いて)
(音次郎欠落につき勘当の旨)	
郎弟要助人	人別帳免除の願書
ついて)((後欠)
左衛門娘	つめと欠落につ
郎忰万蔵の	消息について)
(幸吉欠落に	ついての訴書控
郎女房	(当村百姓辰五郎女房とめ欠落につい

2	継	代官	郎ほか4名 (領分武州秩父郡上名栗村) 百姓蓑五	年恐以書付御訴奉申上候(蓑五郎弟三平欠落について)	天保3年6月	7 5 8 4
1	継	代官	か3名 (上名栗村)百姓喜七五人組久次郎ほ	乍恐以書付御訴奉申上候(上名栗村喜七欠落について)	天保3年6月	7 5 8 3
1	継	郡役所	名 二付代兼親類組頭百姓市郎平ほか1 ニ付代兼親類組頭百姓市郎平ほか1 領分武州秩父郡上名栗村百姓磯八煩	「年恐以書付奉願上候(家出の磯八女房なお帰住願)	文政13 年11 月	7 5 8 2
1	竪美	秩父郡代官役所	市ほか2名 ・ の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	欠落届)	文政13 年11 月20 日	7 5 8 1
1	継	郡役所	百姓吉五郎ほか1名衛門父六右衛門煩ニ付代兼親類組合領分武州秩父郡上名栗村百姓六郎右	帰住願) 「年恐以書付奉願上候(家出の六郎右衛門帳外のところ	文政13年11月19日	7 5 8 0
美	竪切美1			(茂吉帰住願一部)	6 月 27 日	2
1	継美	秩父郡代官役所	忰茂吉煩ニ付代兼亀之助ほか2名領分武州秩父郡上名栗村百姓亀之助	乍恐以書付奉願上候 (欠落の茂吉帰住願)	文政9年6月27日	1
						7 5 7 9
1	竪	秩父郡代官	か5名 武州秩父郡上名栗村組頭弥右衛門ほ	欠落のところ帰住願) 「上名栗村組頭弥右衛門女房そめ	文政9年3月	7 5 7 8
1	継美	郡役所	親類組合金五郎ほか3名	差上申一札之事(欠落の勝五郎帳外について)	文政8年8月19日	7 5 7 7
1	継		勝五郎親類組合訴人金五郎ほか3名	専について) 専について)	(文政8年)5月	7 5 7 6
1	竪美	伊奈半左衛門役所	類徳右衛門ほか2名 武州秩父郡上名栗村(町田)栄二郎親	乍恐以書付御訴奉申上候(勝五郎欠落について)	文政7年11月10日	7 5 7 5
2	継	伊奈半左衛門役所ほか	か4名 百姓六郎右衛門父訴訴人六右衛門ほ	日限尋について) 日限尋について)	文政7年10月	7 5 7 4
1	継	(町田)栄次郎	名と名栗村百姓松五郎忰常次郎ほか6	郎病身のため伯父鶴松相続の旨) 差出申一札之事(松五郎欠落のところ、跡相続忰常次	文政7年8月	7 5 7 3
1	継	(町田)栄次郎	上名栗村百姓勝五郎忰大吉ほか5名	後身見付願) (父勝五郎家出のところ忰大吉は農業渡世が嫌なので	文政7年7月	7 5 7 2
1	竪美	でである。 「はか3名」である。 「徳右衛門」である。		乍恐以書付御訴奉申上候 (勝五郎欠落について)(不開)	文政7年6月	7 5 7 1
1	竪美	川崎平右衛門役所	仲治兵衛ほか2名 武州秩父郡上名栗村百姓代重郎兵衛	付) 対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・	文政 4 年 12 月 18 日	7 5 7 0
1	継美	(町田)栄次郎	衛女房りえほか8名 秩父郡上名栗村新組長五郎、元定兵	差出申一札之事(長五郎、りえ欠落について)	文政4年1月	7 5 6 9

7 6 4 1	7 6 4 0	7 6 3 9	7 6 3 8	7 6 3 7	7 6 3 6	7 6 3 5	7 6 3 4	7 6 3 3	7 6 3 2	7 6 3 1	7 6 3 0	7 6 2 9	7 6 2 8	7 6 2 7	7 6 2 6	7 6 2 5	7 6 2 4	7 6 2 3
(明治3年)1月17日	(明治3年)1月17日	明治2年1月10日	(慶応4年)6月27日	元治1年12月	文久3年7月28日	文久2年12月15日	文久2年12月15日	文久2年11月13日	文久2年10月9日	文久2年9月8日	文久2年閏8月3日	文久2年8月晦日	文久2年7月29日	文久2年6月	(文久2年)6月29日	(文久2年)6月29日	(文久2年)6月25日	文久2年4月22日
について) 乍恐以書付奉申上候 (上名栗村百姓孫次郎忰米吉欠落	落につき老養母組合にて救助の旨)	ところ帰住願) ところ帰住願) ところ帰住願) を発力を を を を を を を を を を を の と の と の と の と の	(上名栗村百姓孫次郎家內一同欠落訴)	いて)	請書之事(徳次郎引合につき御用状受取)	見当らない旨)	差上申御請書之事(番非人徳次郎欠落日限尋について)	見当らない旨)	見当らない旨)	ねたが見当らない旨) ねたが見当らない旨)	でおります。でおります。でおります。でおります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。であります。できます。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。できまする。<	ねたが見当らない旨) ねたが見当らない旨)	おれたが見当らない旨) に恐以書付御届ケ奉申上候(番人徳次郎欠落につき尋りなが見当らない旨)	後所よりの差紙請書)	名栗村役人惣代太次郎返答の旨)	30日の尋の旨請書)	乍恐以書付奉申上候(番非人徳次郎欠落について)	ついて)で恐以書付奉申上候(上名栗村古組百姓圓次郎欠落に
まか1名 (上名栗村)弥次郎組合惣代百姓寅八	か1名 (上名栗村)梅吉組合惣代百姓宇吉ほ	孫次郎親類惣代松五郎ほか2名	親類惣代松五郎ほか2名	せんほか4名 世んほか4名	多摩郡藤橋村□吏小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	上名栗村名主町田瀧之助ほか	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門	武州多摩郡藤橋村小頭権右衛門		組頭太次郎	(多摩郡藤橋)村小頭権右衛門	上名栗村役人惣代組頭太次郎	田瀧之助田瀧之助ほか6名、惣代町古、右惣代勝之助ほか6名、惣代町圓次郎親類富五郎組合瀧之助、同万
岩鼻縣役所	岩鼻縣役所	岩鼻縣役所	岩鼻縣民政役所	前沢藤十郎役所	村役人	田)瀧之介ほか役人 田)瀧之介ほか役人	瀧之助ほか役人 武州秩父郡上名栗村名主町田	瀧之助ほか役人	助ほか役人 武州秩父郡上名栗村町田瀧之	助ほか役人 武州秩父郡上名栗村町田瀧之		助ほか役人 武州秩父郡上名栗村町田瀧之	助ほか役人 武州秩父郡上名栗村町田瀧之			と名栗村名主町田瀧之助ほか		伊奈半左衛門役所
継	継	継	継	竪	継	竪美	継	竪美	竪美	竪美	継	竪美	竪美	継	竪	継	継	竪帳
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

切			差上申御請証文之事 (欠落者立帰りについて)(後欠ヵ)		7 6 5 8
包 · 継 2	[な栗村]町田瀧之助	[伊香保]木暮八左衛門	(欠落者尋のため参上の藤五郎についての照会状)	9 月 21 日	7 6 5 7
継	町田栄次郎	藤内父宗右衛門	申口(先に縁談した仲四郎行方不明の旨)	7 月 29 日	7 6 5 6
竪		市五郎	村居住番非人徳次郎欠落について)	戌年 6 月 24 日	7 6 5 5
竪	山本大膳役所	代兼親類、与合惣代与七ほか1名武州秩父郡上名栗村右八太郎煩ニ付	百姓八太郎忰文治家出について) 年恐以書付御訴奉申上候(村内百姓関次郎方に奉公の	酉年 6 月 25 日	7 6 5 4
竪		とみ親類ほか2名惣代久蔵ほか3名	み欠落について) 年恐以書付奉申上候(上名栗村古組百姓惣五郎後家と	未年11月16日	7 6 5 3
継		(上名栗村)多吉ほか5名惣代代八	当帳外願)	未年5月9日	7 6 5 2
継		伴次郎ほか7名	欠落について)	未年5月9日	7 6 5 1
包 · 継 2	高山村当名主衆	上名栗村町田栄次郎	書付(奉行人欠落につき奉公先主人差紙)	午年9月18日	7 6 5 0
包 · 横 1 切	ゆの沢組番	町田栄治郎	(瀧治郎忰常治郎身分行方尋につき呼出状)	巳年1月18日	7 6 4 9
包 · 継 2	御堂平組ほか1組与頭	町田栄治郎	出状)	辰年7月	7 6 4 8
継	岩鼻縣役所	寅次郎五人組石井沢吉役人惣代組頭原田太次郎煩ニ付忰同	日限尋請書)	(明治4年)6月27日	7 6 4 7
継	岩鼻縣役所	上名栗村役人惣代百姓代浅見武平	捕えにつき家出始末尋の返答控)	(明治4年)5月7日	7 6 4 6
包		庄五郎	欠落届ケ控弐通		3
竪	岩鼻縣役所	煩ニ付忰寅次郎ほか1名 (上名栗村)役人惣代組頭原田太次郎	て) 差上申御請書之事(上名栗村百姓庄五郎日限尋につい	(明治4年)6月27日	2
継	岩鼻縣役所	名	「中恐以書付奉申上候(上名栗村庄五郎欠落について)	(明治3年)12月24日	1
					7 6 4 5
継美	岩鼻縣役所	庄五郎組合惣代百姓石井福松	乍恐以書付奉申上候(上名栗村百姓庄五郎欠落届控)	(明治3年)12月24日	7 6 4 4
継	岩鼻縣役所	代組頭徳三郎 (上名栗村)梅吉組合親類惣代役人惣	一統欠落について)	(明治3年)2月9日	7 6 4 3
継	名主(町田)俊三郎ほか1名	右衛門ほか5名上名栗村小出組百姓梅吉組合百姓弥	差出申御請書之事(小出組百姓梅吉欠落について)	明治3年1月	7 6 4 2

7 6 5 9		(徳次郎欠落について一札断片)			竪
	家相続——跡式				
7 6 6 0	明和6年5月	ど組合引き受け差障り無き旨) 差出シ申一札之事(困窮の為江戸奉公の際私用村用な	一札主半七ほか5名	名主(町田)浦之助	
7 6 6 1	明和6年9月	差出申一札之事(藤左衛門跡敷畑相続についての証文)	一札主団平ほか2名	名主(町田)浦之助	
7 6 6 2	(明和7年)6月	差出申一札之事(仏ノ入市郎兵衛跡敷畑山買替えにつ	一札主南川内久通村源七ほか2名	上名栗村名主(町田)浦之助	
7 6 6 3	明和7年10月2日	に譲る旨)というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	長助後家組合長左衛門ほか3名	名主(町田)浦之助	
7 6 6 4	明和7年10月	差出申一札之事(市郎兵衛跡畑を組合で引き受ける旨)	穴沢孫右衛門ほか 4名	名主(町田)浦之助	
7 6 6 5	安永9年9月	譲渡し申畑山證文之事(徳左衛門跡敷譲り渡しの旨)	門ほか6名新組之内松木永代畑山譲り主孫右衛	名主(町田)浦之助	
7 6 6 6	天明5年2月	あ百姓株の組合での引き受けについて) 差出申一札之事(甚之丞夫婦死亡につき子供養育のた)	一札主甚之丞組吉五郎ほか7名	名主(町田)浦之助	
7 6 6 7	天明6年9月	郎兵衛の譲り受けについて) 差出申一札之事(檜渕四郎右衛門所持跡敷、畑山の三	柏木組一札主三郎兵衛ほか2名	名主(町田)勝治郎	
7 6 6 8	寛政3年8月	だついての書付下書) 送出置申一札之事(親新平跡株、兄銀蔵より譲り受け	清蔵	兄銀蔵	
7 6 6 9	寛政3年8月	譲渡申百姓株證文之事(親跡株譲り渡しについて)	銀蔵	弟清蔵	
7 6 7 0	寛政10年3月	富士太郎相続の旨)	富士太郎親類五人組源四郎ほか5名	名主(町田)勝治郎	
7 6 7 1	寛政10年6月	差出申證文之事(伯父勘平跡式株相続の旨)	相続人清蔵ほか6名	名主(町田)勝治郎	
7 6 7 2	寛政10年11月	差出申一札之事(市兵衛跡の残り畑を譲り渡す旨)	一札主七右衛門ほか5名	名主(町田)栄次郎	
7 6 7 3	享和2年8月	大宮郷甚左衛門跡百姓株相続についた大宮郷甚左衛門跡百姓株相続についた	五人組三治郎ほか6名	隠居(町田)浦之助	
7 6 7 4	文化4年8月	(にわ跡株惣八より弥助へ譲渡の旨)	請人弥助ほか10名	名主(町田)栄次郎	
7 6 7 5	文化5年2月	即相続について)ほか の大置中一札之事(安之丞後家えん跡株式の清蔵甥熊次	上名栗村熊次郎伯父清蔵ほか2名ほ	名主(町田)栄次郎ほか	

7 6 9 2		7 6 9 1	7 6 9 0	7 6 8 9	7 6 8 8	7 6 8 7	7 6 8 6	7 6 8 5	7 6 8 4	7 6 8 3	7 6 8 2	7 6 8 1	7 6 8 0	7 6 7 9	7 6 7 8	7 6 7 7	7 6 7 6
安永8年12月6日	家相続——婚姻				11 月 26 日	申年4月18日	慶応1年9月	天保14年8月	天保3年4月10日	天保2年9月	文政7年9月	文政6年10月	文政 6 年 10 月 28 日	文政3年7月12日	文化14年8月	文化13年3月	文化11年11月
差上申一札之事(ちか、四郎右衛門と離縁について)	・不行跡	(松五郎跡株相続人の儀について)	いて) (比企郡下里村重兵衛病死につき重兵衛名跡問題につ	訴訟について) いせ、跡株相続に際し、新組百姓弥三郎に対する駆込いせ、跡株相続に際し、新組百姓弥三郎に対する駆込御尋二付乍恐以書付奉申上候(上名栗村古組銀蔵女房	受けのところ難渋につき呼び出しの旨書簡)(ゆの沢組百姓五兵衛、峰太郎跡株敷竹松方より引き	規定之事(松五郎跡相続の儀取り決めについて)	証文下書) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	らせて百姓相続させる旨) らせて百姓相続させる旨)	差し遣わしについて) ・ 起来村仲四郎下里村親類百姓重兵衛名跡 ・ はいる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるる。 ・ はいるるるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるるる。 ・ はいるるるるるる。 ・ はいるるるるるるる。 ・ はいるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる	旨議定書写) 日本の一名では、日本の一名である。 日本の一名である。 日本の一名では、日本の一名である。 日本の一名では、日本の一名の「日本の一名では、日本の一名では、日本の一名では、日本の一名では、日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の日本の一名の「日本の一名の「日本の一名の「日本の日本の一との「日本の日本の一との「日本の日本の日本の一との「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	引取一札之事(安之丞後家えん後株相続について)	相手取り難渋出入について) 年恐以書付御訴訟奉申上候(すめ跡目相続栄次郎らを	を相手取り難渋出入尋について) を相手取り難渋出入尋について)	五人組へ預け置く旨)	願い入れ)	て) 本 の は の の の の の の の の の の の	差出申書付之事(藤左衛門跡株式世話について)
郎右衛門ほか8名 阿部豊後守領分武州秩父郡大宮郷四					名主(町田)栄次郎	上名栗村百姓熊五郎代幸蔵ほか3名	当人錦十郎ほか1名	上名栗村百姓一札主佐四郎ほか7名	名南村願人組頭藤内父宗右衛門ほか8	一札主仲四郎ほか3名	7名 上名栗村熊次郎引取人伯父清蔵ほか	当代官所武州秩父郡上名栗村媛百姓	(町田) 栄次郎煩ニ付代組頭弥次郎当代官所武州秩父郡上名栗村名主	上名栗村百姓惣吉五人組惣代小次郎	上名栗村一札主丑松ほか8名	村名主六郎右衛門)支配所(秩父)郡坂元	上名栗村御堂平組七郎兵衛ほか3名
評定所				(古組名主町田勝治郎)	ゆの沢組組番友吉ほか1名	(町田)栄二郎	父	名主(町田)安之助		仲四郎養母との	(町田)栄次郎	川崎平右衛門役所	川崎平右衛門役所	(町田)栄次郎	(町田)栄治郎ほか1名	即上名栗村古組名主(町田)栄次	(町田)浦之助
継		継	継	継	包 · 継 2	継	継	継	継	横切	継	継美	継美	継	継美	竪	継
1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

A	札主伴次郎ほか6名	書状(縁談差階り出入にこいて) (柏木組百姓松五郎娘いせ婚姻につき覚)	訴訟	7 7 0 8
(1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	次郎 一札主伴次郎ほか6名	(編談差障り出入について) (編談差障り出入について) (編談差障り出入について)		0
6名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	次郎 一札主伴次郎ほか6名	縁について)(後欠) について)(後欠)		
6 名 名主(町田) 株次郎 名主(町田) 株次郎 名主(町田) 株次郎 名主(町田) 株次郎 本まつ組合 名主(町田) 株次郎 株 株 株 株 株 株 株 株 株	次郎とは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは			7 7 0 7
6名 おまつ組合 A2主(町田) 株次郎 22(町田) 株次郎 株訴 榊原小兵衛 村役人 神原小兵衛 (上名栗村) 栄右 継 継 継 継 継 継 継	一札主伴次郎ほか6名		丑年 1 16 日	7 7 0 6
6名 2日 2日 2日 2日 2日 2日 2日 2		が旨とその詫状) 差出申詫一札之事(奥次郎とまつの縁談を破談にした	明治2年1月28日	7 7 0 5
田)安 名主(町田)勝次郎 松藤原小兵衛役所 一本大膳手代河野愛助 継継 継継 日)安 本大膳手代河野愛助 日)安 本大膳手代河野愛助 日)安 本大膳手代河野愛助 日)安 本大膳手代河野愛助 日)安 本大膳手代河野愛助 日 本大膳手代河野愛助 日 本 日	札主伴次郎ほか6名	差入申詫一札之事 (奥次郎とまつの縁談を破談にした	明治2年1月28日	7 7 0 4
田)安 名主(町田)勝次郎 松藤原小兵衛役所 継 村役人 株 横原小兵衛(上名栗村)栄右 継 機門 (上名栗村)栄右 継 継	比企郡青山村	差出申引請證文之事(青山村倉太郎離別のため両3年の間世話を願う旨)	慶応3年8月	7 7 0 3
株 名主(町田) 株次郎 継 株 村役人 機順の上衛の所 継 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株	田)安	「年恐以書付奉願上候(農業不精についての願書控)	天保12年7月	7 7 0 2
姓訴 名主(町田) 勝次郎 村役人 継 継 継	も左衛門 衛門 (原・		文化2年8月15日	7 7 0 1
姓訴 神原小兵衛 機訴 神原小兵衛役所 継 ####################################	村役人	一札之事(縁談差障りにつき出入)	文化2年1月	7 7 0 0
姓訴 柳原小兵衛役所 2主(町田)栄次郎 継	名	「年恐以書付奉願上候(縁談差障りにつき内済の願書性)	文化2年1月	7 6 9
名主(町田)崇次郎 継美		下恐以書付御□□奉申上候 (縁談差障りについて)	文化1年12月	7 6 9 8
か 名主(町田)勝次郎 継美	名主	跡株相続人を決めるべき旨一札) 跡株相続人を決めるべき旨一札)	享和1年9月	7 6 9 7
	名主	(寛政3年11月	7 6 9 6
安太郎ほか2名 名主(町田)勝治郎 継 1	名主	差出申一札之事(安太郎農業出精約書)	寛政2年11月	7 6 9 5
(市ほか2名 名主(町田)勝治郎 継 1	か2名名名主	差出申一札之事(孫市親に対し不埒の旨)	寛政2年8月	7 6 9 4
合五郎右衛門ほか 2 名	三郎右衛門組合五郎右衛門ほか2名	(三郎右衛門農業不精につき組合より詫一札)	天明8年8月6日	7 6 9 3

(杉木伐採妨害についての申し立 武州秩父郡上名家図内見請について) 訴訟人百姓磯次郎 武州秩父郡上名 が14名	27 文化1年6月 覚(百姓磯次郎の古家図内見請について) 訴訟人百姓磯次郎 26 文化1年6月 普請について訴訟書付) 訟人磯次郎 25 文化1年6月 ・	26 文化1年6月 普請について訴訟書付) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	25 文化1年6月 書) か4名	「「「大人」」 「「下級以書付奉申上候(家作出入についての内済証文下 秩父郡上名栗村	7724 寛政12年7月 証文控	7723 寛政4年2月 名に対する理不尽の出入内済についての願文下書) 上名栗村新組当	7722 寛政1年□月 出入訴状下書) 出入訴状下書) 出入訴状下書) 出入訴状下書) 出入訴状下書) 出入訴状下書) 出入訴状下書) おりますが、 はいました はい はい はいました はいました はいました はいました はいました はいまた はいました はいました はいました はいました はいました はいました はいました はいました はい	7721 寛政1年7月26日 覚(売掛滞り金不足分受取) 永田村八十八ほ	7720 寛政1年6月 障り出入につき見分申し立ての旨願文) 名主代元治郎 「年恐以書付奉願上候(弥三郎より小重郎に対し家作差」名主代元治郎	7719 寛政1年6月22日 御裏御判拝見書之事(売掛滞り出入につき裏判拝見の 秩父郡上名栗村	7718 (寛政1年)5月 出入につき裁許絵図) 二付代組頭太七 にろ小重郎畑へ差障りあり 秩父郡上名栗村	7717 寛政1年5月 作普請滞り出入につき見分申し立てについての書付控 名主勝左衛門 「字恐以書付奉申上候(新組百姓より古組百姓に対し家	7716 (天明7年)7月2日 の訴訟および役所より訴訟人への書付控) 前沢藤十郎役所 (上名栗村銀蔵、半蔵分雑用代滞り分の済方について 前沢藤十郎役所	7715 天明6年2月 「中窓以書付奉願上候(赤工村定右衛門ほか四人出訴に	7714 天明5年2月	7713 天明1年12月 ったことでの訴訟一件控) 村七右衛門娘訴 村七右衛門娘訴 だい おいか はいか おいか はいか おいか はいか おいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか はいか は	7712 (安永8年)2月25日 写) (立替金返却に関する訴状写および代官所よりの指示 前(沢)藤十郎	ついて) 連印白岩百姓組	7710 (明和7年)3月5日 促の訴えを受け宮村孫左衛門役所よりの差紙) 宮村孫左衛門役 宮村孫左衛門役	
りにつき 武州秩父郡 下書) 上名栗村新 下書) 上名栗村新 下書) 上名栗村新 が14名 上名栗村新 が14名 上名栗村新 が14名 上名栗村新	りにつき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟 下書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほ下書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほか14名	りにつき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟 門ほか 上名栗村新組当名主勘治郎ほ 下書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほ 下書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほ が14名 か14名 が14名 が14名 が14名 が14名 が14名 が14名 が14名 が	りにつき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟人磯 で書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほ で書) 上名栗村新組当名主勘治郎ほ で書) たる栗村新組当名主勘治郎ほ で書) たる栗村新組当名主勘治郎ほ でまった。 たい はい	ついての 古組組頭訴訟人元四郎ほか13 につき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟りにつき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟	つき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟	つき 武州秩父郡上名栗村百姓訴訟		村八	し家作差名主代元治	拝見の一秩父郡	り二付代組	の書付控)名主勝左衛	について前沢藤	人出訴	た金をめ 前沢藤	奪い取 前沢藤十	りの指示 前(沢)藤十	ついて) 新組百姓一	からの催	
神原小兵衛役所 が1名 を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6	村役人	神原小兵衛役所 一様原小兵衛役所 か1名 名 一世 田田	神原小兵衛役所 被原外五兵衛役所	役所 教原弥五兵衛役所 び 1名	が1名 荻原弥五兵衛役所 荻原弥五兵衛役所	が1名 が1名 が1名 が1名 で1年 が1名			荻原弥五兵衛手代須田平助	名主(町田)勝治郎	荻原弥五兵衛役所	荻原弥五兵衛役所			奉行所	奉行所	40名、名主、組頭 武州秩父郡上名栗村権平ほか	村役人衆		
美									竪	継	絵図	継	竪	継美	継	継	竪	継	継	
1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1	

7 7 4 6 (明治3	7745 明治3	7744 安政2年	7 7 4 3 弘 化 2	7 7 4 2 天保 15 年	77741 天保14	77740 (天保13	7739 天保6	77738 天保5	7737 天保4	77736 文政13年	7735 (文政6	7734 文政3年	7733 (文政2	7732 (文政2年)5	7 7 3 1 文化 14	7730 文化9年
3年)12月16日	年 12 月 16 日	年 4 月 19 日	2 年 5 月 19	月 21 日	天保44年7月6日	13年) 2月17日	年8月	年 11 月	年7月	年4月	年) 7月28日	年 3 月	2年) 5月24日	年) 5月24日	年 8 月 14 日	白
差出申一札之事(上名栗村金次郎ほか売掛金につき差	者留守につき請書) 差出申一札之事(召し捕えられた下畑村兼平の引合の	拝見書之事(材木難渋出入についての書付控)	拝見一札之事(源次郎給金引負出入について)	いて) 部や大治郎、同長五郎に対する虚偽の借金取立てにつ郎忰太治郎、同長五郎に対する虚偽の借金取立てにつ作恐以書付奉申上候 (光之助という者の新組百姓十次	乍恐以書付奉申上候 (貸金滞り出入について)	書付(下畑村掛方滞り一件につき参上願)	よびよく調べず屋敷を買ったことの詫 一札之事(年貢地無断立入伐採内済についてお	差出申一札之事(杉盗み伐り一件内済について)	き出申請書之事 (境屋又右衛門方より売掛金の返済に ついて)	差出申一札之事(店百姓正平普請取り決めほか)	乍恐以書付御訴訟奉申上候(立木二重売出入訴状)	ついての済口写)	ほか)(要助売掛金滞納につき勇助の訴えを受け奉行所差紙	(要助売掛金滞納につき勇助の訴えを受け奉行所差紙)	拝見證文之事(立替金滞り出入につき判形拝見証文)	「帰属力具備名所にて不治日ノの作記書「書」
(上名栗村)名主町田俊三郎	上名栗村枝久保倶春代泰平ほか2名	上名栗村百姓相手文次郎ほか4名江川太郎左衛門之代官所武州秩父郡	主安之助借家当人親重蔵ほか4名名栗村当人源次郎越後国住居ニ付名林部善太左衛門代官所武州秩父郡上	名栗村古組之内組頭鶴四郎ほか6名林部善太左衛門代官所武州秩父郡上	鶴次郎ほか1名名栗村百姓鉄五郎煩ニ付代親類組頭名栗村百姓鉄五郎煩ニ付代親類組頭林部善太左衛門代官所武州秩父郡上	名主(町田)安之助	七五郎ほか45名 上名栗村湯之沢組勘右衛門忰一札主	名 上名栗村新組百姓当人松五郎ほか14	坂石村百姓久治郎ほか3名	上名栗村新蔵ほか14名	付代召仕訴訟人佐助武州秩父郡上名栗村名主栄次郎煩ニ		主計ほか9名ほか	主計ほか9名ほか	武州高麗郡赤工村組頭才次郎	(記記)村沙良)
扇町屋村名主栗原良平	名主町田俊三郎	(秩父郡)坂石村百姓代吉造	小川村熊右衛門	関東取締出役園部弾次郎	奉行所	伊倉組[百姓代]勇八	町田栄次郎	町田栄次郎	上名栗村町田栄治郎	(町田)栄次郎	川崎平右衛門役所		組合、与頭、名主ほか、出合、与頭、名主ほか、	与文頭郡上	衛門 株父郡上名栗村栄治郎内伊左	
継	継	継	継	継	継	包。構	継	継	継	継	継美	継	継	継	継	糸
1	1	1	1	1	1	2 切	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

書差出3名二郎他出ニ付代親類庄右衛門ほか
栄次郎
) 栄治郎
詫人谷内惣代勘次郎ほか6名
田) 栄次郎
兼谷組合安太郎ほか1名

安右衛 名主(町田)勝治郎	右衛 名主(町田)	右衛	門ほか3名	込みにつき詫) 一札之事(久左衛門、三治郎召し連れ、小治郎方へ打	寛政4年1月18日	7 7 8 0
(出訴人上名栗村定右衛門)	人上名栗村定右衛門)	人上名栗村定右衛門)	出訴	(不開) で奉公の際重兵衛方請普場で口論したことについて) で奉公の際重兵衛方請普場で口論したことについて)	寛政 3 年12 月	7 7 7 9
				「年恐以書付御訴奉申上候(平助怪我につき訴え)」	寛政 3 年 11 月	7 7 7 8
				カ)(不開) おおりの おおり おおり おおり おおり はん	寛政2年	7 7 7 7
治郎吉ほか2名 名主(町田)勝治郎	名主		治郎	差出申一札之事(博奕宿疑いにつき返答)	寛政2年9月14日	7 7 7 6
名 (町田)浦之助 (町田)浦之助	一札主源蔵ほか1 (町	一札主源蔵ほか1	名武州	差出申一札之事(とめ執心の件についての詫状)	寛政2年2月	7 7 7 5
村願人名主勝次郎ほか1名 村願人名主勝次郎ほか1名 奉行所前沢藤十郎代官所武州秩父郡上名栗	か州秩父郡上名栗	か州秩父郡上名栗	村前願沢	いて) 不尽に打ちなぐられた上往来を差し留められた件につ不尽に打ちなぐられた上往来を差し留められた件につ下思以書付奉願上候(飯能市日に下赤工村の百姓に理	天明6年2月	7 7 7 4
場村組頭喜左衛門ほか3名	場村組	場村組	原市	差出申一札之事(酒狂口論一件につき詫請書)	天明6年2月	7 7 7 3
高麗郡上井上村茂八ほか8名	高麗郡上井上村茂八ほか8	高麗郡上井上村茂八ほか8	武州	済口証文控) 済口証文控) らかる。 「自分不相応の居宅普請について 」では、 「おいて 」では、 「はいて 」ではいて 「はいて 」では、 「はいて 」ではいて 「はいて 」では、 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて 「はいて 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて 「はいて 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて 「はいて 」ではいて 「はいて 「はいて	天明 5 年 12 月	7 7 7 2
多摩郡上成木村願方半六ほか18名 伊奈半左衛門役所	18 名	18 名	多摩	乍恐以書付奉願上候 (酒酔口論済口)	(明和7年)7月	7 7 7 1
				喧嘩傷実口済証文)(不開)	明和7年7月	7 7 7 0

事件・治安――喧嘩・殺人・強盗

7 7 6 9	7 7 6 8	7 7 6 7	7 7 6 6	7 7 6 5
(磯次郎普請内見分につき書上)(不開)	御□本一件書物入	(引負金出入につき久須美佐渡守へ訴えについて)	源次郎らを相手取る給金ならびに引負金出入について)乍恐以書付御訴訟奉申上候(上名栗村百姓安之助借家	差上申済口証文之事(立替金滞り出入内済について)
	上名栗村(町田)栄次郎		小川村訴訟人百姓熊右衛門)	
(美)	袋	竪切	継	継美
1	1	1	1	1

7 7 9 8	7 7 9 7	7 7 9 6	7 7 9 5	7 7 9 4	7 7 9 3	7 7 9 2	7 7 9 1	7 7 9 0	7 7 8 9	7 7 8 8	7 7 8 7	7 7 8 6	7 7 8 5	7 7 8 4	7 7 8 3	7 7 8 2	7 7 8 1
文化 7 年 6 月	文化7年6月	文化3年9月	文化3年9月	文化2年10月	文化2年8月15日	文化2年7月	文化2年6月19日	(文化1年5月9日)	(文化1年)4月8日	文化1年2月	享和2年11月12日	享和1年8月28日	享和1年7月	享和1年7月晦日	寛政11年11月	寛政10年7月	寛政4年2月24日
ついて) 「一ついて」	差出申一札之事(泥酔して口論に及んだ件詫一札)	差を下さるよう願書) 差を下さるよう願書)	乍恐以書付奉願上候(岩次召し捕えにつき慈悲願)	差上申一札之事(村方仙太郎養父辰之助疵付吟味について)	(博奕取締りについて)	(百姓辰之助聟養子仙太郎父疵付について)(後欠)	ランス (田太郎、八百吉吟味につき村預りに) おいて)	(弥助、さん両人密会、懐妊についての済口証文)(前	ての書付)(平吉忰弥曽吉より妹さんに関する理不尽訴訟につい	 の風聞につき吟味願下書) を上申一札之事(村医師宗見の身持ち宜しからざると)	一札之事(酒興上での失礼詫一札)	差上申一札之事(小四郎縊死について)	乍恐以書付奉願上候 (縊死人小四郎につき検使願)	覚(奉公人小四郎縊死につき仮埋の儀について)	乍恐以書付奉申上候(安五郎身持ち尋について)	走上申御請書之事(弥七、孫三郎手疵一件内済について)	一札之事(藤八に対する悪口詫一札)
郎(町田)栄次郎煩ニ付代兼与頭冨士太(町田)栄次郎煩ニ付代兼与頭冨士太当代官所武州秩父郡上名栗村名主	名栗村百姓辰之助養子新蔵ほかる	村百姓丑太郎親類百姓善吉ほか11名輔原小兵衛代官所武州秩父郡上名栗	村百姓丑太郎親類百姓善吉ほか11名輔原小兵衛代官所武州秩父郡上名栗	右組合代兼辰之介ほか1名	11名 11名 日本代平蔵ほか		(上名栗村)百姓丑太郎五人組市助ほ	訴訟方弥曽八ほか5名 武州秩父郡上名栗村百姓平吉煩ニ付	榊原小兵衛役所	兵衛ほか11名 兵衛ほか11名	上名栗村たけ	主市郎兵衛ほか30名 対	弥八ほか7名 武州秩父郡上名栗村縊死人小四郎兄	惣円寺	親類嘉平治村役人共	古組名主(町田)栄二郎ほか1名	中指一札主伊右衛門ほか2名
榊原小兵衛役所	(町田)栄次郎	代大橋勇右衛門 関東向取締早川八郎左衛門手	代大橋勇右衛門 関東向取締早川八郎左衛門手	榊原小兵衛役所	名主(町田)栄次郎		榊原小兵衛手代ほか1名	榊原小兵衛役所	人。同人忰鉄五郎、百姓弥助村役,武州秩父郡上名栗村与頭太七、	榊原小兵衛手附柴田右内	(上名栗村)役人	榊原小兵衛役所	榊原小兵衛手附石川安右衛門	ほか1名 帰原小兵衛手附石川安右衛門	ほか1名 帰原小兵衛手附石川安右衛門	榊原小兵衛代谷津新蔵	名主(町田)勝治郎
継	継	継	継	継	継	継	竪	継	継	継	継	継	竪	竪	竪	竪	継
1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1

重次郎五人組	重次郎五人
戸ケ久保村一	户
幸蔵ほか10名	か所百姓熊
:崎平右衛門手代広田清	崎平右衛門手代広田清吉
名州秩父郡上名栗村百姓	5名 武州秩父郡上名栗村百姓熊五郎ほか
百姓国治郎ほか5名 世紀 日本	国代の部分のは
百姓国次郎ほか5名武州秩父郡上名栗村百姓	国 次郎 は
願人(町田)栄治郎	人(町田)
名 上名栗村引請人(町田)栄	名栗村引請人(町
惣代百姓平蔵 当代官所武州秩父郡上名	惣代百姓平蔵 当代官所武州秩父郡上名栗村村役人
郎煩ニ付代弟乙次郎ほか武州秩父郡上名栗村名主	郎煩ニ付代弟乙次郎ほか1名武州秩父郡上名栗村名主(町田)栄次
栄次郎親浦之助武州秩父郡上名栗村古組	栄次郎親浦之助 武州秩父郡上名栗村古組名主(町田)
上名栗村一札主与助ほか	一札主与助
門ほか9名	か9名 大父郡上名栗村
姓五左衛門代兼組合辰之当代官所武州秩父郡上名	門武代州
門ほか14名 栗村百姓	力社
かと異れ安財兄一村主百姓三五郎は	

訴人新		人新	はか1名秩父郡南村元組組頭	付御訴奉申上	天保5年11月	7 8 3 5
坂石町分寄場名主弥太郎ほか 関東向取締出役山田茂左衛門	石町分寄場名主弥太郎ほか	石町分寄場名主弥太郎ほ	4 4 2 郡坂	鉄砲開催の始末委細口上書) 「年恐書付ヲ以奉申上候(高麗郡長沢村名主丹三郎賭的	天保5年8月25日	7 8 3 4
衛門ほか4名 郡役所	ほか4名	ほか4	三郎左	(三郎左衛門娘つよについての尋請書控)(前欠)	天保5年3月	7 8 3 3
上名栗村民蔵妻ひさほか7名 (町田)安之助	か7名	か7	上名栗	差出申一札之事(民蔵縊死について)	天保5年1月20日	7 8 3 2
上名栗村百姓瀧次郎ほか7名 町田栄次郎	ほか 7 名	ほ か 7	上名栗	四郎預けの旨) と懐妊させた上欠落につき、るり、常次郎尋出まで文を懐妊させた上欠落につき、るり、常次郎尋出まで文差出申御請一札之事(瀧次郎忰常次郎、文四郎妹るり	天保3年12月11日	7 8 3 1
村百姓文四郎ほか6名 町田栄次郎	百姓文四郎ほか6名	百姓文四郎ほか6	上名栗村	一札)	天保3年12月11日	7 8 3 0
衛門ほか18名 郡役所州秩父郡坂石村三社組源兵衛 郡役所	門ほか18名 秩父郡坂石村三社組源兵衛	門ほか18名 社組	性 保 保 大 武 出	ある旨報告) ある旨報告)	天保3年閏11月	7 8 2 9
[行] 町田栄次郎 坂石村出府役人]町田栄次郎]町田栄次	「上名栗村	るがその入用は村掛りにしてほしい旨) 口上(出火一件につき呼出を受けたので代役を派遣す	(天保3年)閏11月27日	7 8 2 8
村一札主才次郎ほか7名 町田栄次郎	一札主才次郎ほか7名 町	一札主才次郎ほか7	上名栗村	差出申一札之事(小博奕開催につき詫一札)	天保3年3月	7 8 2 7
北川村百姓大工稲治郎ほか12名 取締町田栄次郎	稲治郎ほか12名 取	稲治郎ほか12	北川村	の吟味願い下げについて)以書付御慈悲奉願上候(松五郎ほか博奕乱暴について	天保3年3月	7 8 2 6
村(町田)栄治郎ほか1名 伊八	(町田)栄治郎ほか1名 伊	(町田)栄治郎ほか1	上名栗村	為取替申一札之事(おなつ不義一件)	文政13年3月	7 8 2 5
村伊八ほか2名 (町田)栄次郎	八ほか2名	八ほか	上名栗村伊	為取替申一札之事(娘なか不義一件について)	文政13年3月	7 8 2 4
次郎ほか11名	ほか11	ほか11	百姓岩次郎	(坂之上堂での一件についての書付控)	文政13年3月16日	7 8 2 3
はか2名	か 2	か 2	岩次郎ほ	(坂之上堂福引一件についての申口)	(文政13年) 3月8日	2
多しのほか2名	のほか2	のほか2	岩次郎妻し	申口(坂之上堂福引一件について)	(文政13年) 3月7日	1
						7 8 2 2
門ほか17名	ほか17	ほか17	藤右衛	願) 「一年のは、「一年のは、「一年のは、「一年のは、「一年のは、「一年のは、「一年のは、「一年のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、」」、「日本のは、日本のは、「日本のは、日本のは、「日本のは、日本のは、「日本のは、日本のは、「日本のは、「日本の	文政12年4月3日	7 8 2 1
 5 大郎ほか18名 関東向取締出役山田茂左衛門	ほか18名 関東向取締出役山田茂左	ほ か 18	当人乙次郎	(七五郎ほか博奕吟味願書)	文政12年3月22日	7 8 2 0
] 郡上名栗村百姓願人定兵衛 秩父郡代官	郡上名栗村百姓願人定兵衛	郡上名栗村百姓	ほか12株分	ついて定兵衛の吟味下げ願書)	文政10年4月	7 8 1 9

15年9月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月	7 8 5 5	7 8 5 4	7 8 5 3	7 8 5 2	7 8 5 1	7 8 5 0	7 8 4 9	7 8 4 8	7 8 4 7	7 8 4 6	7 8 4 5	7 8 4 4	7 8 4 3	7 8 4 2	7 8 4 1	7 8 4 0	7 8 3 9	7 8 3 8	7 8 3 7	7 8 3 6
(盲人登世部盗難品書上) 南村組頭新五右衛門ほか1名 取締役町田栄次郎 継続 22 (1) 大学	延1年閏3月21	年 12	年 9	14 年 9	14 年 9	14年5月晦	14年5月6	14 年 4 月 28	14 年 4 月 25	14 年 4 月 24	8年2月4	7 年 5 月 18	6年8月6	6年8月6	6年6	6年3月5	年 12	年 12	12 月 3	天保5年11月
大学	特品菌)ほか甲一札之事(秩父郡浦山村無宿茂吉取り抑えに	届申一札之事(伊助宅の軒場下より出火に	書付御訴奉申上候(上名栗村白岩組百姓政	奉申上候(長次郎縊死未遂に	申一札之事(小出組長次郎縊死未遂に	書付奉申上候(音四郎差紙につい	上候(吟味中の文次郎大病に	届奉申上候	一札)	一札之事(文次郎召し捕えにつき一	一札之事(定兵衛博奕宿の咎慈悲	郷住居の断りについての書	いて) 専ニ付奉申上候(長沢村栄治、定七持込みの質物	尋ニ付奉申上候(長沢村栄次質物につい	届を上名栗村取締町田栄次郎に届け出	御届申上候(焼失被害	上候(平八忰登世之部盗難に	(平八忰座頭登世部盗難品		(登世部盗難届)
か 重郎 左衛門 組 継 継 継 継 継 継 継 継 継 継 継 継 継	蔵ほか1名ほか左衛門支配所秩父郡上	ほか8	上名栗村百姓政	みほか 8名 株父郡上名栗村古組百姓	郎妻たみほから	か2名	川村医師	上名栗村役人惣代与頭代八	与合喜四郎ほか4	衛門ほか3名 (上名	か8	柏木屋金太	姓質屋栄蔵ほか1名石近将監領分武州秩父郡坂石	歴定七ほか2名 特監領分武州秩父郡坂石	石村組頭重兵衛ほか 2	元村正丸組名主) 六郎右衛	ほか1	ほか1	組頭新五右衛門ほか1	南村組頭新五右衛門ほか2名
	横山辨之助ほか火附盗賊改鵜殿重郎左衛門	町田瀧之助		林部善太左衛門役所	町			岩鼻役所		-	田	町田栄治郎、	不田七左衛門	本田七左衛門	町	H		代官役所	取締役町田栄次郎	取締役町田栄治郎
\$ZDK	継	継	継	継	継	竪	継	継	継美	継	継		継	継	継	継	竪切	継	継	竪

7 8 7 4	7 8 7 3 明	7 8 7 2	7 8 7 1	7 8 7 0	7 8 6 9	7 8 6 8	7 8 6 7	7 8 6 6	7 8 6 5	7 8 6 4	7 8 6 3	7 8 6 2	7 8 6 1	7 8 6 0	7 8 5 9	7 8 5 8	7 8 5 7	
(明治4年)4月17日	9治4年4月14日	明治3年	明治3年1月	(慶応1年)11月16日	光治1年9月22日	文久2年閏8月	文久2年閏8月	文久2年閏8月	文久2年8月	文久2年)8月16日	文久2年)7月26日	(文久2年)5月23日	文久2年5月22日	文久2年5月22日	文久2年5月22日	(文久2年)5月20日	(文久2年)4月22日	至
類盗難につき尋) 「た恐以書付奉申上候(旅籠の座敷竿にかけておいた衣	差出申一札之事(旅籠盗品につき尋)	吉尋の旨請書)	古尋の旨請書) 古尋の旨請書)	乍恐以書付奉申上候(瀧之助宅盗賊押入について)	報告)報告(首縊り自殺者は村外者である旨	乱暴したことの詫状)	乱暴したことの詫状)	乱暴したことの詫状)	差出申一札之事(軍蔵宅法事の席上、飲酒乱暴詫)	乍恐以書付奉申上候 (瀧之助盗品返却受取)	書) 御受(瀧之助宅押入の強盗の一部召し捕えの旨添状請	書) 御見分書(瀧之助宅盗賊押込につき怪我人盗難品見分	について)	届) 「田瀧之助宅の強盗押入紛失品を以書付奉申上候(町田瀧之助宅の強盗押入紛失品	留品届)留品届)の強盗の遺を出る。	年恐以書付奉願上候(瀧之助宅強盗押入について)	乍恐以書付奉申上候 (人見組常次郎盗品届)	竹沼以書付寿申上修(町田斎之助百姓政必良の盗難届)
一栗村)役人	妻町田しまほか6名上名栗村農間旅篭屋渡世百姓角次郎	ほか5名 上名栗村百姓梅吉組合百姓弥右衛門	か3名上名栗村百姓孫次郎組合百姓寅八ほ	町田瀧之助代兼役人惣代市五郎	郎ほか5名 支配所秩父郡上名栗村新組名主仙太	ほか6名 上名栗村小出組百姓寅八父当人政八	ほか1名組合、組頭上名栗村小出組百姓寅八父当人政八	ほか1名組合、立入人 上名栗村小出組百姓寅八父当人政八	ほか1名組合 上名栗村古出組百姓寅八父当人政八	煩ニ付代与頭半次郎ほか1名武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	名と助煩ニ付代親類与頭菊ノ助ほか1と助煩ニ付代親類与頭菊ノ助ほか1武州秩父郡上名栗村古組名主町田瀧	町田瀧之助ほか11名	ほか3名 武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	ほか3名 武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	ほか2名 武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	ほか1名 武州秩父郡上名栗村名主町田瀧之助	煩二付代村役人惣代名主町田瀧之助武州秩父郡上名栗村古組百姓常次郎	百姓政次郎ほか1名
岩鼻縣役所	名主町田俊三郎	名主(町田)俊三郎	名主(町田)俊三郎	松村忠四郎役所	中山誠一郎手代山口徳次郎	町田瀧之助				伊奈半左衛門役所		か1名 伊奈半左衛門手代田口東平ほ	か1名 か1名 田八東平ほ	か1名	か1名か1名			日 会 半 方 偉 門 役 戸
竪	継	継	継	継	継	継	継	継	継	継	竪	継	継	継	継	継	継	総
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

7 8 8 4	7 8 8 3	5	4	3	2	1	7 8 8 2	3	2	1	7 8 8 1	7 8 8 0	7 8 7 9	7 8 7 8	2	1	7 8 7 7	7 8 7 6	7 8 7 5
酉年2月9日	酉年1月11日			-	2月6日	午年2月7日				巳年4月23日		辰年12月11日	辰年8月20日	辰年 ₁ 月 ₂₈ 日		寅年12月		寅年12月24日	寅年12月14日
件につき呼出)	御届書之事(伊倉組新五郎盗品届)	(小森殿六位蔵人西京医道長官家袴田左近名前書付)	(年貢覚)	(薩州柳北藤兵衛人相書覚)	覚(止宿料渡し)	覚(公金銭書上)		(宛名部分のみ)(前欠)	文写)	覚(白米ほか代金受取)		(常次郎との関係尋につきなか申口)	口書(強賊人相書)	栗村字炭谷山入まで入ってきた旨)	(人名年齢書上)	(柏木組太次郎盗一件始末書)		府の際付添った半次郎帰村報告)	府の際付添った半次郎帰村報告)
名主(町田)栄次郎	当人新五郎ほか1名	武州多摩郡真光寺村観泉寺			森川一ほか3名	上名栗村役人			12名栗村一札主吉五郎忰政五郎ほか	川寺五左衛門		上名栗村百姓文四郎妹なかほか3名	徳三郎	(町田)栄次郎				上名栗村役人惣代組頭半次郎	武州秩父郡上名栗村組頭半次郎
名郷組百姓代平蔵	名主町田瀧之助				役人衆	薩州藩梶原六郎		新立	三左衛門	新館人仁八		町田栄二郎		小出組ほか4組組頭衆				岩鼻役所	関東御郡代岩鼻県役所
包 · 継 2	横切 1	切 1	付 笺	竪 1	切 1	継		継 1	継 1	継		継	継 1	包 · 継 1	切 1	竪 1		継 1	竪 1

9 0 4	7 9 0 3	7 9 0 2	7 9 0 1	7 9 0 0	7 8 9 9	7 8 9 8	7 8 9 7	7 8 9 6	7 8 9 5	7 8 9 4	7 8 9 3	7 8 9 2	7 8 9 1	7 8 9 0	7 8 8 9	7 8 8 8	7 8 8 7	7 8 8 6	7 8 8 5
											12 月 5 日	8 月 10 日	閏7月6日	5 月 11 日	4 月 5 日	酉年8月24日	酉年8月24日	酉年6月12日	酉年2月11日
されて 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一	(瀧之助宅押入の盗賊尋につき心当りなき旨返答)	し、身持ち不埒につき勘当帳外の者である旨届) 「中恐以書付奉申上候(孫助次男助次郎に関する尋に対	件内済の旨)	りあれば報告する旨請書) りあれば報告する旨請書)	捨ててくれるよう願い出の旨)	差上申御受書之事(伊倉組政蔵盗品返却請書)ほか	(繁次郎宅盗賊押入の件尋につき出府要請に対する返	(市五郎宅盗賊押入につき出府要請に対する返答) ほか	(常五郎宅盗賊押入について) ほか	(上名栗村百姓後家きち殺害につき承り書)	(取調べの儀についての尋)	口上(悪事を働いた梅吉を取り逃したことについて)	(阿加野村名主弥太郎ほか盗難取調べについて)	覚(盗難雛形、作次郎の書面受取)	書簡)	につき取り除く旨)	につき取り除く旨) 「一つき取り除く旨」	乍恐以書付奉申上候 (市之助盗難品届)	下恐以書付奉申上候(新五郎拾物につき届)
徳太郎ほか1名		栗村役人惣代組頭和助伊奈半左衛門支配所武州秩父郡上名	ほか21名 秩父郡上名栗村新組百姓願人清三郎		栗村百姓万次郎ほか1名 伊奈半左衛門支配所武州秩父郡上名	(牧田徳太郎ほか1名連印)	繁次郎ほか1名	市五郎ほか1名	常五郎ほか1名	代兼弥七ほか1名ほか 上名栗村孫左衛門後家きち親類組合	火附盗賊改組出役宮田庄右衛門	升倉槇田太七	にか1名 大附盗賊改柴田七左衛門組糸賀敬助	上名栗村肝煎名主原田太次郎	(町田)栄次郎	百姓代亀太郎	姓代亀太郎 姓代亀太郎	与頭代八	百姓新五郎百姓代亀太郎
岩鼻役所		清右衛門ほか1名 火附盗賊改土方八十郎組横山			火附盗賊改土方八十郎ほか1					岩鼻役所	(芦ケ久保村)名主	町田栄次郎	(阿賀野村)役人	(上名栗村)名主町田俊三郎	ゆの沢組番長次郎ほか1名			伊奈半左衛門役所	
竪帳	竪美 1	継 1	継	継	継 1	継	継 1	継	継	継 1	継	包 · 竪 1	継 1	竪 切 1	横 切 1	継	竪 1	継	継

7 9 2 4	7 9 2 3	7 9 2 2	7 9 2 1	7 9 2 0	7 9 1 9	7 9 1 8	7 9 1 7	7 9 1 6	7 9 1 5	7 9 1 4	7 9 1 3	7 9 1 2	7 9 1 1	7 9 1 0	7 9 0 9	7 9 0 8	7 9 0 7	7 9 0 6	7 9 0 5
について)	(主水、太仲一件について)	(常次郎となか馴合の儀についてほか)	(寛政9年に権治郎変死につき犯人召し捕えの旨)	(天保7年10月抱百姓勝平の仁義麁末につき取り決め	党(五左衛門嫁きく首縊りのため検使田中政吉来るに党(五左衛門嫁きく首縊りのため検使田中政吉来るに	(八百蔵女房きく変死について)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	とする旨反省文) とする旨反省文)	中渡覚 (虚無僧召し捕えおよび主人家家政取り乱しに	入の件についての取調べ書控)	(打毀一件につき紋次郎、豊五郎裁許状写などと記された題箋)	(彦兵衛が博奕場へ踏込み、薪棒で打散した一件につ	人相書 (強盗人相書) (後欠)	に関する始末一件報告)	(新五郎宅侵入の盗人遺留品書上)	山中木屋(山小屋にて紛失の品届)	「年恐以書付奉願上候(口論一件済口について)	差出申書付之事(小四郎変死につき仮埋の件)	いた旨訴え) いた旨訴え)
						八百蔵ほか4名	2名) (上名栗村古組名主町田栄二郎ほか							(町田たけ)					弥八。
						田中政吉			仙石道之助										
継 1	継	横折	継 1	継 1	継	継 美 1	継 1	竪 1	切 1	継	切 1	切 1	継	継 1	継	切 1	継	竪 1	継 1

事件·治安——飯能戦争

7 9 3 7	7 9 3 6	7 9 3 5	7 9 3 4	7 9 3 3	7 9 3 2	7 9 3 1	7 9 3 0	7 9 2 9	3	2	1	7 9 2 8	7 9 2 7	7 9 2 6	7 9 2 5
5 月 22 日	(慶応4年)	慶応4年	慶応4年8月	慶応 4 年 8 月 20 日	慶応 4 年 8 月 20 日	慶応4年7月	慶応4年5月29日	慶応4年5月27日	5 月 27 日	辰年5月27日	慶応4年5月26日		慶応4年5月24日	慶応 4 年 5 月 24 日	慶応4年5月24日
(振武軍の村役人出頭命令)	乍恐以書付御訴奉申上候 (飯能戦争浪士遺留品)(反古)	F恐以書付御訴奉申上候(飯能戦争浪士遺留品届)	差上申一札之事 (吉五郎ほか1名が妻坂峠で強盗3名	届) 「年恐以書付御届奉申上候(吉五郎ほか1名が武甲山中年恐以書付御届奉申上候(吉五郎ほか1名が武甲山中	届) 「一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	金25両を奪い逃走した旨訴え) 年恩以書付御訴奉申上候(名主瀧之助宅に浪士が押入	乍恐以書付御訴奉申上候 (飯能戦争浪士遺留品届)	いて)(反古) ド恐以書付御訴奉申上候(鉄砲、鎗など拾い取りにつ	(書簡)	(包紙)	「年恐以書附御答奉申上候 (残党取調べについて)		古) 古) 古) 古) 古)	古) 古)	古) 古) 古)
振武軍目付方		武州秩父郡上名栗村	次郎ほか1名 武州秩父郡上名栗村役人惣代組頭半	府ニ付年寄軍蔵ほか1名 秩父郡上名栗村名主(町田)瀧之助出岩鼻知縣事大音龍太郎簡(轄)所武州	二付年寄軍蔵ほか1名 二付年寄軍蔵ほか1名 岩鼻知縣事大音龍太郎簡轄所武州秩	か1名 本 本 本 本 本 本 本 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	次郎ほか2名 武州秩父郡上名栗村役人惣代名主太	次郎ほか1名 武州秩父郡上名栗村役人惣代名主太		朝日播磨	松平大和守領分秩父郡坂石村名主		次郎ほか1名 栗村役人惣代名主太武州秩父郡上名栗村役人惣代名主太	1名 武州秩父郡上名栗村名主太次郎ほか	次郎ほか1名 武州秩父郡上名栗村役人惣代名主太
名主 名主 名主 名主 日本 1 日本			忍取締役人衆	鹿山出陣取締参謀	鹿山出陣取締参謀	岩鼻役所	大宮郷陣屋役人	陣屋役人	鳳和	町田瀧之助	出張人数役人		官軍、大宮郷陣屋役人	官軍	大宮郷陣屋役人
継	継	継	継	継	継	継	継	継	横切	包	竪		継	継	継
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1

7941 人相書(源左衛門		(駈付人足名前覚)	7 (一番手~四番手駆付人足賃銭党)	出金扣 (駈付人足入用について)	5 (四番手人足ゆの)	4 (駈付人足書上)	(新組出方人足書上)	2 出金扣(常州脱走	1 (一番駈付人足など書上)	7 9 4 0	79339 官軍御固メ	7938 5月24日 覚 (預け置きの品受取書ほか)
	(源左衛門宅に侵入の強賊の浪士人相書) 上名栗村役人		付人足賃銭党)	入用について)	(四番手人足ゆの沢組忠助ほか63名の駈付人足札)			(常州脱走一件入用について)	書上)			
	役人											振武隊鎗釵方鈴木義一郎
												上名栗村村役人衆
Ė	継	横折	横折	横折	札	横折	横折	横折	継		継	竪
1	1	1	. 1	1	64	1	1	1	1		1	1

解説にかえて

理をすべて終えていないので、町田家文書の全容を把握するに至っていない。そこで、ここでは町田家文書の整理の現況と、本目録に載せた文 書の内容を簡単に紹介をすることで、解説の責務にかえたい。 町田家文書は、 総点数四万点余にのぼる大量の文書群であり、全国的に見ても屈指の山村・林業関係の文書である。 ただし現段階では文書整

近世状型文書の概要と、本目録収録部分について

国秩父郡上名栗村町田家文書(一)』(以下『目録(一)』と略す)と『学習院大学史料館所蔵史料目録 整理を行っている(整理の経緯などについては後述)。そのうち近世冊子型文書の目録は、既に『学習院大学史料館所蔵史料目録 当館では、 (二)』(以下『目録(二)』と略す)として刊行した。 町田家文書を、冊子(帳簿)型文書と状(一紙)型文書に大別し、さらに近世(明治四年以前)と近代(明治五年以降)に分けて、 第九号 武蔵国秩父郡上名栗村町田家文

助郷など)、土地関係(入会・新田・地改・御林・境争論など)の文書は、紙面の都合上、次回目録分とした。 これらが相互に関連しあっていることは近世文書の特徴であるが、今回の目録は「村方関係文書」を中心とした。ただし、このうち村況の一部 (宗教・絵図・その他) と、諸入用 (村入用・組合入用など)、租税関係 (年貢割付・年貢皆済・年貢手形類・高掛三役・国役・兵賦金・上納金・ 今回の目録は、近世状型文書の一部である。町田家の近世状型文書は、「村方関係文書(名主文書)」、「経営文書」、「私文書」から構成される。

ある。上名栗村は西川林業地帯に含まれ、近世中期以降江戸への材木供給に大きな役割を果たした。町田家は代表的な山方荷主で、材木の生産・ 搬出に関わるだけでなく、寛政期には、江戸に材木問屋の店も開設している。そのため、町田家には、植林・木挽などの山林経営をはじめとし て、筏流しや江戸店との取引文書など、材木流通に関わる文書が多く残されている。その他、 また、今後の見通しとして、「経営文書」、「私文書」について若干の説明を加えたい。「経営文書」は、最も上名栗村地域の特徴を示すもので 炭・酒・日用品商売関係などの文書や受取類

文書である。奉公人、冠婚葬祭、信仰、諸入用、相続、教養などの項目を考えている。 銭受取·品物受取)、証文類 (小作証文・質地証文・借用証文・書入証文)などを含める予定である。「私文書」は、 町田家の個人生活に関する

2 上名栗村と名主町田家文書について

るが、それ以外は幕府領である。 軒、一九世紀前半から少しずつ減少し、二八〇軒前後を推移した。支配は、文政八(一八二五)年から天保七(一八三六)年まで館林藩領とな 入れされて、四二三石七斗二合となっている。『旧高旧領取調帳』では、村高は六四八石一斗七升二合である。家数は、一七二〇年段階で三四八 二七九石八斗七升 上名栗村は武蔵国の北西部、 「皆畑」であり、寛文八(一六六八) 入間川最上流の名栗川沿いの山間に位置し、東西四里・南北三○町余の規模をもつ。村高は、『武蔵田園簿』では 年の検地では四二〇石二斗六升三合、享保八(一七二三)年には三石四斗三升九合が高

年番名主制をとり、古組は町田家が世襲名主をつとめている。 享保九(一七二四) 上名栗村は、 中世の那栗(名栗)郷が、近世初頭までに上・下に分村して成立したとされる。上名栗村では、 年の村方騒動によって、新組が分立し、新組・古組の二組による村運営がなされるようになった。以後、 町田家が代々名主をつとめたが、 新組は組頭による

格を異にする。名主の機能の変化は、町田家文書の構造を知る上で重要と思われるので、特に留意する必要があろう。 以上の経緯からわかるように、町田家は享保九年以前は上名栗村全体の名主として、 明治二(一八六九)年になると、新古両組が地域別に再編されるため、これ以降の文書は、従来の古組名主としての文書とは性 享保一〇年からは古組の名主としての文書を襲蔵してき

3 本目録の分類基準について

(後述) 形態分類と内容分類とを併用している。 ので、 なるべくその分類を生かすようにした。 また、項目編成にあたっては、 既に埼玉県立図書館から町田家近世状型文書の目録が刊

以下、特に説明が必要と思われる項目について、簡単に分類の基準を述べておく。

廻状・触・達

町田家文書では廻状類が約一、二〇〇点余りの分量になるため、独立の中項目とした。

〈触廻状写・受取関係

領主や他村、新組からの文書の写、および受取類を中心とした。

〈村内触〉

村内触とは、名主から村内の組々に触れ出された文書のことである。

廻状・触は、その触れ流しの過程で複数の差出・受取を持つことになるが、目録では差出・受取を最終の内容からとった。そのため、

発信者を明らかにするために、さらに二つの項目に分けた。

場合もある。尚、 なると思う。 つは、名主自身が村内に出した触である。村内の独自の触と捉えられるが、役所や他村などから触れ次いだものではないという意味に止まる つは、名主が領主などからの触を村内に伝えたものである。その場合、触れ出しの当初の役所を「何々役所からの」などと表記した。 凡例でも述べたが、村内触に関しては年代順の代わりに名主順の配列とした。名主順とすることで、文書の年代推定の一助に

〈筏仲間〉

ることに重点をおいた。

筏仲間 ・材木商売関係の仲間 への廻状類である。 この項目は、 村方文書ではなく、経営文書に分類すべきものであるが、 廻状という形態を取

村運営

領主との関係や、村を運営する主体となる村役人の動きを中心として、中項目をたてた。

願書ほか、領主・役所関係)

領主や役所との関係において発生する文書を入れた。願書と請書を中心とするが、差出や受取に領主や役所名のあるもので、 他の項目に分類

することが困難な文書を入れた。

〈村政〉

文書の引継関係・議定のほか、村内に発生する諸事項を入れた。

〈村方出入〉

書については、〈村政―文書引継関係〉、〈村役人〉の項も参照いただきたい。 古組と新組が分かれるきっかけとなった享保期の年貢関係の訴訟から、その後の新・古両組の訴訟文書を中心とした。村方出入に関連する文

〈村役人〉

項目に入れた。 村役人の交代に関する文書を中心とした。村方出入に関する村役人の交代については村方出入に入れたが、確定できないものに関してはこの

〈通行〉

手形と行倒・継送にわけ、それぞれ往来手形・関所手形、行倒・村継を入れた。助郷は、諸役の中に入れる予定である。

〈他村一件〉

六)年まで、領主松平右近将監武厚から取締役を命じられ、名字帯刀御免、三人扶持をもらい、吾野八ヶ村の簡単な訴訟を取扱っている。 名主の町田栄治郎が取締役になっていた際に扱った一件関係の文書を中心にした。町田栄治郎は、天保二(一八三一)年から天保七(一八三

〈武州一揆〉

慶応二(一八六六)年におきた、いわゆる「武州世直し一揆」関係の文書を入れた。上名栗村は、一揆の発端となった村である。

武州一揆に関する文書は、なるべくこの項目にまとめたが、廻状類など形態を重視した項目に含まれていたものはそのままとした。あわせて

参照いただきたい。

村況・生活

村内の諸事件や出入、生活に関わる諸項目を中心として中項目をたてた。この項目は、「村況・生活 2」として、次の目録に続く予定である。

〈送状・落着

村方人別に関係する送状・落着の文書であり、 町田家に関する送状類は除いた。

〈欠落〉

本項目と、〈家相続 一跡式〉、 〈事件・治安―事件〉において、一連の一件と思われるものは、 なるべくいずれかの項目に統一した。各項目を、

相互に参照されたい。

上名栗村の者が関わる訴訟関係の史料を入れた。

漢山 喧嘩・口論・殺人・強盗の事件関係と、飯能戦争に分けた。飯能戦争とは、慶応四(一八六八)年に上野彰義隊くずれの振武軍が、 (天覧山)にたてこもった事件である。 飯能の羅

4 近世状型文書の整理と目録編成の経緯

町田家の近世状型文書は、整理の過程で三つの文書番号が付されている。A…埼玉県立図書館の付した文書番号、 (文書請求用の通し番号) である。 整理の経緯を含め、これらの文書番号について説明を加えておきたい。 B…当館の整理番号、C…

している。ただし、文書番号(A)は目録の通し番号ではなく、整理段階で付されたと思われる番号をそのまま利用している。当館では、この 埼玉県立図書館、一九六五~一九六六年)として刊行されている。同目録では、文書を近世と近代、冊子型と状型に分け、さらに主題別に分類 町田家文書の一部は、既に埼玉県立図書館によって整理され、『武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書目録』I~Ⅳ(『近世史料所在調査報告』Ⅰ、

文書番号を「旧番号」と称している。

の分類を踏襲し、 次いで、当館では埼玉県立図書館で整理をした文書に、 近世と近代、 冊子型と状型に文書を分けて作業を進めた。 未整理のまま町田家に保管されていた文書を併せて再整理をおこなった。その際、 近世冊子型文書は、既に目録として刊行を終えている(『目録

ことにした。例えば、紙縒などで括られていたり、挟み込みや、袋に入っていた文書については、枝番号を付して現状を示した。 管については、この整理番号順をとっている。 は、近世と近代、 近世状型文書の整理では、 整理番号を付した(B-2)。未整理分の文書の整理では、 冊子型と状型に分類し、 まず既整理分の文書を埼玉県立図書館の目録順に配列し直した上で、整理番号を付した さらに当館刊行の近世冊子型文書の分類項目(『目録(一)』、『目録(二)』参照) 文書に何回か仕分けの手が入っているものの、できる限り文書の一括を尊重する $(B-1)^{\circ}$ に従って粗仕分けを

重した枝番号のレベルは、 入れた。また、枝番号は文書の状態によってさらに枝番号に分かれる場合がある(枝番号―枝枝番号―枝枝枝番号など)が、 目ごとに分類した。ただし、一括であったことを重視した方がよいと判断した場合には、 編年した上で、近世冊子型文書の目録の続き番号を付した。整理段階で枝番号を付し、一括を示した文書の場合も、 目録番号(C) は、 整理番号B 各一括文書の状態や内容によって様々である。 ―1・2をあわせ、『史料館所蔵目録』用に通し番号を付け直したものである。その際、 整理段階の枝番号のまま、 それぞれの内容によって項 いずれかの項目にまとめて 文書を各項目に分類し 項目分類の際に尊

討が可能になると思われるので、目録外の情報として、活用していただきたい。 重要な情報源としてコンピューターに入力し、並べ替えなどの利用ができるようにした。各文書番号の特徴を知ることで、より多様な文書の検 た当館の整理番号、未整理分は小単位での現状を生かした当館の整理番号、C…文書請求用の通し番号、である。 上から、再度各文書番号の内容を確認すれば、 A…埼玉県立図書館が付した整理番号、 B…既整理分は埼玉県立図書館の目録順に並 各文書番号は、 整理段階での

利用に留まらず、 た現状や内容の詳細などのデーターを入力してあるので、 た情報を、コンピューターソフト「桐 Ver. 3, Ver. 4」を使ってパーソナルコンピューター(NEC 9801 シリーズ RX MS–DOS Ver. 3. 3) 点であろう。近世状型文書の点数だけでも、 また、このほか今回の近世状型文書の整理で特筆することは、近世冊子型文書の「カード・シート」方式に続き、 目録作成の一助にするとともに、検索と閲覧の便に供することにした。コンピューターには、 広く公共化の方向を検討している。 約二万点あり、 あわせて利用いただきたい。 それらをカードで処理するのは不可能であると判断した。 コンピューターの今後の利用に関しては、史料館内での 文書番号の他にも、 コンピューターを利用した 目録には掲載できなかっ そこで、

町田家の来歴や、上名栗村の概況などに関しては、以下の研究を参照した。あわせて、参照いただきたい。

・『名栗村史』(上名栗村史編纂委員会、一九六〇年発行、一九八二年復刻)

・山中清孝『近世武州名栗村の構造』(埼玉県入間郡名栗村教育委員会、一九八一年

・加藤衛広「江戸 地回の山村の豪農圣営」(『恵川木汝史开宅所记要』召印六一丰度、一・加藤衛広「江戸 地回の山村の豪農圣営」(『恵川木汝史开宅所记要』召印六一丰度、一

同「西川林業の近世的展開」(『林業経済』四八三、一九八九年)

加藤衛拡「江戸地回り山村の豪農経営」(『徳川林政史研究所紀要』昭和六一年度、一九八六年)

川田英津子、神田純子、後藤功、五島敏芳、鈴木昌典、柴田章延、谷本晃久、藤巻直子、曲田浩和、 なお、本目録の作成には、加藤衛拡氏をはじめ、渡辺典子、保坂裕興の史料館員があたった。そのほか、五十嵐温子、江島澄佳、大久保泰利、 松井恵理、 丸山美季、三橋亜紀子、吉田美

保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム―武蔵国秩父郡上名栗村を事例として―」(『学習院大学史料館紀要』六号、一九九一年)

穂子氏をはじめ、多くの方々からのご意見・ご指導・ご協力をいただいた。末筆ながら、ここに深く感謝申し上げたい。

(西田かほる)

武蔵国秩父郡名栗村町田家文書(3) 学習院大学史料館所蔵史料目録 第11号

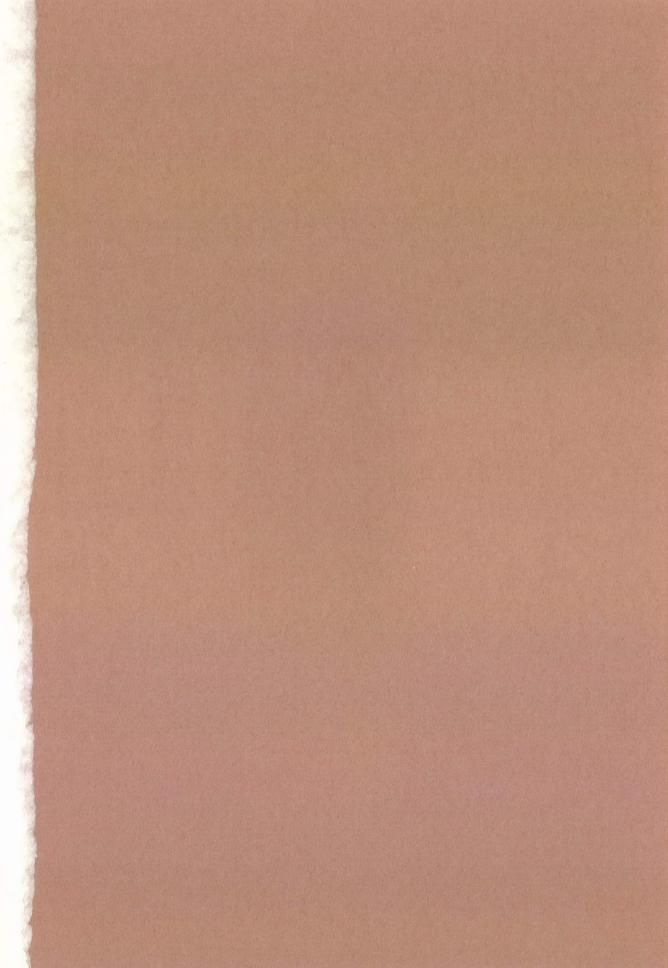
発行者 学習院大学史料館 代表者 久 野 秀 男

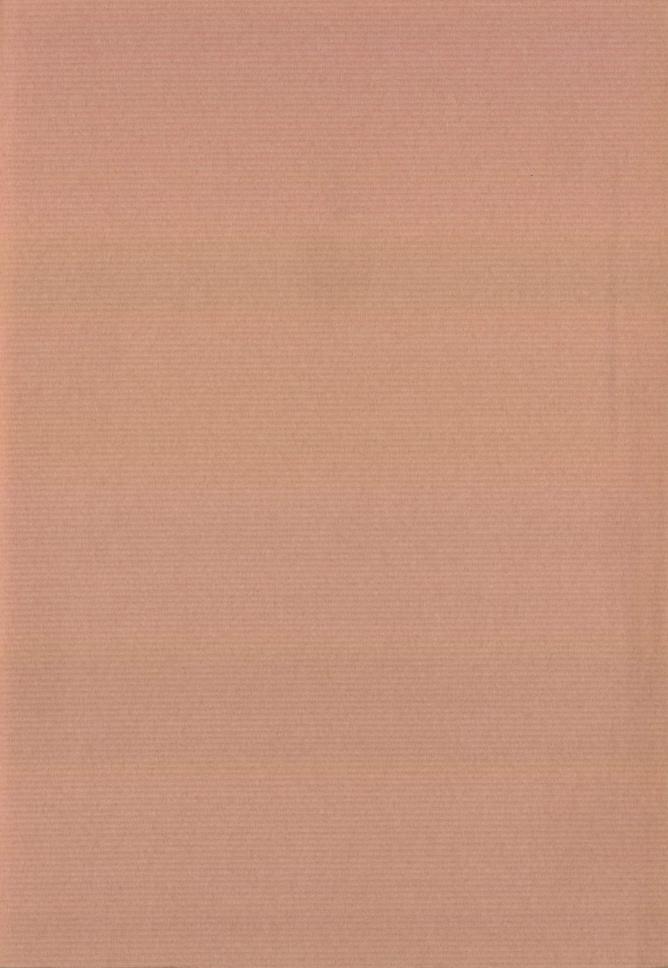
平成4年3月25日発行

東京都豊島区目白 1—5—1 〒 171 (電話) 03—3986—0221 〈内線〉6569









第十一号

武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書三

